

第六十八回 参議院建設委員会 會議録 第十九号

昭和四十七年六月六日(火曜日)
午前十時四十五分開会

委員の異動

六月三日

辞任

西村 関一君
中尾 辰義君

補欠選任

松本 英一君
沢田 実君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小林 武君

委員

中津井 真君
丸茂 重貞君
山内 一郎君
西ヶ久保重光君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
古賀雷四郎君
竹内 藤男君
中村 楨二君
米田 正文君
沢田 政治君
田中 一君
二宮 文造君
村尾 重雄君
春日 正一君
西村 英一君

国務大臣
建設大臣
政府委員
近畿圏整備本部
次長

朝日 邦夫君

環境庁水質保全局長 岡安 誠君
建設大臣官房長 大津留 温君
建設省計画局長 高橋 弘篤君
建設省都市局長 吉兼 三郎君
建設省河川局長 川崎 精一君
建設省河川局次長 川田 陽吉君
建設省道路局長 高橋 国一郎君
建設省財政局長 鎌田 要人君
自治省財政局長 中島 博君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

経済企画庁総合開発局参事官 牧野 俊衛君
環境庁自然保護局計画課長 宇野 佐君
通商産業省企業局立地指導課長 平河喜美男君
通商産業省企業局工業用水課長 植田 守昭君
通商産業省公害保安局公害防止企画課長 島田 春樹君
建設省都市局下水道部長 久保 起君

本日の会議に付した案件

○新都市基盤整備法案(内閣提出、衆議院送付)

○琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。
去る三日、西村関一君が委員を辞任され、その

補欠として松本英一君が選任されました。

○委員長(小林武君) 新都市基盤整備法案(衆議院送付)を議題といたします。

まず、政府側から趣旨説明を聴取いたします。西村建設大臣。

○国務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました新都市基盤整備法案につきまして、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

最近における人口、産業の都市集中に伴い、土地問題は、ますます緊要の課題となりつつあります。このための対策としては、人口、産業の大都市への集中の抑制、市街化区域内の土地の有効利用の促進、地価形成の合理化、公的土地保有の拡大などの総合的施策を強力に推進するとともに、大都市及びその周辺の地域における宅地の大量かつ計画的な供給をはかる必要があります。

本法案は、大都市の周辺の地域における計画的な宅地開発を推進するため、新たな宅地開発制度を創設し、これに対処しようとするものであります。人口集中の著しい市街地の周辺の地域における宅地開発に関する制度としては、新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業及び土地区画整理法による土地区画整理事業があり、地方公共団体、日本住宅公団等によりこれらの事業が施行され、宅地の大量供給に寄与してまいりましたが、大都市及びその周辺の地域における現下の宅地需給の不均衡に対処するためには、宅地開発適地について従来どおり新住宅市街地開発事業及び土地区画整理事業の施行の促進をはかるとともに、さらに、交通施設等の社会資本が乏しいなどの理由により、健全な市街地として発展させることが困難な地域についても、大規模な宅地開発を行なう

必要があり、そのため公共施設の整備はもとより、教育施設、商業業務施設、医療施設等居住者の生活上必要な諸施設の整備をはかるための新たな措置を講ずることにより、これを宅地として供給することが必要であります。

本法案によりまず新都市基盤整備に関する制度は、このように大規模な宅地開発を行なうことにより、大都市における人口、産業の集中の緩和と宅地需給の均衡に資するとともに、大都市の秩序ある発展に寄与することを目的とするものであります。

次に、本法案による新都市基盤整備に関する制度の概要を申し上げます。

第一に、新都市の建設をできるだけ能率的、効果的に進め、新都市基盤整備事業を施行する区域を市街化区域内において都市計画として決定し、その際施行区域の市街化のために必要な幹線道路、鉄道、地区公園等の根幹となる公共施設及び施行区域の市街地としての開発発展の核となるべき教育施設、商業業務施設、医療施設等の福祉利便施設及びこれらの施設の機能を維持するために必要な当初定着人口を居住させる住宅施設からなる地区の配置計画を定めることとしたしております。

第二に、根幹公共施設及び開発誘導地区のために必要な用地の取得については、これらの施設の効用が施行区域全体に及ぶものであることにかんがみ、施行区域内の土地の所有者等に均等に負担をさせることとし、根幹公共施設及び開発誘導地区に必要な土地の面積に対応する面積の土地を、施行区域内の各筆の土地から一定の割合を定めて均等に原則として協議によって取得し、協議によって取得できないものについて、初めて収用手続を進めることができることとしたしております。

第三に、施行者が必要な土地の取得を完了したときは、施行者の所有地を根幹公共施設及び開発

誘導地区に集約し、その他の民有地を整理するため、土地区画整理に準じた方法で土地の区画形質の変更、土地の交換分合、公共施設の変更等を行なうこととしたしております。

第四に、このようにして取得した土地の処分については、根幹公共施設用地はその管理者に、開発誘導地区内の土地は施行者がみずから開発するか、または公的宅地開発機関に譲渡して、それぞれ開発整備が行なわれ、民有地部分については民間の宅地開発が行なわれるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林武君) 引き続き、本案について補足説明を聴取いたします。高橋計画局長。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま議題となりました新都市基盤整備法案について補足説明を申し上げます。お手元に資料がございますので、その中の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一条から第六条までは総則を定めたものでございます。

第一条は、この法律の目的を定めたものであります。

第二条は、この法律に用いられている用語の定義を定めたものであります。

まず、「新都市基盤整備事業」とは、都市計画法及びこの法律に従って行なわれる新都市の基盤となる根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいうものとしたしております。

次に、「土地整理」とは、施行区域内において施行者が取得している土地を根幹公共施設の用に供すべき土地または開発誘導地区に充てるべき土地として集約し、あわせてその他の土地を集約するために土地区画整理に準じた方法で行なわれる土地の区画形質の変更並びに公共施設の変更等を行うものとしたしております。

次に、「施行者」とは新都市基盤整備事業を施行する者を、「施行区域」とは新都市基盤整備事業を施行する土地の区域をいうこととしたしております。

次に、「根幹公共施設」とは、施行区域を良好な環境の都市とするために必要な根幹的な幹線街路、鉄道、地区公園、下水道等の公共施設をいうものとしたしております。

次に、「開発誘導地区」とは、施行区域を都市として開発するための中核となる地区として、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設等の施行区域内の居住者のための福祉、利便施設及びこれらの施設をささえる当初定着人口を居住させる住宅施設のための土地または首都圏及び近畿圏の区域内において行なわれる工業団地造成事業を施行する土地の区域をいうものとしたしております。

次に、本法による新しい用地取得方式として、施行区域内の各筆の土地から一定割合の土地を均等に取得する方途を講じているのであります。その一定の割合を定めたものが「当初収用率」と「確定収用率」であります。これは後に述べますように、施行者が必要な一定の土地を、施行区域内の各筆の土地から均等にできるだけ任意取得の方法によって取得するために設けたものでございます。

第三条は、新都市基盤整備事業について都市計画を定める際の地区選定の要件を定めたものであります。

この事業が施行されますのは、市街化区域内の土地で、人口の集中に伴い著しい宅地不足を生じまたは生じるおそれのある大都市の周辺の区域のうち、良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として一体的に開発される自然的、社会的条件を備え、根幹公共施設のうち主要なものが都市計画として定められ、人口の集中した市街地から相当の距離を有する等の理由により、公共施設の整備及び開発の中核となる地区の整備が先行して行なわれることが効果的であるような地域においてであります。さらに、建築物がきわめて少ないこと

及び施行区域の面積は一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として五万人以上が居住できる規模の区域とし、大規模な宅地開発に適用されるものであることを明らかにし、あわせて当該区域の相当部分を第一種及び第二種の住居専用地域として指定し、秩序ある良好な環境の都市が形成されることをはかっているのであります。

第四条は、新都市基盤整備事業に関する都市計画において定めるべき事項及び都市計画を定めるにあつての基準を規定しております。

この都市計画を定めるにあつては、根幹公共施設については新都市としてふさわしい配置及び規模を有するように定め、開発誘導地区については施行区域全体の市街化を効果的に誘導するように配置し、その面積が施行区域の面積の四〇%をこえないように定めることとしたしているほか、開発誘導地区内の土地利用計画が適正に定められるように基準を定めております。

第五条は、新都市基盤整備事業は、都市計画事業として施行する旨を定めております。

第六条は、新都市基盤整備事業の施行者を定めたものでありまして、地方公共団体または日本住宅公団に限りこの事業を施行することができる旨を定めたものであります。

第七条から第九条までは、都市計画法との関係及び事業計画の認可又は承認等についての特則を定めております。

次に六ページ、第十条から第二十一条までは、本事業が施行区域内の各筆の土地から一定割合の土地を取得することに伴う取得手続につきまして、土地収用法の特則及び同法の規定との調整を定めたものであります。

第十条は、先に述べました部分取得の限度を定めたものでありまして、施行者は施行区域内の各筆の土地について、確定収用率を乗じた面積の土地に限り収用権が付与されることを規定したものであります。

第十一条から第十三条までは、用地取得についてはまず任意取得の方法によるべきことを明文化

して制度的に担保したものでありまして、施行者は、都市計画事業の認可又は承認があった後、この制度の仕組み、受けられる補償等については関係権利者に周知させる措置を講じた後、二カ月を過ぎない期間を定めて、土地所有者に対してその所有する土地を売り渡すように促す措置をとり、売り渡しの申し込みのあったものについては誠意をもって任意取得をするようにつとめ、さらに二カ月を経過した日において取得した土地の面積に基づき確定収用率を算定して、建設大臣または都道府県知事に届け出をし、これを公告するようにしているものであります。

第十四条から第十八条までは、施行者が取得する各筆の土地の部分の定める手続について定めているものであります。

次に八ページ、第二十條は、収用された土地がある場合に、土地整理の完了後に不要となった土地を生じた場合における買い受け権の特例を定めたものであります。

第二十二條から第二十九條までの規定は、土地整理の通則に関する規定であります。

次に、十ページ、第三十條から第四十二條までの規定は、土地整理における換地計画換地処分等に関する規定であります。

この法律による土地整理は、ほぼ土地区画整理法の手続に準じてこれを行なうものであります。

次に十二ページ、第四十四條から第五十二條までは施行者が土地整理によって集約した土地を新都市の基盤として整備するために処分し、その土地が適正に利用されるよう必要な規定を定めたものでございます。

第四十四條及び四十五條においては、施行者は、処分計画を定めまして、建設大臣または都道府県知事の認可を受けるべきことを定めております。

第四十六條及び第四十七條は、処分計画の基準を定めたものでございます。

第四十九條は、施行者または開発誘導地区内の土地を譲り受けた者は、本格的な宅地造成を行なおうとするときは、実施計画を作成し、都道府県

知事の認可を受けるべきことを定め、土地利用が適正に行なわれるように措置いたしております。さらに、第五十条及び第五十一条におきまして、建築義務、権利の処分の制限等の規定を設けています。

第五十三条から第六十六条までにおきましては、標識の設置、関係簿書の閲覧、不動産登記法の特例等の雑則について必要な規定を設けたものでございます。

その他、罰則及び附則について必要な規定を置いております。

以上、本法案につきまして逐条御説明申し上げた次第でございます。どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

○委員長(小林武君) 本案につきましては、以上の説明にとどめ、質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(小林武君) 琵琶湖総合開発特別措置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 最初に、私はこの開発法が通り、五カ年間で整備される琵琶湖周辺がどう変わるかという点について質問をするわけです。

むろんこれは、琵琶湖の水質の汚染が非常にきびしい、現に水を取るとか、取らぬとかという問題以前にも、もはや琵琶湖の水質というものは汚染され、重金属等の堆積が相当激しいということが報告されておりますが、むろん、これによるところの発生源というものを制限することは当然ではございましょうが、現在堆積する重金属等の除去の問題と、これに並行して現在でも行なわれておる下水道の整備という点について、どのような進捗状態を示しているか、ことにそれらの汚染を発生する発生源というものに対する追及と、これに対する施策がどうなっているかという点について伺いたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) それでは、私からまず下水道関係の計画の状況につきましてお答え申し上げます。

琵琶湖周辺の下水道計画といたしましては、琵琶湖の水質保全上重要な下水道の整備を行ないまして、水質環境基準の達成をはかることといたしておるわけでございますが、その事業内容といたしましては、中部・湖南のグループ、それから彦根・長浜のグループ、それから湖西地区のグループ、この三地域におきまして流域下水道を整備いたすことにいたしております。並びにそれに関連いたしますところの公共下水道、それからもうすでに実施をいたしておりますところの大津市などのいわゆる公共下水道、そういうものが琵琶湖周辺関係の下水道の計画のあらましでございます。

なお、これらの事業費の概算につきましては、たびたび申し上げておりますように、十カ年間で五百九十億円の下水道投資をこの琵琶湖総合開発の中において見ておりますが、そのうち、流域下水道関係が二百八十億、それから公共下水道関係が三百十億計五百九十億の総工費を見込んでおります。

それで、これを実施いたしますことによりまして、昭和五十六年に大体内下水道の整備率が八〇%の普及率というものを確保できるんじゃないかと、うふうな内容にいたしていただくわけでございます。

○田中一君 どうも答弁が不十分で困るんだな。

○政府委員(吉兼三郎君) なお、現況につきまして、昭和五十六年に大体内下水道の整備率が八〇%の普及率というものを確保できるんじゃないかと、うふうな内容にいたしていただくわけでございます。

○田中一君 そうですね、現在手をつけておられますが、そのうちの中部・湖南流域下水道でございまして、これは草津とか守山とか近江八幡といった五市八町を対象にいたしますところの下水道でございます。これは、昭和四十六年から着手をいたしております。昭和四十七年度におきましては、事業費八億九千万円程度を予定をいたしております。

それから公共下水道でございますが、公共下水道は、現在大津市だけしか実施をいたしております。この大津市の下水道の四十五年度末の普及状況は一・四%ということでございまして、四十七年度におきまして、この大津市関係の公共下水道におきましては、六億二千五百万円程度を予定いたしております。したがって、この滋賀県全体におきましては、まだ大津一市以外において公共下水道は実施いたしておりませんので、その排水面積に對しての普及率と申しますものは、県全体から見ますと、八・三%、つまり、県全体の市街地面積に對しての普及率は八・三%という非常に低いような普及率になっている状況でございます。

○田中一君 現在滋賀県には、繊維関係の工場が南部で六十五、中部で二十三、東北部で七十二、西部で四十七、計二百七の工場がある。化学のほうもそれぞれの地区にあって、結局四十八工場がある。この発生源に對する手当ては何かしてあります。ほかにいろいろ窯業とか鉄鋼、金属等があります。これはおそろしく加工工場だと思う。したがって、繊維並びに化学工場、これに對するところの手当ては現在どのように進捗しているか説明をお願いしたいと思います。

○説明員(平河喜美男君) 工場の排水その他につきましての現在の規制は、環境庁のほうでございまして、現在の規制は、私のほうでは、工業立地の指導関係についての御質問だということで聞いております。いまの問題については、私のほうでは特に留意しておりません。

○田中一君 しかし、工場のそうした浄化施設というふうなもの、これは環境庁になっていないんですか。あなたのほうで工場の生産計画というものの中に入っている、そこで規制されるんじゃないんですか、その点はどうなっていますか。

○説明員(平河喜美男君) 排水の基準等につきましては、環境庁のほうでやっていたことになっております。

○田中一君 基準は、環境庁に伺います。それらの設備の指導ですね、これは通産省にあるんでしょ

う。

○説明員(平河喜美男君) うちのほうの公害保安局でやっております。

○田中一君 来ておりませんか。

○説明員(平河喜美男君) 来ておりません。

○委員長(小林武君) 呼んでくださいよ。

○説明員(平河喜美男君) はい。

○田中一君 せんだって参考人のお見えになつて、いろいろ御意見を伺いましたが、堆積している重金属類の発生源というものがおそろしくわかっていふもの、報告できることになっているのか、伺いたいと思うんですが、あるいは朝日君のほうかな、どこかそういう取りまとめをして、そしてここに提案されているものだと思うんですが、その点はどこに聞いたらいんですか。

○委員長(小林武君) 速記をちよつととめて。

(速記中止)

○委員長(小林武君) 速記を始めて。

○田中一君 そこで、これは建設省に伺いますが、五カ年計画二兆六千億のこの下水道計画、これにいま大津市が公共下水道をちよつとやっていると、いう程度のことでは間に合わない。相当な、四十六年からやっていると、いうんですから、この西村さんの御努力でこうした関係府県の知事が合意をして、こういう法律の提案になったという、この背景には、やはり汚水の発生源というものを規制すると同時に、下水道の早期完成ということが望ましい。十カ年計画なら八年にすると、五年にすると、ここに当然大きな投資を行なう、一日も早く整備されることにならなやななと思ふんです。その前提となるのは、都市計画の問題によつて工場誘致その他が行なわれ、不規則な町づくりができておる。しかし今度は、この琵琶湖のこの水の水位を下げるということによつて、侵される環境というものの、破壊というものを考えますと、当然都市計画事業を指定して行なわなやな

道の以前の問題として伺っておきます。どの地区はどういう——たとえば長浜の市街地だけはどういう形でもっていくんだとか、あるいは彦根はこうなっている、大津地区はこの区域からここまでがこうなっているんだということなど、具体的な都市計画の説明を願いたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) 滋賀県全体では、市町村数が約五十市町村がございいますが、そのうち琵琶湖周辺の市町村は二十五市町村ということになっております。このうちお尋ねの都市計画の法適用の関係でございますが、この二十五市町村のうち大津、彦根市等の二十市町村におきまして都市計画法が適用されておまして、そして区域の指定が行なわれております。また新法によりますところの市街化区域、市街化調整区域のいわゆる線引きを行なうべき都市計画区域といたしまして、都市計画法の附則三項に基づきまして定められておりますものは、大津湖南の都市計画区域、それから彦根、長浜都市計画区域、この二区域でございまして、その両区域ともすでに市街化区域の設定の作業を完了を見ております。

そこで、大津湖南都市計画区域の状況でございますが、この区域に含まれますところの市町村は、大津市、草津市、守山市、志賀町、栗東町、中主町、野州町、石部町、この八市町村でございます。この関係しておりますところの行政区域の中で都市計画区域面積が五万四千六百四十一ヘクタール、このうち市街化区域面積が九千七百八十ヘクタール、こういうことになっております。それからもう一つの彦根、長浜の都市計画区域でございますが、これは彦根市、長浜市、多賀町、米原町、近江町、虎姫町、びわ村、この七市町村でございまして、都市計画区域の面積が二万五千三百十ヘクタール、このうち市街化区域が設定されております面積が三千九百八十ヘクタール、こういう状況になっております。現在はそのいうことでございますが、今後の予定といたしまして地元から要請がございますのは、この大津湖南地域と

彦根、長浜地域には含まれましたいわゆる湖東地区に能登川町、安土町といったような市町村がございます。これは中部甲賀地域と称されているようにでございますが、この地域につきましては滋賀県におきまして、現在市街化区域に関する都市計画について早急に設定する必要があるということ、いろいろなその前提の作業を行なっているような段階でございます。

○田中一君 これは北部のほうはまだ未開発のところ
ところが相当あると思うのですが、南部、東部、西部のほうも相当大きく開発されようとしている。そこで都市計画の問題、いま伺ったのですが、大体この滋賀県を一体どうするのかということ、私は非常に疑問に思うのです。滋賀県というところをどうするのか。たとえば東部、北部に面したところはこれは中部圏の地域計画の計画区域、それから南部、東部の一部、この一番平野の多いところはこれは近畿圏の計画の分野になっている。むろん、これはいろいろな規制とか許可とかあらゆる問題は滋賀県知事が行なうでありましようけれども、なぜ滋賀県が二つの計画にはさまれていきなやならぬかということなんです。滋賀県は滋賀県なりの滋賀県としての地方開発計画を持っておりましようが、上部機関として、これは建設大臣が本部長しているのだと思いますが、滋賀県が二つに分かれている。こういう地区はほかにもあるのです。北陸にもあるのです。行政的にこの指導というものが、あるいは計画というものが、どうして二つに分かれなやならぬのか。むろん、この部分は中部圏の一部として中部圏の経済的、政治的、行政的な影響があるんだと、この部分は近畿圏としての影響があるんだということだと思ふんです。この問題は近畿圏並びに中部圏の整備計画のときにも非常に疑問に思って質問したことがあるんですが、こうしてわれわれの目の前に琵琶湖の問題が出てまいりますと、もう滋賀県そのものが琵琶湖は相当な面積を占めているわけなんです。どうしてそういう形で行政指導あるいは計画が両整備計画にゆだねなけりやならないのかと

いう点について、建設大臣、疑問をお持ちになりませんか。建設大臣から御答弁願いたいと思います。このほうがいいんだと、このほうが県民の要望であり、かつまたいま申し上げたようなことが県民の意思なんだということならそれでもいいですが、しかし私としては、一つの行政区域の中にそうしたものが入り込んでくるということのほうが、結局その地域県民の格差というものが生まれる場合もございますし、全然そんな格差はございませんと言うならば、一つにしたらいいではないかという議論も生まれるし、その点をひとつ御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 滋賀、福井、三重、これら三県が近畿、中部圏になっております。私は端的に言つて、そういう二重コントロールを受けることは好ましくないと思います。しかし、これはやっぱり近畿圏と中部圏の接点でございますので、いまそういう制度になっております。そこで、行政的にも非常にダブリまして、はなはだ困るわけでございます。最近もそういう例が三重県でございました。一方の近畿圏ではある地区はこうするんだと、ところが一方中部圏じゃこうするんだと、はなはだわからぬようなことがございました。したがって、私は今後行政指導としては、いまの制度を変えることはこれは法律的にやらなけりやなりませんから、行政的に指導することは、事柄によって、やはりこれは近畿圏にまかすべきだ、これは中部圏にまかしておくべきだというふうに指導をしていきたいというのですが、これがおのおのの関係がありまして、接点でございますから、そういうようなたてまえにはなっておりますが、端的に言うて非常に行政上困る、好ましい制度じゃないというふうに思っておりますが、いま直ちに行政上の指導としては、事柄によっていろいろきめたいというような考えをいたしておる次第でございます。

○政府委員 朝日邦夫君）補足をさせていただきますたいと存じますが、仰せのとおり、近畿圏と中部圏の土地利用計画の面で重複しておる部分がございます。

います。ちよつと数字でございますので申し上げたいと思いますが、滋賀県の面積は約四万平方キロでございます。そのうちで六百八十平方キロが、約六分の一ぐらいいなりでしょうか、琵琶湖の水面でございいます。残りの三千三百平方キロあまりのうちで可住地面積と考えられますものが約千二百五十平方キロでございます。そのうちで、近畿圏の都市開発区域として、琵琶湖の、ただいま先生お話しのように、大津から彦根、長浜に至ります東部の地域、これを近畿圏の都市開発区域として指定をいたしております。これが約千二百平方キロでございます。それから中部圏の琵琶湖の東北部の区域でございます。これはやや一部近畿圏の都市開発区域とダブっておりますけれども、これが約三百六十平方キロでございます。しかしながら、この琵琶湖総合開発に關しましては仰せのような問題がございますけれども、これはやはり近畿圏の問題が主であるということ、ごらんいただきますように、法案の目的等におきましても、中部圏と御相談をいたしました結果、これはやはり琵琶湖総合開発に關する限りは主として近畿圏の問題だということと調整をいたしておるわけでございます。

○田中一君　なるほど必要とする水は、近畿圏に流れるんだから、おまえのほうでやんなさいということなんじゃないんです。滋賀県民の立場になつてごらんないさい。その計画によつて県民に格差ができる――経済的な格差、政治的な格差、いろんな格差ができます。それを一体どうするかということになりますと、これは問題なんです。同時に、琵琶湖に流入するところの河川というものは北部地区に多いわけです。流入する河川は多いわけです、そのほうが。こういう面から見ても、こうして一つの行政区域の中で二つの政府の指導が行なわれるということは、いま建設大臣が率直にお述べになつたように、これは非常に正しいんです。あなたは非常に正直な人だから、そのまま率直におっしゃるけれども、朝日次長の答弁は聞きたくないくらいなんです。河川行政としてもおのずから異なつておるかもわからない。たとえば、

私はきょうは陸地を中心に話をしているんですが、陸地にしても——道路一つにしても、あるいはいま申した下水道にいたしましても、そこに問題があるということなんです。問題があるということは何かと言うと、県民の生活の上に格差が生ずるのではありませんかということ。幸いにして河川本部の部長が建設大臣でありますから、これはいいんであります。的確な指導をすればいいんであります。現にこうした形があらわれているということ、決してこれは近畿圏本部の、近畿圏の整備計画のものじゃないわけなんです。両計画にまたがらなければならぬ。こうなると、いま直ちにどうこうというのは申しませんけれども、琵琶湖の水というのは決して近畿圏だけから生ずるものじゃないということは明らかになる。いま申し上げた下水道の問題、道路の問題をどうするのか、河川改修の問題もどうするのかということになります。これは、今回の琵琶湖のこの計画の元締めを近畿圏が行なうのだというこれはおかしい話なんです。朝日君がそういう答弁をしなければならぬと迷がそうと思つたんですが、それがや困るわけです。

そこで、河川局長に伺いますが、河川局長は、一体こうした形で、いわゆる整備計画というものが二元的になっておるといふ中において、建設省の河川行政としては二つに分かれていて、という見方をしておらぬと、一つであるというかまえて指導をしてくるか。一つ、この部分は中部圏、この部分は近畿圏と分けて使分けをしてくるか。その点を伺っておきます。

○政府委員(川崎精一君) 私どもの立場は、当然河川法の立場で、水系を一貫したものの見方というところでございますので、必ずしも中部圏、近畿圏、そういったものにこだわらない河川といえます。すなわち、物理的な見方をいたしておるわけでございます。したがって、たとえば淀川水系でございまして、三重県等から木津川等が流れてきておりますが、こういったものに付きまして、やはり上下流全体を見て、それぞれ治水の問題、あるいは

は地域地域の利水の問題、こういったものを総合的に判断して実施をするということでございます。したがって、またそれぞれの、単に河川あるいは水資源以外のそれぞれの県内の事情があるのかと思ひますけれども、そういったものは河川行政全体の中でできるだけ調整をして進めていきたいと考えております。

○田中一君 道路局長来ていますか、同じような質問の趣旨ですから答弁してください。

○政府委員(高橋国一郎君) 河川の場合と全く同様でございます。たとえば、滋賀県が中部と近畿圏の二つの県にあつたといふ国道につきましても、道路を整備する場合にたとえ国道につきましても、昭和五十年におおむね合致するとか、小資本等につきましても昭和五十五年に合致するといふような一つの目標を持ちまして、それぞれの道路の計画によって整備を進めております。こういうふうな特殊な立法によって早まることはあつたといひましたけれども、その県内によって、たとえば中部圏ないしは近畿圏によって差がつくというふうなことはわれわれはいたしたくないというふうな考えでおります。

○田中一君 都市局長どうです。

○政府委員(吉兼三郎君) 私どものほうの都市行政の面におきまして、現行の都市計画法が県を中心にして行政を行なうという立て方になっております。滋賀県の意向を十分尊重しながら都市計画整備を進めていく。先ほども申し上げました市街化区域等の設定等もそういう県内の、県並びに市町村の意見の調整が十分はかられた上でもって、こういう新しい市街化区域等の設定が行なわれてきておるといふように、私も指導いたしておるわけでありまして、なお、下水道といった特殊な都市施設の整備につきましても、これはまあ琵琶湖という大きな問題がございますので、まず琵琶湖の水質環境をいかに保持するかという、水質環境を保持するという点を重点に置きましたことから、下水道整備、滋賀県の下水道の整備を計画的に進めていくというふうな考え方にならうかと思ひ

ます。

○田中一君 そういたしますと、中部圏であろうと近畿圏であろうと一向さしつかえございませんと、こういう答弁のようでありまして、西村さんと、こういうしなさい、知事と相談し、県民とも相談しながら一つにしたらどうですか。二つの行政区域でもって二元的な指導が行なわれる計画に入るといふことはおかしいんです。そこで、おそらくいまでも自分たちのほうは一元的に国の方針としてものを考えているからその方針には間違いございませぬというならば、近畿圏と中部圏にダブルならいいですよ、ダブルのは全県がダブルしているんだから。いろいろ経済的な関係があるから全部全県を、滋賀県は近畿圏にも入る、全県が中部圏にも入る、これならいいです。得なほうを取ればいいんです。その面からくるとその影響のものはその面として取ればいい。その区域を分析していくということに問題があるんじゃないかと言っているんです。全部やたらどうですか。これは実際に、近畿圏をつくるときに、中部圏をつくるときも、この二つの法案をつくるときも、そういう問題をくどくど私は質問しているわけです。おかしいではないか、当時はまだこのような高度成長の欠陥というものは生まれていないときでありまして、行く行く自分の地域は二つの経済圏に係しているから両方にまたがっていったほうがいいんではないかという思想もあつたと思うんです。私は思ひ出しますけれども、当委員会におつた熊谷三郎君などが何としても福井県を入れる入れるといった要求があつたことを覚えております。いま、こういうたぐさの面だけじゃなくて、マイナスの面も見ようという場合には、こうしたことは県民としてはあわせてではないの、建設大臣、そういう理解をするんですが、これをどうお考えになって今後どうしようとか、お考えはわかりますが、どうしようとするのか、十分に県民とも話し合いながら、これでいいんだという結論になるのか、あるいはプラスの面は全部

取りたいけれども、マイナスの面はしよいたくないんです。ことに水源というものは他県にある、自分の県のみにあるんじゃないんです。よその県にある。それが琵琶湖という大湖に流入されるのでありますから、他県の水が流れ込んでくるのが琵琶湖であります。したがって、行政の面からいっても、行政面とすれば一元だ、河川は河川として一元だ、こういってありますけれども、実際はマイナスの影響があるとするならば、これはどっかに所属をきめたほうがいいんじゃないかと思うのです。今後の施策について建設大臣の答弁をお願いします。

○国務大臣(西村英一君) 私も不合理を感じておりますから、この問題につきましてもいまでもたびたび不合理な点に私は遭遇したんです。私は両県の長官ですから。したがって、これをいま直ちにこうするという答弁はできませんが、十分検討はいたします。

たとえば、いま河川局長は水質、水系一体でやるといっておられます。両方のコントロールを受けなければいけない場合もできるのでありますから十分検討したい、かように思っております。

○田中一君 それで十分です。

そこで環境庁来ていますか。これは衆議院の附帯決議でもおそろく参議員でもそういうことを強く要望いたしますけれども、汚染の発生源というのに対してどういう措置をとるべきかと伺つておられます。おそろくいろいろ職種がありまして、繊維とか化学とかが汚染源だと思つております。通産省に伺つたところが、通産省のほうでは設備としては浄化設備等は他の部局だ——いままだ来ておりませんが、あなたが見た場合にいう現在で、もはや飲料水等として利用できない水質になっておるんだということが明らかになつたわけなんです。同僚の春日委員に聞くと、京都の水を持ってきた、京都の水はくきく飲んでいそうである。あとでもって詳しく春日君が聞くとお聞きしますが、そうなるかと、せんだっ

ての大学の先生の説を聞きましても、どうも私には納得できないものが多々あったわけです。しかし現在、この発生源に対して環境庁としてはどういふ手を打っているか。また、将来とるべき答弁になりませんよ。現在どうしているのかということ、むしろ、これは将来に対するものも含めまして答弁していただきたい。

というのは、下水道の完成が相当長期にわたるということになりますと、まずそれをとめることです。

○政府委員(岡安誠君) 琵琶湖の汚濁につきましても、いろいろ発生源がございまして、私も先般琵琶湖の環境基準を設定するにあたりまして、汚濁源の推定をいたしたわけでございまして、汚濁源の推定をいたしたわけでございまして、先生おっしゃるとおり、CODの負荷量がございまして、すけれども、それについて見ますと、工場排水がやはり圧倒的にそのウェイトが大きいということになっております。北湖、南湖を通過をいたしまして工場排水によるCOD負荷量は約七六%というふうに考えておりますし、家庭下水は約二〇%というふうなウェイトになっております。

そこで、私も現在対策としてすでに実行いたしておりますのは、工場排水につきましてもは現在水質汚濁防止法によりまして国の一律基準という規制がそれぞれかかっているわけでございまして、すけれども、琵琶湖のように水の交換が特に悪いというふうなところにつきましても、各県を指導いたしましてさらに国の一律基準を強化をする。規制を強化するという指導をいたしております。現に滋賀県につきましてもは国の基準に上をいまして、ましてすでに強化した排出規制が行なわれているわけでございまして、これも資料でお配りしておりますけれども、簡単に申し上げますと、PHにつきましては、国の一律基準が五・八と八・六という間にございまして、六・〇と八・五の間に強化をする。それからBODにつきましてもは、国の一律基準が最大一六〇というものを、食料品工業につきましては一〇〇、繊維工業につきましてもは一二〇、その他の業種につきましてもは七〇というふう

に強化をしておる。CODにつきましても大体同じ程度の強化をいたしております。それからSSにつきましてもは、国の基準が最大二〇〇というものを九〇というふうにしぼってございまして、それからノルマルヘキサン抽出物質含有量についても、国の三〇PPMに対して二〇PPM、それからフェノール類につきましても、国の基準が五に對して一というふうに強化をいたしております。ただ私も、この県の上の条例だけでは十分とは必ずしも思っておりません。で、私もはさらに、この規制を強化するように、現在、滋賀県と打ち合わせ中でございまして、話が整えばさらにこの基準の強化をいたします。琵琶湖の最大の汚濁源でございまして小工場に對します排出規制は強化をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、それ以外の家庭下水につきましてもは、すでにいろいろ御説明申し上げましたとおり、下水道の整備というところで対処をいたしたいと思っておりますし、それ以外の、たとえば畜舎排水等につきましてもは、最近のうちに私もは水質汚濁防止法の規制対象にこれを加えて、規制をいたしたいというふうには考えておる次第でございまして。

それから、富栄養化の問題がこれとは別にございまして、磷、窒素のたぐいでございまして、これにつきましてもは、現在必ずしも調査が十分行なわれておらない点もございまして、今年度予算をお願いをいたしまして、琵琶湖もその対象にいたしまして、富栄養化のメカニズム等を明らかにいたしたいというふうには考えてございまして、その結果を待ちまして、私もはできるだけ富栄養化につきましてもは早急に手を打ちたいというふうな考えでおる次第でございまして、これら両方の施策が並行することによりまして、いまお話の、上水道用水等の現在くさい水の問題等も解消できるんではあるまいかというふうには考えておる次第でございまして。

○田中一君 そういう施策を急いでいただきたい

ということが一つ、それから下水道の敷設の予算、これから行なう年次計画をひとつ出していただきたいと思ひます。それはできておりますか。

○政府委員(吉兼三郎君) 一応、私もはほうで予定をいたしておる年次計画というものはございまして、これはまだオーソライズしたものではありませんが、その内容につきましてもは別途また御相談申し上げまして、資料として提出いたしたいと思ひます。

○田中一君 この下水道敷設の計画を立てる以前に、都市計画の実施区域というものは拡大するつもりですか、あるいは単独でそれぞれの浄化槽をつくって、それぞれで処理するつもりなのか、あるいは流域下水道あるいはもっと大きな広域下水道的なものをつくるということの構想なのか伺っておきたいんです。というのは、私はもう部分的な対策じゃなくて、流域なんというよりも広域な、大きな下水道の計画を持ったかどうかということなんです。私がこの一・五という水位の計画というものはおそろく二になるあるいは二・五になるというふうな傾向がこれからあり得るんじゃないかという想定なんです。公害国日本の縮図が、こういう非常に国立公園、国定公園の中で行なわれているというふうになりますと、いへん問題なんです。大石長官、だいがあつちへ行つてひどい目にあつていようでありますけれども、これは縮図です。何といつても水という大きな資源は、これは日本の民族資源です。その環境が破壊されるおそれが多分にあるということは、一・五から二・五あるいは三と延びるという可能性もあるわけなんです。なぜならば、これはわが国のまだやめておらぬところの高度成長政策、これがおそろく続くんじゃないか、資本主義経済というものがこれからますます増大するんじゃないかという場合には、行政とくついで利潤を生ませようという形が陰で生まれてくるということを想像しておるわけなんです。そうすると、この辺の下水道というものは、終末処理というものは大きく一つにするとか、そうして非常に広域なものに転換

したらどうか。これは下水道の五カ年計画のときにも建設大臣といろいろ自分の意見を交えて話をしたことではあります。そうしないと、これは再び二重の投資をするような時期がくるのではないかと。この湖面の水位が下がると、やはり干がたが生まれてくるわけなんです。ここに、レジャーブームでありますから、いろいろな形の工作物が生まれる危険性が多分にあります。現在でももうとてもじゃないが、われわれが少年時代に見た琵琶湖なんというものの姿はございせん。将来をやはり想定をしながらの計画を立てなければならぬ。いわゆる全域が市街化されるおそれがあるんじゃないか。それがどこまで押えらるるかということになりますと、下水道施設というものが当然先行しなければならぬが、その先行する中において、いま現に二兆六千億でしたね、その下水道計画の中に、この滋賀県の琵琶湖周辺の下水道というものの比重というものがどのくらいになるのか。早期にやれということになりますと、せんだつて、この国会で通過したところの五カ年計画なんというものは吹っ飛んでしまつて、より多くこれは持たなければならぬということにならざるを得ない。下水道というものは、今日、公害日本ではどの府県でも、都市でも仕事をしたいという気持ちで濃厚なんです。これは四、五年前までは下水道の補助金を出そうといつても、かなり地元の反対にあつたり、あるいは行政部局で熱意を持たないためにおくれおりました。いまはもう全国的にどの市町村、都市、どこでも下水道をしなければならぬんだというふうに機運が向いております。したがつて、それだけにせんだつて五カ年計画で立てた、資金がこちらのほうにより多く導入されると、ほかの地域、ほかの市町村に悪い影響が来るんではないかと思ひます。いま都市局長は、その年次計画ができておらぬと言つておりますけれども、早急にこれを決定して、第三次五カ年計画というものを直ちに改定すべきである。そうしてより多く公害日本の各都市の要望にこたえて下水道の計画予算というものを増大すべきである、

こう考えるんですが、建設大臣はどうお考えでしょう。

○国務大臣(西村英一君) この琵琶湖を中心にした滋賀県の下水道、これは年次計画はどうかかわりませんけれども、大体事務当局の考え方は、流域を三カ所やろう。公共下水道はそれぞれの市でやるわけですが、いま四十七年の予算のつけ方が流域は一カ所、公共は一カ所と、こういうふうにやっておる。私は、やはり同時に全部発足したい、前からやっておるところもありますが、四十七年度に同時に発足したい、こういう気持ちで、いまそういうことを命じておるわけでございます。そうしなければ、なかなか準備ができません。また、金がいかなないと、本気になってやらないです。したがって、幾らでもいいから、事務当局には同時に流域下水道を、三カ所やるならば流域下水道に同時に着手しなさい、こういうことを言っております。

それから、田中先生のおっしゃるのは、小さな規模でやりなさんな、大規模でひとつやったらどうだ、こういう話ですが、その流域下水道、三カ所の一カ所が、とにかく私はまだ聞いておりませんが、日に何トンあるか、そのトン数によると思っています。私が京都をちよつと見ましたが、百トンパー・デーというふうなことになりますと、相当に処理場の面積が要るわけですから、おそらくこれは流域下水道にしてもたいしたトン数にはならないと思いますが、今後研究しまして、ひとつなるべく流域下水道の処理場というものは大規模にやりたい、こういうふうを考えております。

それから、国全体の二兆六千億云々の問題であります。これはまだ二年たつたばかりでございます。私はこれで御案内のように、流域下水道は五カ年たつても全国平均で二二%が三八%にしかならないんだから、五年ぐらいたつたらもう五〇%ぐらいにやれないかという意見もございます。ございすが、それから、この五カ年計画を決定した後においていろいろ問題になっておるところ、この琵琶湖もひとつそうでしょうし、瀬戸内海も

そうでございますが、いろいろなところがございしますので、この改定もあるいは遠からずやらなければならぬのじゃないか。改定をやらなくても、繰り上げ施行ということができませんから、やはり相当予算を増さなければ満足に私はできないと思っておりますが、現在の時点、今年度の仕事としては、これは事務当局はちゃんときめておるんですが、年度別の予算がないということであらうと思ひます。したがって、早く着手しなければ早くできないのでございます。

また、都市計画、都市計画といつても、都市計画の中心は地下にあるんです。土地の下にあると思ひます。したがって、それをきめずして都市計画といふものはできるはずがないんです。私は今日まで都市計画といへば、道路、公園、こう考えておつたんですが、今日の都市計画の課題は地下でございします。そういうふうには私は認識いたしておりますから、田中先生のおっしゃること、十分意味はわかります。私も大体その方向でございしますが、それも数字をちゃんと持った話でないと具体的ではございせんが、考えだけ申し述べて御了承賜りたいと思ひ次第でございします。

○田中一君 琵琶湖に集中するために、ほかの都市の補助金の配分が減ることはないでしょうね。

○政府委員(吉兼三郎君) そういうことはございせん。

○田中一君 河川局長に聞いておきますが、堆積した重金属類のしゅんせつはできないものでしょうか。かきまぜて、悪いものが流れ出さないようにする方法は開発できないものでしょうか。水泳すらできないのじゃないかと思うのです、このままでまいりますと。どうでしょう。

○政府委員(川崎精一君) 現在の湖底における重金属なり、あるいはPCBの分布の状況、こういったものが実は一部の調査のレポート等もございしますけれども、実態がわからないというところで、四十七年度から環境庁も積極的のひとつ実態を調査しようというところでございします。非常にいわゆる深い北湖の中心部等に推積しておりますものは、

これはほとんどお手あげじゃないかと思ひますが、しかし、比較的われわれの生活環境に密着しているような湖岸の部分につきましては、これも量によりけりだと思ひますが、われわれも湖岸道路の建設の際に、そういったものを埋め込んで、取り込んでしまふとか、そういったことを調査の結果に基づきまして、ひとつ具体的に検討いたしたいと考えております。

○田中一君 農林省来ておりますか。

この三十二、三年ごろからですか、埋め立てを盛んにされたのは、二十七年でございましたかね。これは当時の干拓、これは食糧増産のために、当時の事情の必要でやったのでしようが、今度の水位の低下で護岸があるところはいさ知らず、護岸のあまりないところ、大体東南部のないところは相当干がたができるのじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(川崎精一君) 今回の水位の変動幅を大きくしますことによつて、御承知のように、南湖は非常に水深が浅いものですから、かなり水位を低下しました時点では、干上がる部分ができるわけでございします。そういったところは、はたしてどのように取り扱うかという、あとの取り扱い方の問題じやなからうかと思ひます。具体的には箇所、箇所によつて違ひますが、南湖はやはり数百メートル干陸するというような箇所がかなりございします。

○田中一君 いま行つて見ましても、浮御堂の近所などは、ものの三十センチしか水位がない。これはおそらくなくなつてしまふのではないかと思ふのです。そこで、干がたができた場合、この築堤といふものをどの辺に持つてこようとするのか、その干がたがあつても、波打ち際があつていいじゃないか、残しておこうという考えを持つのか、考え方はどうなんです。これは将来の問題を言っているんです。結局、私の考えている前提が、これが一・五じゃなくて、二・五、三になるんじゃないか、そういう時代が来るんじゃないかという想定から言っているのです。そんなことはないよ

とはあなた方も答弁できないと思ふんです。私は、今日の資本主義経済の発展というものを、そうして、いろいろの意味の各階層の社会との癒着というものがくる水の要求というものは、あそこに水源地があるじゃないか、あそこをもつと減らせ、減らしたって何ともないじゃないかと言ふような予感がするわけです。したがって、今回の一・五といふもの、あるいは最大二といふものの水位の低下といふものを考えると、それに対応したところのものがなければならぬといふのは、いま明らかにそうすると、滋賀県民は大騒ぎをしちゃう、将来また水を取るのじゃないかといふことになりまして、そうでなくして、たとえば行政の面、行政の面といふか、陸地に対する行政の範囲内で、将来を予想したところの施策をしなければならぬのじゃないかと思ふのです。埋め立てを許可したのが相当あるわけなんです。これは全部のトータル出ておられませんけれども、農林省が行なつたところの大中之湖といふのですか、このところで千三百三十、これは地図を見ましても、いまちゃんと農地になっておりますが、これなんかも将来水田といふのは廃止しちやつて、何かの形で転用されるおそれがあるといふことなんです。その場合、そうしたことは農民が持つていけるものですか。こういうものをどう指導するかといふことが一つ、まだあります。また資料をずっと見ると、いわゆる適地、すぐに資本金、土地会社なんか食指を伸ばすような地点がたくさんあるのです。こういうものはもう許されないので。

そこで、いま申し上げた干がたになつた場合の土地の所有権、この間もちよつと参考人に伺つたんですが、私の子供のときに覚えていたのは、これはアシが一ぱいはえておりました。むろん、堤防なんかありません。アシが一ぱいはえていた。農民あるいは市民がアシを取つて何かに使つておりました。そういう琵琶湖から今日を見ますと、もつと極端に公有地か民有地かという問題が、これからのいろいろな意味の論争になるんじゃないかと思ふ。したがって、琵琶湖の生成といひます

か、でき上がったのは何千万年前かわかりませんが、少なくとも、われわれの近い歴史で見れば、琵琶湖の地図ぐらゐは相当あるんじゃないかと思うのです。そういう地図等を収集されて持っていっていただけますか、あるいはお調べになったことがありますか。どこに聞いたらいいのかわからんが、聞いておきたい。

○政府委員(川崎精一君) いわゆる地形的な地図につきましては、私どものほうで、昭和三十年から三十八年まで、これは国土地理院において調査をいたしました。その結果、初めて琵琶湖の周辺並びにこの湖の中についても、かなり具体的な地形が把握できたわけでございます。それによりまして、いわゆる基準点のゼロメートル水位におきます琵琶湖の面積は約六百七十九・五二平方キロでございます。これがマイナスメートル五十まで下がりますと、六百六十二・〇七五、面積が縮小するわけでございます。したがって、これが水平に下がるとすれば、干陸される面積と、こういうことになるわけでございますが、その広さが十二・七六平方キロになります。これは現状でございますと、十七・四三六平方キロでございます。ゼロ点時点の湖面積の約二・五%くらいに当たりますが、一部しゅんせつ等を行ないますので、でき上がった形では約十二・七六が干陸する面積になるというところでございます。これは、場所によっていろいろ干陸幅も異なりますが、大体平均をいたしますと、約五十メートルないし六十メートルの幅になります。この中にはやはり私有水面等もございします。しかし、もうほとんど全部がこれは公有水面でございしますので、今後どのようにそういったものが利用されるかという問題もございします。河川の管理の立場から申し上げますれば、基本的には公有地のままで残しておきたい、やはりこれは、干陸した場合にそういうことになるわけでございますが、洪水時とか、あるいは水位の変動によつては、必ずしも長く干陸される状態が続くというわけでもございせんので、やはりそういった幅は持つていなくちゃいけないんじゃないかと感じておる次第でございます。

○田中一君 この民有地と公有地の関係ですがね、地図は、そうすると、昭和三十年しか正確な地図がないわけですか。

○政府委員(川崎精一君) 昭和三十年から三十八年の期間に調査をしたわけでございます。ただし、これは地形図でございますので、地籍図じゃもちろんございせん。それで、地籍につきましては、この琵琶湖総合開発に関連をいたしまして、そういった官民境界をこの際明らかにしておく必要がある、こういうことで、湖岸の管理は滋賀県が行なっておるわけでございますが、これにつきましては滋賀県と協同いたしまして、昭和三十七年からそういった地籍の調査を始めておりまして、大体現在の進捗状況は約九〇%ぐらいという報告が参っております。で、やはり一々個人個人と一筆ごとに立ち会って解決をしないかなくちやいけないというような問題でございまして、かなり時間がかかっておりますが、できるだけ努力をいたしまして、早急にそういったものを明らかにするようにいたしたいと考えております。

○田中一君 この地籍図の確認したというのは九〇%ですか。

○政府委員(川崎精一君) はい。

○田中一君 そうすると、登記法というのができ上がったのは明治初年ですか、明治二年でしたかね、そうすると、明治二年ごろの登記原簿というものはないのでしたか。

○政府委員(川崎精一君) おそらくそういった通常の土地台帳といったようなものは登記所にあるかと思ひますけれども、現状はかなり違つておるようでございまして、しかも、琵琶湖につきましては、明治三十八年に洗いざしが竣工いたしました以来、徐々に水位も低下してきておるものですね、湖周辺の生活のいろいろな状況によつて、そういったものはかなり乱れておるようでございします。したがって、一々そういったものを照合しながら調査を進めていかななくちやいけないという実情でございまして、まだ、一〇%程度は十分把握できていないようでございます。

○田中一君 登記所にある登記簿というものは全然触れないで、現状にある、現在目に見えているものに対して話し合ひをされているのですか。そういう考え方、ちよつとおかしいと思うのですね。むしろ、これは当然、たとえば登記所に現存しているところの証拠書類であるところの登記原簿が間違つてゐる場合もあり得る、その明治初年にでき上がったところの土地台帳がその原因が間違つてゐる場合もあることは否定しませんが、けれども、それを正して正しいと立証しているのが国家なんです、国が管理しているんですから。だから、そういうものに全然触れないで、立ち会ひでもつて、これはおまえのものだおれのものだ、これはああしたぞ、こうしたぞということだけできめていくということなんですか。

○政府委員(川崎精一君) やはり調査をいたしたます前の時点では、権利関係を一番明らかにしているのは土地台帳だろつと思ひます。したがって、そういったものをもろろん参考にしながら、それに新しい調査なりあるいは陸界によつてそれを是正といひますか、真実を明らかにしながら作業を進めておるというように聞いております。

○田中一君 何もここで新しいトラブルの種をまこうというのじゃございせん。それはむしろ納得すればいいのでありますが、しかし、こうして水位の変動というものが歴史的にもあったわけなんです。伊勢湾台風のときでしたか、琵琶湖へ行つてみると、これは非常にまたいまの形態とは違つております。一面埋め立てはほとんど強化している。まあいろいろのものがここにありまして、埋め立てを見ましても、港をつくるとか、農地をつくるとか、そういう時代ですから、農地をつくるというところもこれは必要であつて、いいでしょうが、なかなかいろいろのものがあつて、工場用地に埋め立てを許しているとか、いろいろなものがある。こういう態度は相当これから変わるんだと思ひますが、この水面埋め立ての問題は今後とも強化をする方向で、許可が知事の権限になつておりますね。政府として、その方向で埋め立てを許可しよう、干がたのできた場合にも、この場合なら障害がないからこれを埋め立てさせて払い下げよう、その辺がかりに公有地ならばですよ。そういう方向でいっているのか。公有地と言つても、これはもう国のものなんです。国有地なはずなんです。管理者が知事でありましても国有地なんです。したがって、そういうものを、干がたができた場合には、埋め立てて払い下げをするんだというふうな考えを持てているのか、あるいはそういうことは一切しないんだ、健康な琵琶湖を守るためには、そういうことはしないんだという態度をとろうとするのか、これは建設大臣、明確に答弁をしていただきたいと思ひます。

それから、いままでの払い下げをした農地その他が利用の目的を変更されることを許そうとするのか、許さないという考え方に立っているのか、あるいは現在妙な形に利用されている面が多々ございします。たとえば、県が出資したホテルなんかもございしますし、いろいろこれからレジャー・ブームに乗つて相当これが水質の汚染じゃなくて、地域の汚染、汚染というものが生まれてくる可能性があるわけでございします。したがって、これをどういうぐあいに、どういう方針でこれらをどのように持つていこうとするのか、建設大臣の答弁をいただきたいと思ひます。

建設大臣の答弁のほう、もう一ぺん申し上げますよ。干がたができる、これはもう当然陸地としてやつたほうがいいんだ、埋め立てる、そして払い下げる、こういう方針をとるか、一切そういうことはしないんだと、自然の景觀というものを守るんだ、いわゆる国定公園としての琵琶湖のほんとうの精神を生かすのだという考えにお立ちになるのかどうか、今後の問題です。それを伺つておきたい。いままでは二十七年来ずっと四十五年にまで相当これを埋め立てをして売つております。これはこの際、もうここでやめろんだと、そして最大限ほんとうに必要な県民並びに国民のための利用、健全な利用ならば、許可場合もあるという

○国務大臣(西村英一) 私は、まあ先般ちよつと拝見しました、全部じやございせん。そこで、まあ今日のごとく皆さんからいろいろ水質問題、その他言われるのは、やっぱり管理の面が非常におくれておるわけです。港があつても、港の区域はどういうことであるとか、漁港があつても、漁港の区域はどうなのか、その他の周辺はだれが管理しておるのか、まあ一応は表面上のことはわかつておりますが、ほんとうの実質的な管理ができていないんです。したがって、今後は何と申しまして、周辺の管理をよくするというのが第一に考えられると思います。

そこで、今後はいろいろ、御案内のとおりに、滋賀県は人口がふえております。人口がふえておるといふことは、工場が進出したり、あるいは観光的な施設がよいいできるといふことでございします。が、私は、琵琶湖の湖辺はあまりいろいろいじってはいけないということが原則であろうと思っております。埋め立て等につきまして、これは公有水面の埋め立てでございますから、ある面積以下は滋賀県知事の任意にいまの法律ではまかされておりますけれども、行政指導としては、みだりにそういう埋め立てはすべからず、こういうような姿勢でいったらどうか、かように私は思っております。周辺の管理につきまして、もう少し区域をきめて、そのためには民有地と私有地を明らかにするということ、各施設はやはり明確な区域をきめて、そして管理の体制をやはり強化するということでなければ、ちょっと見ただけでも、これはすべてが水質の汚濁につながるように私は見受けられますから、あなたいま言ったように、端的に公有水面の埋め立てはどうかと言われれば、私はあまり好ましくないから規制すべきである、かように考えておる、特例はあるでしょうが、規制すべきだ、こう考えておる次第でございます。

○田中一君　そこで、琵琶湖は自然公園法の国定

公園法からくる指定は水面だけとすれば、その周辺に、先ほど干がたができるのですと河川局長は言っている。しかしその背後にあるところの民有地があるわけなんです。もう一步進んだ規制、いわゆる抑制策はあるわけなんです。公園法で新たに指定するわけです。指定すればいいのです。その方法はあるわけなんです。背後にすらあるわけです。これをどうお考えになるか。もしも法律的にこれが可能ならばその規制を行なうかどうかという問題。これは都市局長にべん聞いておきますが、これは自然公園法は君のほうじやなかったかな。農林省かな、環境庁か、今度は環境庁に移ったのか。そうすると、その指定は環境庁でもってどう考えているか。一切そうした建造物、不健康な建造物はやめる、その背後の住民、市民のためにも水ぎわのそうした施設は今後とも抑制していくのだという考え方で立っているのか。これは民有地だからどうにもしようがありませんといって放置するのか。その考え方を伺っておきたい。

○説明員(宇野佐君) 琵琶湖の国定公園につきましては、先生御指摘のように、水面が非常に大きな面積を占めております。簡単に数字を申し上げますと、公園の指定区域が現在九万八百七十八ヘクタールというところでございますが、そのうち

ところ、こういうものを国定公園に加えていこう、そういうふうな計画を持っておりまして、現在、具体的な地域につきまして私ども相談をいたしておるところでございます。したがって、その相談が終わりまして、これは国定公園でございますので県知事の申し出ということが要件になりますが、県知事の申し出がございましたら、私どもとしてその指定につきまして十分検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○田中一君 一切県知事に委任しているから、全部県知事の意思でまゐるんだということだけでは、ないと思うんです。琵琶湖は決して滋賀県民だけのものではないんです。むしろ、行政的には滋賀県知事がこれに対する管理をしておるかもしれないけれども、国民的なものなんです。もう少し言うくと世界的なものだ。世界の人類のもんです。したがって、こういう発想からくると、これがただ滋賀県の知事の申し出があればやむを得ないんだという立場はとらないでいいという法の規制があるわけなんです。たとえば緑地保全区域というきめ方もよろしいし、いろんな形でもって規制することはほ

できるんです。琵琶湖そのものの管理は滋賀県知事にまかしてありますけれども、この利用の問題とか、埋め立て、あらゆる問題は国がこれに全然無関心でない

由経済で何でもできるんだということじゃないんです。やはり日本民族の琵琶湖であり、世界の人類の琵琶湖であるという発想に立っていただきたいと思うんです。御答弁願います。

○国務大臣(西村英一君) 私は、いま琵琶湖及びその周辺が国定公園になっておること、しかしその範囲は私はあまりよく知りませんが、大石環境庁長官が、ひとつ国立公園にということをどっかで述べたという新聞記事を拝見しました。しかし、国定——それは国定公園よりも国立公園のほうが規制がきびしいんでしようけれども、どういうふうに違うのか、国家の援助のしかたも違うのかといったら、あまり金は違わぬと、こう言つてました。金は違わないと、口だけやかましく言うのは困るじゃないかと。国定公園から国立公園にするのは一つの方法でしょう。また、今日これだけ問題になっておれば、たとえ国定公園にして、政府もその範囲を拡大すること、あるいは管理者の滋賀県知事ももう一ぺん考え直すこと、これは必ず行なわれると私は思います。したがって、そのとおりでございまして、もう狭い範囲ではないように思います、規制をかけるところは。したがいまして、これは政府としてもいづれかの時期に、そういうことが、私はいまの国定公園から

ら国立公園になる機会があるか、現在の状況においてもその範囲を広めるか、そういうことは必ず政府としてもやりたいと、国務大臣の西村としてもやりたいと、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 それから次に伺いたいのは、これは湖周道路というんですか、どういう名前で行っているんですか。現在でも国道は通っておりま。敦賀に出る国道が西側は入っておりますけれども、この北部は何か形を変えた公園指定をすべきだと思ふんです。国立公園にしても別の指定をすべきだ。たとえば森林公園でもよろしい。これは政府がやろうとする気になればできることなんです。そうして人家などをつくらない、最小限度のレクリエーション的な施設はあつても、かつてにさせないという規制をもういち早くしていただきたいと思ふ。いま願っているのは、北湖のもつと北の福井県寄りのほうです。いまの水の問題、一番問題と言っておりますけれども、こうして私が心配するのは、銀行に金が余っておりま。金銭でも出しましようと言っている。いま、銀行とか大会社がほとんどそれに対して陰で糸を引いた投資を行なっている。これは一刻もゆるがせにできないんです。しかし、売買は自由でありましようから、買うなら買ひなさい、しかし、利用の面においてはつきりとした態度を、姿勢をこの際おきめになつて、いま西村さんそういう答弁をしておりますが、それにはいろんな方法があると言ふんです。十分に検討をされて、実現をはかつていただきたいと思ふのであります。湖周道路の問題ですが、これはどういう構想でいるのか。ただ、敦賀に出るこの国道を経済的な道路として整備をするということに比べて、他には湖周道路なんかつくらないというようなことを考えておられるのか。あるいは湖面が狭くなるわけですか、どの辺までそうした道路をつくらうとするのか、あるいは緑地をつくらうとするのか、レクリエーションの自転車道をつくらうとするのか、遊歩道をつくらうとするのか、これらの点の

構想を——国として指導する構想です、これを説明していただきたいと思ひます。

○政府委員 高橋国一(郎君) 琵琶湖の周辺は約百八十一キロばかりでございます。そのうち、いわゆる国道であるとか、県道であるとかいう道路法上の道路が百三十七キロばかりでございます。これが大部分を占めております。残りの四十四キロばかりがたゞいま道路法上の道路になつておりません。道路もございせん。ここに今回堤防をつくらうとすると、その堤防上に道路——自転車道をたぶん併用した道路になると思ひますが、そういう計画になつておるわけでございます。道路法上の道路につきましても、もともと計画に基づきまして、たとえば国道については昭和五十年というふうな目標が立つておりますので、特に整備をどう進めておるわけでございますけれども、その他の道路につきましても、今回の開発計画にあわせまして、昭和五十五年度までに全体計画を立てまして整備を進める方針をとつておるわけでございます。原則としていたしましては二車線以上の道路でございますが、さらに、そのわきに自転車道なり遊歩道を整備するのが好ましいことであるというふうな考えをしております、その計画を現在立案中でございます。

○田中一君 やたらに経済性、経済性ということが中心になつていままで考えられておりましたけれども、もう生命の問題ですから、この琵琶湖周辺からいへばわれわれの命の洗たくをする場所に残り、かつまた整備をしなければならぬと、これは、ぜひ道路の問題が、健康なレクリエーションというものの言い方をしないでいただきたいというところをお願いしておきます。

もう時間もぼつぼつ来ておりますから、それじゃ、通産省の方に伺ひますが、工場排水の工場内における自主規制と、これはどのように指導しているか。

○説明員(島田春樹君) 一般論でお答え申し上げます恐縮でございます。

○田中一君 一般論じやいけません、滋賀県の問題として。

○説明員(島田春樹君) 琵琶湖の問題について申し上げます、この周辺の工場で大きなのですと、まず私どもの立場を申し上げますと……

○田中一君 立場なんか要らぬよ。

○説明員(島田春樹君) お答えいたします。この周辺には東洋レーヨン、大津板紙、それから鐘淵紡績というところが大きなところでございまして、これにつきましても、こういったようなところにつきましても、特にたとえば重金属のうな問題につきましても、調べましたところこのら辺につきましてもは鐘淵は前にクロム酸の染色をやっておりますが、現在は取りやめておるようございまして、したがひまして、これらにつきましてもいま重金属関係については生産工程で使っているものはない。それから、たゞしそれ以外の工場につきましても、たとえばメッキあたりになりますと、これはいろいろそういうものを使うものがございます。で、メッキなんかにつきましても、これは特に中小も多ございまして、これにつきましても、たとえば指導員を置きまして、全国にそれぞれ巡回指導するといったようなことが、公害防止施設あるいはその設置なりあるいはその処理技術なりというものについての指導を行なわしておる。たとえば、カドミ・メッキといううなものは現在ではもうやらせないとしようなかつたころの指導をするといううな方向で、それぞれの業種に應じまして個別に生産段階での指導というのを私どものほうでやると同時に、防止施設の設置につきましても、できるだけ早くそれを設置するような指導を行ない、中小公庫あるいは開銀、事業団といううなものから設備の設置についての融資をするといううなことを心がけておるわけでございます。

も、現実にはいろいろ問題が起きております。たとえば、琵琶湖の周辺での問題の例をとりますと、四十六年に私のほうで重金属の調査をしたことがございまして、そのときにたとえば奥村製作所ですか、ここはクロムが基準よりオーバーしておるといふようなケースがございまして、これは直ちに県を通じて改善の措置をとるといふようなことをやつておるわけでございます。努力はしておるつもりでございまして、まだ十分とは申せませんが、今後とも努力をしてまいりたいというふうな考えております。

○田中一君 そんなまあるいことを言っているんじやないんですよ。十分指導がとか何とか、実効の問題です、現在。これは、こういうことを言つておると、これは通産大臣呼んでいろいろ聞かなければならぬが、これは委員長、あういう答弁では不満ですからこれは呼んでください。実効というものはどうなつておるか、現実に。現在どうなつておるかということを知りたいと思ひます。

○委員長(小林武君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(小林武君) じゃ速記を起こして。

○説明員(島田春樹君) お答え申し上げます。私も現在把握しておる段階では、大きな工場、いま御質問が重金属というところでございまして、先ほど申し上げましたように、大きな工場での東洋レーヨン、大津板紙、それから鐘淵紡績というものにつきましては私も調べております。

調べました結果先ほど申し上げましたように、現在のところ生産段階でそういうものを使用していないというございまして、そういうものは出ないというふうな承知しております。しかしながら、それ以外の小さな工場につきましても私は私どもも勉強でございますけれども、まだ十分に実態を把握しておりません。したがひまして、そういった小さな工場の中で出ておるものというもの

があるいはあり得るかもしれないのでございますが、それにつきましては、なお、私のほうとして一般的な方針としては先ほど申し上げましたようなことでございますけれども、個別に出ておるようなものにつきましては、調査の上指導をするということでございます。

○田中一君 総合開発局長来ていますか。

○説明員(牧野俊衛君) かわりに私参事官でございます。

○田中一君 この四十トンの取水で、大阪、兵庫はあとのくらい足りないのですか。たとえばその水の計画はどうなっておるか。大阪、兵庫ですね、二県に主としていくんですが、充足状態はどうなのか、不足がどうなるか、今後どういう方向でその不足があれば不足を補っていくのかという点について。

○説明員(牧野俊衛君) 答えたいと思います。

水の需給計画といたしましては、今回水の基本計画の改定を策しておるわけでございますけれども、五十五年を目途といたしまして新規の需要目標が淀川流域が六十八トンございます。そのうち先生の御指摘の大阪、兵庫につきましては、大阪の需要が四十五トン、それから兵庫が水道と工業用水合わせまして十四トンでございます。

いずれにいたしましても、それを含めまして淀川流域の需要目標が六十八トンでございます。これに對しまして今回目標といたしております供給計画でございます。これは実は満ばいにはできないのでございます。現状では、今回の希望の琵琶湖の開発がやと近づいているわけでございます。したがって、これを契機として基本計画を変更したいと策しておるわけでございますけれども、これによりまして琵琶湖の四十トン、そのほかに四つのダムを、現在実施中のものもございします。その十トン合わせまして五十トンの供給しか現在の計画ではできていない状況でございます。したがって、不足の分につきましてはどうするかという先生のお話でございますが、いま直ちに数量的にこうできるということは実は申し上げ

げられる段階ではございません。ただし先般来問題になっておりますように、現在の利水の合理化あるいは需要者の改善そのほか各使用者のあらゆる面における合理的なあるいは有機的の申しすか、そういう改善をしてその面のギャップを埋めたい。

たとえば漏水の問題にいたしまして、あるいは工業用水の回収の問題にいたしまして、現在通産省で法的なことも含めて検討中でございます。それから先般来問題になっております下水の処理にいたしまして、いろいろな技術開発をいたしまして、再使用というような問題の開発もだんだん可能に近づいております。現に関東地区では一部実現しているところもあるやに聞いております。したがって、こういう合理的な開発、これも開発でございますからそういうもので補える。しかし、それでも足りないという面につきましては、現在私どものほうでは水系開発——先ほど河川局長さんのおっしゃられましたように、水系指定いたしましてやっておりますけれども、この面だけで補えないものにつきましては、いわゆる広域的にその関連水系と申しますか、その関連水系といまして、そこにはやはり需要者もあれば、いろいろ観光もございします。しかし、それもあわせまして、そういう関連水系も開発いたしまして、それで残りの分を補うという計画で、現在基本計画を策定中でございます。したがって、いま先生がお話しの、大阪、神戸を合わせましての水量がいま直ちにこの現在の基本計画の供給計画で満たされることはできないんでございすけれども、そういう今後の努力並びに開発、それから各省との協議によりまして、早急に解決したい、こういう趣旨で現在基本計画の改定をもうけている次第でございます。

○田中一君 私は、水というものは足りないところに回すのが、これが原則だというように信じておるんです。したがって、琵琶湖が多少のいらない不便を感じながらも、足りない地域社会に生命の水を送ることがこれが正しいんだという信じ方

から、今度のこうした計画に同意したところの地元の人たちに非常に感謝をしているわけなんです。同時に、供給を受けるほうの大阪並びに兵庫が水のむだづかいをしないことをひとつあなたのほうから言っていただいたいと思うのです。え、して水の価値なんていることは全然わからぬ人が多いのですが、東京なんかでも、大都市には大きな渇水期があった、その場合にはほんとうに生きるか死ぬかの切実な問題があるわけなんです。これはひとつそういう意味のことを、節水というものも考えながら、どうか一日も早く大阪、兵庫等、水の足りないところへ水を供給する方策を至急とってもらいたい、こう思うのです。

それで最後に伺うのですが、自治省はこれからいますか。——これだけ膨大な国費を投入して、国民のある地域の生命を守ろうという計画を立てられた、これはたいへんです。いま私が申し上げただけでもこれを一応早期にやれば一兆円どころではないと思う、完全にやろうと思えば、これに對して自治省としてどういう心がまえをもつてこの事業に協力するかという点について、具体的といつても、これからいろいろ長期の計画で要求が出てくると思ひますけれども、自治省のほうのかまえ方としてはどういう態度を持っているかという点を締めくくりに質問をいたしまして、これで終わりますが、もし、あなたが変な答弁をしたらまたやりますからね。

○政府委員(鎌田要人君) 自治省といたしましては、今回の琵琶湖総合開発事業というものが、周辺の地域あるいは下流の地域住民の水の確保、こういう両方の面からいたしまして、きわめて大きな国家的な事業であるという考え方に立ちまして、もとより地元の水の滋養果あるいは周辺の市町村、さらには下流の大阪、兵庫、それぞれの関係市町村いずれも一連の財政負担を負うわけでございします。これにつきましては、まず第一段階といたしましては、国家的なプロジェクトでございますから、国自身におきまして補助率のかさ上げをやっていたら、これは実現をいたしておる

わけでございます。また、下流府県に對しますいわゆる下流負担、これについても目鼻がついていわけでございします。そういうものを含めまして、いま私どもが事務的に連絡をいただいております数字はかなりの膨大な額でございます。四千二百七十億という数字でございます。これに伴いまして、それぞれの県なり市町村の財政負担も千二百億程度のものになるうかということがいわれていわけでございます。私どもといたしましては、この仕事の国家的意義というところにかんがみまして、交付税あるいは地方債、こういったものにつきましては優先的に充当いたしてまいりたい。いろいろ個々の年度にわたります財政負担、十年間でございしますので、ある程度の伸び率も見てやらなければならぬわけでございします。現在の私どもの試算におきましては、現在のシステムで考えてまいりますというところ、県あるいは関係市町村の財政負担はそれに耐え得るものというふうに判断をいたしておる次第でございます。

○委員長(小林武君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時六分開会

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、琵琶湖総合開発特別措置法案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村尾重雄君 ちょうど一週間前になりますが、私、土曜日に関西に帰っておりましたら、ある人に会いまして、五月三十一日、こえて六月一日、二日と淀川の水がにおうという話でした。いいにおいならいいんですけども、くさいという話だったわけなんです。そこで私、御存じだと思ひますが、淀川水系にかかる鳥飼大橋の上まで出向いていきまして、鼻のきく住民と一緒にかいだんです

が、風がきついかしてにおいがしませんでした。それで、枚方の淀川川岸においてかがんでおいをかいだんですが、また手ですくって鼻まで持っていてかきまじました。口にも含んでみたんですが、一向においが感じませんでした。ところが、きょう滋賀県から来られた方にお目にかかったときに、最近琵琶湖の水がくさいんだというお話だったんです。そこで、最近くさいというのは周期的な話なんですか、またときどきなんですか、常時くさいのか、またときどき聞きますと、五月の中ごろから毎年六月にかけて少しくさいのです、ときどきくさいのですというお話です。一体あなた何が原因と思われるかと聞きますと、これは土地の専門家の方ではございませぬが、その方が湖水のモドらうと言う。それから、水中の植物の關係だらうと、こう言っておられまして。それで、私は河川局長が、まあ水の専門の方にお聞きしたいのですが、この法案が審議されてから法案に非常な批判的な立場の人からも、またそうでない立場の方々からも、よく琵琶湖の水がくさい、淀川の水がくさい、とりわけ琵琶湖においては鼻持ちならないときがあるとか、また、赤潮の現象もあらわれることがあるとか、また、をときどき伺ってきたが、琵琶湖の水がほんとうに最近くさいなってきたのか、また周期的な關係か、あるいはシーズンといますか、季節によってときどきくさい現象があらわれるのかどうかということ。なお、何が臭気の原因になっているのだということ、また、赤潮の現象が実際にあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思うのです。

○政府委員(岡安誠君) 琵琶湖のくさい水問題というのは、実は最近の現象ではないのでございまして、すでに昭和四十四年に琵琶湖の水を上水として使用しております京都府におきましてくさい水問題というのがすでに発生をいたしております。これは琵琶湖のみならず翌四十五年には大津市とか、それから淀川の本流から上水を取水しております地域につきましてもやはりくさい水が出

たというようなことが出まして、琵琶湖を水源といたします地域につきましてもは相当広範囲にくさい水の問題が出てくるというふうに私も承知をいたしております。この発生は、八月と暑くなりましても、従来は大体五月から七、八月と暑くなりましても、最近におきましては、寒い季節にもそういう現象があらわれるということになりまして、季節を問わずそういうような現象が発生をいたしておるのでございます。

そこで、原因は何かということでございますけれども、従来各種の試験研究機関、大学等でもって研究をいたしているわけでございますけれども、結論から申し上げますと、必ずしもまだ原因ははっきりいたしておらないと。

いままでわかりました点を申し上げますと、どうも臭気が発生する危険性は、琵琶湖にモが大発生をするというときに臭気が発生する危険性が非常に大きいということがまずいわれております。それから、琵琶湖の湖底からカビ臭が発生します放線菌というのが発見されて、これがカビ臭が発生する原因であらうということも考えられております。ただ、この放線菌と、それからモ類との關係が必ずしもはっきりいたしておりませんし、モだけでもカビ臭が発生するということと、やはりカビ臭も発生をいたしますメカニズム等につきましては、今後さらに研究を要する問題というふうには実は考えているわけでございます。ただ、やはりモの発生とあるいは放線菌の発生というふうなものとはともかく富栄養化の現象に關係があるだろうというふうには推定がされますので、その意味におきましては先生お話しなされた現象といえますが、水質に磷、窒素等が多量に存在をいたしまして、これに誘因物質なり誘因要件等が加わりまして、海に似た赤潮が発生をいたすということ、そういうものが琵琶湖に発生をいたすということが十分考えられることでありまして、そういうような全体のメカニズムの中において、くさい水の

問題というのが発生を起しているというふうには私は理解をいたしておるわけでございます。そこで私も、くさい水の対策というのは、一つは、やはり琵琶湖の富栄養化を阻止をする、改善をするという方向で努力をいたしたいと思っております。

もう一つは、この臭気を取る方法でございます。現在活性炭等を利用いたしまして処理をいたしておりますけれども、相当大量にこれを投入する必要があるということから、経費の点でも相当な負担になっておるのでございますが、もっといい方法があれば、経済的にもさらに臭気の除去の点においても効果を發揮するんではなからうかというふうにも考えまして、その方面の研究も現在していただいているというわけでございます。

○村尾重雄君 淀川がくさいということについての御意見ございせんか。

○政府委員(岡安誠君) 先ほど申し上げましたとおり、淀川におきましてもやはり先ほど申し上げましたように、昭和四十五年からくさい水という問題が発生をいたしております。これはやはり琵琶湖の水、それから流下する過程において同じような現象から、原因は同じではあるまいかというふうには実は考えております。

○村尾重雄君 どうも、私が直接水をかいだのには川特有のにおいを確かに受けました。しかし、これも長い間私も淀川流域で生活しているものですが、そのくさいという点については感じたことがないんですね。そして、よごれたという点ではもうここに申し上げるまでもありません。この点は私後ほどひとつ汚染対策についてなおお尋ねすることにしたと思います。ただそのなおお尋ねするね、臭気を取ることをいろいろと考えているとおっしゃったんですが、実は、私の話をばっと先ほど伺って、昼過ぎ、食事後に琵琶湖なり淀川の水が周期的にしろときどきくさいのだということとを申し上げることすらちよつと遠慮申し上げようかと思つたほどいやなことなんです。

この点まあ臭気について、これが衆議院においても水質回復等の修正等が行なわれていますので留意され、これが対策に取り組んでいただきたいことを申し述べておきます。これは後ほどひとつ汚染対策で少し触れさせていただきます。そののであと少しいたしたいと思つています。

そこで私、きょうの本論に入りたいのですが、すでに本委員会においても大体御意見が出そろつたように思われます。そこで、私は、まだ深く掘り下げておるか、掘り下げないかというような問題もありましようが、私は大体御意見が尽くされた、こう思っています。

そこで、重複するかわかりませんが、重複を承知の上で、私なりに確認したい事項について若干質問を続けさせてもらいたいと思つています。

まず第一に、一つお伺いしたいと思つていますが、御承知のように琵琶湖の、また淀川の問題はもう古い問題でありまして、またこれほど新しい課題はございません。特に琵琶湖の開発、淀川の開発に關して二十年の間というものは關係府県また政府におかれましてもそれぞれの機關を通して非常に御努力をいたされました。なかなかそれや合意に達せられなかったのですが、その点につきましてこのたび政府を代表された形で西村大臣にごあつせんをいただいで、滋賀県また大阪府、兵庫縣三知事との間に琵琶湖の水並びに下流のそれぞれ意見というものを調整していただきまして一つの合意の点に達したということをお聞かしますが、大臣からこの間の事情についてお漏らしたただけならけつこうと思つています。

○國務大臣(西村英一君) この問題、長い間の問題でありましたことは御案内のとおりですが、今回ようやく關係知事さんの合意を得まして政府としてもようやく琵琶湖の総合開発の特別措置法案を提出する段階になりましたのですが、こういうふうな合意を得た背景はやはりこの水源である滋賀県と、それから下流のほうの大阪、兵庫の両県にいたしましてもおのその立場的にはよほど違つたのですが、しかしまあ世論の何と申しま

うかと思つたほどいやなことなんです。この点まあ臭気について、これが衆議院においても水質回復等の修正等が行なわれていますので留意され、これが対策に取り組んでいただきたいことを申し述べておきます。これは後ほどひとつ汚染対策で少し触れさせていただきます。そののであと少しいたしたいと思つています。

すか要請、その世論の要請というのはやはり琵琶湖をこれ以上よごさないかんじやないかというところ、それからまた、滋賀県の県民諸君にしてもただ単に下流のほうの兵庫県とか、大阪のみに水を流すわけじゃないし、自分のほうでも水を使うのだからやはりよごれてはどうかにもならぬというふうなこと、それから、下流の方々でも前に言っておりましたような要求に対して、それはやはり滋賀県を大いに助けなければやはり滋賀県だけでもって水をきれいにしようという相互の立場がやはり合致したのでございます。したがって、私はたいへん喜んでおります。しかし、とにかく合意に達して法律は出しましたけれども、法律が出たからあしたからよくなるということもんじゃないでございませんで、この特別措置法案をやつてよかつたというには、相当に政府はもちろん民間の方々の協力も得なければまたできないと、かように思つておる次第でございまして、ちょうど時が熟したと申しますか、そういうような関係で、皆さん方が大局的な立場に立つてこの問題をこゝまで進ませた、かように私は考えておる次第でございます。

○村尾重雄君 私のお尋ねがござつたのであつたために、ただいまの大臣の答えは、三知事と大臣とが御関係になつて、合意点に達した内容に具体的にはお触れでございませんでした。私は具体的に少しお尋ねしたいと思ひます。御承知のように、下流のわれわれ利水者といひますか、大阪府並びに兵庫県の利水者はいまでもつけつこうなんですが、お話でお聞きのように、あつかましい話かも知れませんが、毎秒六十トン、ひとつづつしても増量してもらいたい、また四十トン以上増量を願ひたいという意見だつたと思ひます。また、滋賀県側ではそれは困るということ、いろいろ御意見もあつたようですが、三十トンという話も出たといひます。結局、いろいろごあつせんでいたいて、四十トンひとつ増量しようではないか、また琵琶湖のそれに伴う最悪な最低水位、

これが一・五メートルまた二メートルという話も出たんでしようが、結論は一・五メートルで合意に達しまして、話がきまつたといひます。そこで、その一・五メートルの合意に達した、それ以上の水位の低位、たとえばきよの田中委員の午前中の質問の中にもありました二メートルという話ですが、この点では、大臣にひとつ、なかなかまらぬので、それでは一任しようではないか、すなわち一・五メートルまではすでに合意に達したが、それ以下に下げようことはそのときの状況と申しますか、よほど異常時な大雨水のようにひとつ周囲の事情等々、大臣におまかせしようではないかというように承つており、また、衆議院でもこれと同じような、私の表現へたなものでしようが、そのような御意見を大臣からひとつ聞かしていただいたように思ふのですが、いかがでございませうか。

○国務大臣(西村英一君) 水利権の問題、現在持つておる水利権からプラス幾らにするかという、これは当然初めの話し合ひは下流とその上流が意見が違ふんであつて、これを義務づけることになりまうから、下流の方は少しでも義務づけて、多いほうがいいし、上流の方はそうすれば被害が大きくなるということ、しかしすでにまあ四十トン・パー・セコンドというものはある程度まで常識になつておりました、その常識というのは、やはりおのずからなるいままでの統計によつて四十トン・パー・セコンドであつても、これはたいした被害はあまり常時起こるもんじやない。これはいままでのやはり建設省等の説明で、いままでの記録をたどつてみて四十トン、さらに水利権を追加してもさう困るわけではないということ、そのためには一・五メートル程度にしても十分やれると、こういうのがおのずからなるいままでのデータとしてあつたわけでございます。しかし、私は関連知事との話し合ひのときも、その問題もいろいろ話が出ました。出ましたが、やはりこれはある程度常識の線といへば、この点はひとつ四十トン・パー・セコンドで一メートル五十というこ

とは、これは常識の線だらう、その一メートル五十は標準的水位となつておつたんで、標準的水位というのは滋賀県知事としては困る、いつも標準になつておる、いかにもゼロ・ラインに相当するようなことの印象を与えようから、それは私もあまりよくない、これは利用低水位とすべきだといふので、これは私が滋賀県知事と話し直してもらつた、これは標準低水位、標準低水位といふのは、あくまで滋賀県の県民にはいつも下げ

ておくのだという印象を与えるというから、これは利用低水位というふうなことに変えたんで、それが、それからあとの二メートルまでの問題がやはり

り、関係知事、なかなか譲らないわけでございます。しかし、やはりそういう危急存亡の非常な渇

水時といふこともないことはない。しかし、そのときはいづれにいたしましても、とにかく水について責任を持つていた建設大臣としては、上のことも考え、下のことも考えてやらなければならぬのであるから、ひとつおまかせを願ひたい、そうしなればやれまふと。そういうときは、そういうときでもって建設大臣が上のほうの利益をはかるとか、下のほうの利益をはかるとかではないから、同じような立場でやらざるを得ないのだから、これはひとつまかせてもらわなければやれま

せんよと、こういうことでございませう。滋賀県知事はあくまで二メートルという水位を出してくれ

るのには困る、二メートルまで下げるんだといふことを言われては困る、こういうふうな非常にあれ

しました。しかし、二メートルまで下げるとか下げないとかといふことではなしに、それ以上、危

急存亡のときは建設大臣が両県民の立場を考え、善処するといふことで話がまとまつたわけ

でございます。とりもなおさず、こゝまで両県知事、関係知事が理解を示してくだつたといふことは、これは全くやはり大局の立場で、世論の力で、いまぐずぐずしておれば元も子もなくなるということを関係知事が認めたからでございまして、そういうふうな多少のいきさつはございまして、それで、それ以上のことにはあまり秘密も何にもありません。そういうふうな御了承を賜つた

と思ひます。

○村尾重雄君 御了承といふおことばをいただいたんですが、私は過ぎたことばがあつたかもしれませんが、いまのお話、非常にけっこうです。ありがたく御努力に対し感謝の意を表しているわけ

です。

それで、四十トン毎秒増量してやろうと、その水位については一・五メートルということ、合意に達した。そこで、その補償として琵琶湖の再開

発に要する下水道施設における必要な特別措置法

によるこの補助金の二百五十億ですか、また、下

どの程度の時間でもとに回復するのかどうかというのと、いま一つは、合意に達した一メートル五十ということ、想像するようになります、やはりこういうこともあり得るというのを考えなければなりません、かりに一メートル五十下がるような大洪水のときを迎えたとき、これがもとに回復するのにどの程度の時間と日数を要するかどうかをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(川崎精一君) ただいまお話しした過去の実績の記録から申し上げますと、昭和十四年の十二月四日に過去の操作で一メートル〇三センチまで下がった実績がございます。この当時は、御承知のように、まだ第一期の河川統制も着工していなかった時代でございます、特に意図的な操作を行なったわけではございません、異常な洪水時に下がったわけでございます。このときに、この水位がマイナス五センチ以下であった全日数が約百九十五日、したがって、最低の水位から五センチまで復元するに約八十三日です、それから、三カ月足らずくらいかかっております。今回は、低水位をマイナス一メートル五十まで操作して下げるわけでございますが、この場合には、非常に洪水時でございますので、一メートル五十ではおさまらないというところが、もし同じような洪水の状況が繰り返されるならば、という仮定でございますが、計算上からは予想されるわけでございます。これを野放しにいたしますと、マイナス三メートルといったようなことで、相当水位の低下あるいは低下期間も長くなるわけでございますが、たとえば、その場合のマイナスを一メートル以下になります日数は約五百日ぐらいでございます。で、したがって、最低から一メートルまでに復元する日数が百十一日というように、計算の結果で類推されるわけでございます。したがって、こういった洪水の場合には、われわれをいたすわけでも、万全の対策をとり、かつ、操作をいたすわけでございますが、もし、こういったものがくれば、一メートル五十を割ることは可能

性として考えられる。しかし、前にも御説明申し上げましたように、下流には維持用水といったものもございますし、下流のいわゆる水の需給の実態の問題、それから、淀川の下流の河川に関連します環境の問題、こういったものを総合的に判断いたしますれば、二メートル以上下がるというようなことはまず防げるんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○村尾重雄君 いまお話を伺ったのですが、四十七年間に二回、また十四年の一メートル三センチの場合も、その被害というものを、私は被害状況というものを質疑の過程でお伺いしましたので、繰り返してお伺いしようとは思いません。また、これに対して万全を期するというのですが、被害についての補償について、それぞれ政府関係機関において、たとえば水産の手当ての問題、及び農産物に対する被害の問題、その他いろいろの関係局においては、これが補償に万全を期するという考え方は、具体的にこういう方法で補償したいというところ等の意見を何度か聞かしていただきました。私は万間違ひなく、これらの最悪の異常洪水の場合、ひとつ十分被害状況の見通しを立てまして、これがそういうことのあり得ないように処置を講じていただきますと、万が一の補償についても、ここで開陳されたお考え方のように、十分補償というものについて、万全を期していただきたいということを申し述べておきたいと思うのです。これは私からお願ひ申し上げ、私はもう時間の関係もございしますが、決してそれをおろそかにすることなくして、やはり万が一の洪水の場合、これら被害を受けられる方々に十分な補償を、手当てをしていただきたいことをお願い申し上げます。

申し上げました十分な補償処置を万全にしていたきたい、これをなお重ねて念願しておきまして、もうこれに対しての御返事は了承いたしましたという御返事だとして、ひとつ先に進ませていただきたいと思ひます。

次に汚染対策ですが、きょう午前中、田中先輩委員から、下水道問題を取り上げて十分お話し合ひもございましたので、私はここにも下水道に対しての琵琶湖の水質保全上重要な下水道の整備というところで、中部・湖南、彦根、長浜及び湖西各流域下水道及びその関連公共下水道並びに大津及び今津各公共下水道等、事業計画の概要をいたしておきます。なお、これに対する裏づけの予算措置についても資料をいただいているのでありますが、すでに田中さんからいろいろとかなり深い御質問がございましたので、私は、これ以上触れようとは思ひません。ただ、私が下水道及び流域下水、それからこれに伴う家庭汚水の処理施設及び尿の処理施設、衆議院の修正によりまして、し尿処理ということが加えられているのですが、すでに前からし尿処理は計画の中に入られておったかと思ひます。これらの施設を行なうにいて、ここに予算も出ておりますが、さきに下水道センターという法案が審議されたときに、また実際もそうですが、下水道並びに流域下水及びこれに伴う処理施設というものの建設にまだどれだけ技術者が足らないかというところは、もう下水道センターの質疑を待つまでもなく、いま東京と大阪を除いて、失礼な話ですが、これらの施設を完備し工事を進める技術者というものは、私はすでに足らないんじゃないかというのを聞いております。まあそういうふうな点で予算は裏づけたと、しかし、金があつてもこの下水道の工事は完全に、この事業計画に一応出されているように進行するのだからということ、非常に疑問を持っています。一つの事業——申すまでもなく、たとえばタクシーのような事業でも、金があつても台数があつても運転手がおつても、やはり運営のスタッフがなければ最近はどうにもならない。こう

いう点で、私はかなり今度の重点を置かれております琵琶湖の汚水対策でも、私は中心だと思つておりますこの下水道、流域下水道の建設、その排水処理というふうなものが完備できるのかどうかというのを非常に疑問を持つていますが、これは下水道部長のおいででなかったら関係者でもお答え願ひないでしょうか。それでなかったら大臣からひとつお答えください。

○国務大臣(西村英一君) やはり水質保全のために一番大事なことは、私は下水の完備それから工場の排水規制、下水はまあ私のほうですが、工場規制のほうは、環境庁は数字は示さなければいけません、実際やるのは通産省が規制はやらなきゃならぬ。一番心配しているのは、やはり通産省のやることをとやかく言うわけじゃありませんが、工場排水はやはりたいへん心配しておるんです。それはなぜかといいますと、中小企業が非常に多いんです。ほとんど中小企業です。それでですから、一口に工場規制と、完備するといひまして、これは私はたいへんなことだと、実はこう思つております。

下水のほうも、御案内のとおり技術者が少ない。流域のほうも県でやりますから、これは県知事さんに、ひとつ滋賀県でも県でやるとなれば実力はあるでしょう。けれども、今度は工場になりますと各市町村がやると、これはとてもそういう余力は技術上の力は私はないと思ひます。したがって、その点は今後われわれが最も気をつけなければなりません。下水道の完備と工場の規制が、言うがごとくうまくできたならば、琵琶湖は見違えるようによくなる、これは私は相当に自信があります。しかし、いま水質基準をはかつておるのは、あちこちで全部はかつておる。みな数字が違ふんです。したがって、ただだけよくなるかというところは、この法律が発足する前と発足してから後一年間に、たとえばことしの八月一日、全部の水質をはかるところを、まあ何カ所ありましようか、各所で、京都大学、滋賀大学もやっておる、建設省もやっておればこれから環境

庁もやるでしょう。場所が違って、ときが違って、やり方が違うんですから、みな数字が違います。

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕

これをひとし申し合わせをして、本年の八月一日ならば一日という日をきめて、どこでもつてどういう時間にどうしてはかったかということも統一したものをつくって、そうして一年間たつて来年、四十八年の八月一日が同じところでどうなったか。こういう比較をしなければ、私はただよくなつたとか悪くなつたとか、画一的なことを言つてもしょうがないと思います。

そういうように、やはり科学的に、今度はかようなことをしてかようによくなりましたと、そういうことでやらなければ、相当な国費を使つてやることでございまるから、その辺のことは私も今後法案が通りましたら十分ひとつ各省と連絡をとりましてその辺を整理したい、かように思っております。いづれにしても、それ以上むずかしいまた汚水対策の問題は、またそれはその方面の担当の省にお願いすることにいたしまして、いま言いましたように、この下水をやるということも簡単なこととじゃございせんが、午前中も言いましたようにやはり私は一齊にかかりたい、こういう気持ちだけはいたしておる次第でございします。

○村尾重雄君 私、質問、少し無理だったんでしようか、その下水、流域下水道工事の事業計画ですが、だいが大臣勉強していろいろお話ししていただきましたが、私の質問は十分技術者も足り、この事業計画が示されているような期間中にこれが進行するのかどうかということ。おいででなかったらけつこうです。

○国務大臣(西村英一君) 下水道部長が来て同じことです。各市に何人専門屋がいるとか、何とかいうことはおそくまだわかつておらないと思ひます。しかしその足らないということ、それに對してわれわれ手配しなければならぬということ、そういうことはもうこれは同じことです。下

水道部長がいましても私以上に詳しく言えるわけじゃありませんと私は思いますから、その点は十分注意をいたし、足りないところは十分こつちが指導をいたします。

○村尾重雄君 まあ田中さんからいろいろと御質問ございしましたので、私はこれ以上家庭排水及びこの流域下水道、公共下水道の問題についてはお尋ねする余地はございせん。ただ、次の工場排水についても大臣から御答弁ございましたので、大企業すべて完備しているとは言いながら、大企業の工場排水の処理については、なおきつ規則を願わなければならぬと思つております。

また、中小企業のお話もございしましたが、これも元来から滋賀県の地元の中企業もございします。しかしこれも大体近県——関西から滋賀県へ土地を求め、また誘致に従つて進出した工場も非常に多いのでありますので、これらを十分御指導いただいて工場排水が被害になるようなことのないようにひとつ御指導賜わらばけつこうだと思ひます。

実際に私少し、琵琶湖南部といひますか、私の身寄りが守山にございしております。守山には御承知と思ひますがコイの養魚といひか、養鯉といひんですか、金だとか銀だとか、よく新潟でやられていられるように、これも家庭の一つの趣味として、また事業としてやられていられる方もありますが、最近その地下水が悪いものだからこれがどうにもならぬといひ。それから長浜なんです、これもよく出かけるんですが——長浜じゃない、手前の彦根ですね、彦根に水道がたしか去年ついたといひと井戸水なんです。吸ひ上げなんです。その井戸水がだんだん水量が減つてきたといひこと、在住者はすでに去年みんな訴えておりました。こういうような点から考えまして、一体その原因は何にあるかといひことを市の行政者、これも専門家でありませんが、聞きまします、やはり工場の水の吸ひ上げ、地下水の吸ひ上げにあるんだといひことを異口同音におつしやつておられました。そうい

うような点から、単に工場から出される廃棄物といひことだけじゃなしに、やはり地下水の吸ひ上げ等から受ける滋賀県の被害についても十分な対策を樹立していただきたいと思ひます。まあ大臣が得心いたしたいと思ひますれば、それ以上関係者から御答弁を私は受けようと思ひません。そこで話がかかり飛ぶんですが、田中委員も触れられましたように、当委員会でも議論になりました例の湖水周囲の湖周道路の問題です。これは私、大臣に伺ひたいのです。というのは、湖周道路が琵琶湖の水をよごす原因にもなり、また琵琶湖に生息する魚などにも影響してくる、また琵琶湖の周囲の護岸についても悪い影響があるからこれをやめたらどうかと、またこれを現在の位置から少し離して道路をつけたらどうかといひ御意見等もありましたときに、西村建設大臣は、湖周道路には私も批判があるのだといひことで御批判的であつたのですが、私は、決してこれをば進んで建設していただこうとは思ひませんが、しかし現在の滋賀県の交通事情なんです。まあ滋賀県にレクリエーションで大ぜいの人が集まるというところが常に課題になっていひますが、もちろん、中京の人も見えましよう、京都の方も見えましようが、大部分は阪神、大阪なんです。ところが最近の何号道路といひのですか、この国道の車の渋滞からみてもこれ以上、滋賀県へ大ぜい参らなければならぬのに困難なような道路の状態なんです。そこで湖周道路は、大体現在のやつをそのまゝの位置でかなり幅を広げ、またどうして三カ所とか、四カ所新しく建設するといひことを聞いておられますが、私はいろいろ事情で湖周道路といひものが少し建設の方針を変えらるゝとかといひうようなことのないように、これはひとつ進めてもらいたいといひ意見のほうなんです。こういう点で、大臣非常に批判的なお話がありましたので、湖周道路につひいての建設省の、また道路公団の考え方をひとつ伺ひたいと思ひのです。

○国務大臣(西村英一君) 実は、これは私まいど誤解しておつた点があります。したがって、一般のあまりこういうことに接触していい人は、新聞等のマスコミの報道によつてたいへんや

は、誤解を受けておるのじゃないかといひことを私は感ずるわけです。とにかく何でも琵琶湖の周辺をずつと道路をつくつて遊覧といひますか、観光に便利にするといひうふうな考え方をしておるのじゃないか、私自身もそういうぐあいに感じておつたからそれはたいへんなことだ、こう言つたのですが、實際現地を見ましたらそうではないやうでございします。滋賀県当局もそういうふうな考え方はいたしておらないやうでございします。北すでに湖周道路に似たやうなものがあつて、湖の南のほうの一部分はやはり何と申しますか、道路はちよつとあるのですけれども、道路法によらないやうな道路といひものがあつて、非常に不便だといひうことでございします。そこで、私は向こうへ行きましたら、やはり住民に對して交通の便利をよくするのだと、しかしそれじゃいひ方が悪いじゃないか、私のほうは周遊道路となつていひ、遊ばせるのだ、ほかの観光の客を引つ張つてきて。この道路のいひ方自身で新聞に書かれるから——向こうにいつてみますと、北のほうは湖岸道路と書いてある。その湖岸道路、湖周道路、建設省がやつたのは周遊道路、遊ばせるのだと、こゝういひ三カ所の呼び名がついておるわけです。私はやはり湖岸道路といひ名称ならば、これは住民がやはり非常に不便だ、かてて加えてりつぱな観光をやるにはやはりそゝう道路も必要だろつと思ひのです。しかし、これをあまりずつとつないでいかぬやうな気がいたしました。そこで、この道路をつくるのと同時にやはり湖周の利用の計画をもう少しよくしなければならぬ。道路がつきますと、好むと好まざるにかかわらず遊びには来る。それはある者はヨットをやる人もある。ある者は魚をつる人もある。それから見ますと非常にいまだ道路のついておるところはきたなくなつておりま

から、したがって、これは建設に対して非常な注意が要するというところでございます。とにかく工事のところも堤防と道路を兼ねるようなところもあれば、あるいは道路としてこの住民に対して交通の便を与えるようにするところもあるし、ただ一様に琵琶湖の回りをずっと取り巻いてみんなを遊ばせるのだという印象を持たせるような言い方、それはなほだおもしろくないというところで、私自身がたいへん誤解をいたしておりました。行ってみて初めてこれは必要などころもある、こういうふうには感じないのでございまして、その点はひとつ今後建設するにいたしまして十分留意をして建設をする。必要は十分認める、まあやつてはいけぬところもある、こういうふうに感じた次第でございまして、私も自分の認識を新たにした次第でございまして、いずれにいたしましても運用につきまして十分検討したいと、かように思っております。

○村尾重雄君 まあ湖周道路は、私のこれ資料の取り方が間違っておたらお許しをいただきますが、六百二十八億六千三百万円と聞いております、事業費を、その上水資源の開発事業の七百二十億ですか、とともに、下水道整備の費用も五百九十億ですか、かなり膨大な事業費なんですがね、湖周道路についても万遺漏なきを期して、ひとつ非難のないような建設をしていただきたいと思ひます。

そこで、あまり時間がございせんので端的にひとつお伺いしたいことは、この法案が通り、さて事業にかかれて、この法案は十一年間の期限法になっております。この事業の事業計画の遂行について完全にやれるかやれないかということが関係者では非常に議論になっております。というのは、こゝでも問題になったか知りませんが、話を伺ったときに、たとえばこの事業の推進母体がだれかという、いづれがやるかということ、推進母体、たとえば近畿圏整備本部であるのか、水道、水資源の関係だとか、あるいは道路公団だとか、

また滋賀県、経済企画庁、通産省、厚生省、農林省、建設省、幾つか、たくさんな事業体が関係されております。そこで、最初何とか統一したものをつくつたらどうかという話もあったように聞いておりますが、ひとつ十分これが事業が進行しますように、どうかこの推進のためには中心になられるところがひとつ各関係事業主体との連絡等についても十分に配慮をわすらわしていただきたいと思ひます。これはどういうように進められる御意向なんですか。

○政府委員(朝日邦夫君) この総合開発事業の中に盛り込んで予定をいたしております各事業は、ただいま先生お話しのとおり、それぞれの法律制度として定められた事業主体が実施をいたすわけでございまして、たとえば、道路公団の事業でございすれば公団がいたします。国の直轄事業でございすれば国が直轄で施行いたしますし、補助事業でございすれば滋賀県なり市町村が実施をいたす、こういうことでございまして、確かにそれぞれの間の連携と申しますか、調整が非常に重要なことにならうかと思ひますが、しかし、大部分の事業は、いわば滋賀県が主体になられる部分が多いわけでございまして。しかも十一年計画の立案及び毎年度の事業計画の立案は滋賀県知事がおやりになるということでございまして、その意味で、まず滋賀県の知事の事業間の調整を期待をいたしておるわけでございまして、なお、ただいまお話し、別の実施機関をつくつたらどうかということは、確かに滋賀県側におきまして開発公社のようなものを、まあ琵琶湖公社というようなものをつくつて、各事業全部そこで実施させるようにしたらどうかという案があったのでございしますが、しかし、これらの事業を実施する際に一番ネックと思われるものはおそらく用地の取得であらうと、そういたしますと、ちょうどただいま別途この国会で公有地の拡大に関する法案が御審議をいただいておりますが、これに基づきます公社をつくりまことにによりまして、各事業を通じての一番のネックになる部分は

まだ解決とまではいかどうか困難な事情はありましようが、統一的に実施できるだらう。残余の技術的なものは、それぞれのいわばもちはもち屋にまかせるといふような感じでございますが、それぞれに責任を持って実施をしていただく、しかし調整は第一的には滋賀県知事をお願いする、こういうふうなことで、統一的な事業主体の設置はこの法案では最終的には盛り込まなかった、こういう経緯がございまして。

○村尾重雄君 私は最後の質問に、淀川の流域のひとつお尋ねに承りたいのです。

これも最初に西村大臣から三知事にお話し合いに、ごあつせんに入つていただいて、こうだという詳しい話を聞きましたので、私はこれ以上お尋ねしようと思ひません。ただ、洗いぜきの問題で大臣並びに河川局長にお尋ねしたいのですが、まあ異常洪水といひますが、私は南湖洗いぜきの問題が下流の淀川に洪水というように事態が起つたとき、しばしばやはり問題になってくると思うのです。そこで、この過去いろいろ洗いぜきの問題があったそうですが、私は過去のいろいろ洗いぜきのできごとを残念ながら知りません。ただ、今度、洗いぜきの管理は大臣が専任になられたのです。そこで、地元の意見も聞く必要がある、十分尊重しなきゃならぬという意味から、滋賀県知事の意見を聞き十分尊重して今後の管理に当たられるということ、これはもうこれよりいよいよね。それから、それに加えて、今後たとえば洗いぜきの洪水の場合にあれを上げるとか、今後のいろいろな洗いぜきのことについて河川局長に、ひとつ今後は自分は考えて洗いぜきの操作に当たるんだという、河川局長の洗いぜきの今後の操作の方針等について承れば、私はけっこうだと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 御承知のように、現在の洗いぜきで私も琵琶湖の水位に関する操作を行なつておるわけでございまして、これは新しい河川法が昭和四十年にできまして、それによりまして、それぞれ重要なこういう構造物につきまし

ては操作規則をつくつて運営をするというたてまえになっておるわけでございまして。たまたまこの瀬田川の洗いぜきというものは歴史的にいろいろ問題なり経過がございまして、しかも今回ようやく琵琶湖の総合開発が軌道に乗るうとしておるわけでございまして、こういう計画を控えて、具体的な操作のやり方というふうなものにつきましては、事務的にいろいろ滋賀県あるいは大阪府、建設省と協議をいたしてきたわけでございまして。やはり総合開発計画の規模なり方針がきまつた段階で、ひとつはつきりとした操作規則をつくつて後は運営をしようじゃないかというふうなことで、現状は在来からのルールを踏襲してきておるわけでございまして。今後琵琶湖総合開発が実現をいたしますと、この総合開発の第一の趣旨は、やはり湖周辺の国土の保全、環境の保全、こういったことがやはり第一でございまして、できるだけ琵琶湖の水位を、洪水時は在来よりもおおむね約三十センチくらいはあらかじめ下げた状態で洪水を迎えるようにしたい。そういたしますれば、これは当然湖岸の水位の上昇も洪水時に防げるわけでございまして、したがって、大阪のほうもそれで安全になるということでございまして、そういったような基本的な治水の安全度をふやす考え方をとりたい。それからさらに洪水時には、現在の瀬田川の流量あるいは洗いぜきの流量、こういったものの疎通力を現状よりはさらに向上をさせたい。現在はまあ最大流量六百トンでございまして、これを約五割程度上げて操作をいたしたいと考えております。そういったことで、かなり出水時の琵琶湖の周辺並びに下流の安全度等は向上するのじゃないかと考えておる次第でございまして。

なお、いわゆる低水につきましては、これは通常プラス三十センチから下は五十センチないし一メートルの間で現在運営をいたしておりますが、今回の総合開発計画が実施されますと、先ほど大臣からお話しのごいしましたように、まず通常の場合にはマイナス一メートル五十、こういった幅

で運営するわけでございますけれども、やはり異常の事態の場合にはいろいろな現象もあるうかと存じますので、万全の対策は講じますけれども、そのときにはやはり上下流の諸般の状況を勘案して操作をすることでございます。したがって、われわれの一般的な操作ルールといたしますれば、マイナスメートル五十からプラス三十センチまでは利水の運用幅として今後は運営をしていく、こういうことでございます。

○村尾重雄君 たいま河川局長から、洗いぜきの今後の、総合開発事業の完成を機会に操作のあり方等新たに考えたいと、こういうふうにご御答弁いただきました。御存じのように、いま御意見あったように、出水時、放流のときもたいへんでございますが、異常洪水のときにおいても非常にまたこれ自体が重要でございますので、今後の洗いぜきの操作等についても、十分なよろしき処置を心からお願ひ申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○春日正一君 これは、近畿地建で出したパンフレットを見ると、計画高水位がプラス一・四メートル、それから補償対策水位がマイナス二メートル、それまでの工事をするということですから、だからワク組みとしては一メートル四十プラス二メートル、三メートル四十の幅で水位が変動が可能だという施設は一応つくる。その中で先ほど局長の言われたように、プラス三十からマイナス一メートル半という運用を考えておるといことだと思ひます。この三メートル四十という幅は私はおそらく近い将来に必ず問題になってくる、そういうものを含んでいられるように思ひます。しかし、いまここではそういう懸念を表明しておくだけで、本論に入りたいと思ひます。

一つは水位の問題で、マイナス一メートル半以下に下げるときは建設大臣が調整するという事になっていくようにすけれども、現在では何センチぐらいのところで調整をしておるんですか。

○政府委員(川崎精一君) 先ほど申し上げましたような経過で、現在の運用は、利水につきまして

は、洪水期はできるだけゼロに近づけるといううなことで、あるいはまあ水位がマイナス三十センチよりも高いときもあるわけでございますが、そういったときにはできるだけ全開放流をいたしまして、まず三十センチまで下げる、あとは利水その他の関係、それから琵琶湖への流入河川の流況、こういったものを考えまして、なるべく洪水期にはゼロに近づける、こういうような運用をいたしております。それから冬季には、これは発電等の要請もございましたが、最近ではやはり下流の水需要、それから三月、四月には融雪がございまして、相当水位が上がります。これをそのままでまいりますと、またつゆ期につながりまして、洪水期の出水期の水位を相当上げることになりますので、冬季の放流を、これは滋賀県その他関係のものが集まりまして、一応冬に入ります前に、この程度の水位で、この程度の長期予測であれば、この程度の放流をしようかといううな放流の事前の打ち合わせを行ないまして、その線で当分冬季は操作をいたしておる、こういうことでございます。

○春日正一君 マイナス五十センチをこえると、実際には毎秒五トンか十トンに押えるといううなことはやっとなのですか、そういうふう聞いています。

○政府委員(川崎精一君) 昭和十八年から二十七年までかかっています、第一期河水統制を実施したわけでございますが、そのときの計画は一応マイナス一メートル、こういうことでございました。これがまあ必ずしも現在利用低水位の水位とは内容的に一致しないと思ひますが、一応限度が一メートル、こういうことであつたと思ひます。ただ御承知のように、戦争中ではございまして、いろいろ湖周辺の事態の変化がその後ございましたので、補償等も十分でなかつたといううな面もございまして、実際の運営といたしますれば、まあ五十センチぐらい低下し始めますと、少し下流の状況、湖岸の状況等を見て、節水態勢に入る。したがって九十センチぐらいたつたこともございますが、

大体まああるいは七、八十センチぐらいたつた下でまた戻して五十センチに戻すというのを繰り返しておるわけでございます。

それから下流の放流は、これは結局は現在、第一、第二疎水、それから宇治発電所、それから洗いぜきそのもの、三つの出口から放流されておるわけでございます。疎水は二つございまして、それと、そのトータルで下流の需給等を勘案しながら放流しておりますが、琵琶湖疎水等につきましては、これは自然の状況で見ますと、どうしても水位低下しますと流入が減るわけでございます。同じことが宇治川の発電所で見えるかと思ひます。そういったものを考慮しまして、それからさらにまあ洗いぜきの直下流のいろいろな河川水の維持の問題等もございまして、五、六トンはやはり放流しないと困るのじゃないかといううなこともございまして、総合的な量を見つめながら操作をしておる、こういうことでございます。

○春日正一君 衆議院の浦井議員への答弁では、現在プラス・マイナス・ゼロを中心に変動してきたものをマイナス五十センチを中心に変動するようになるといふふうに言われておりますし、それから年間二百七十五日はマイナス五十センチを下らないといううにも答弁されておりますけれども、これはどういう意味ですか。

○政府委員(川崎精一君) まあ水位が、平均水位というのは非常にむづかしいつかまえ方でございますが、今回は利水の幅が大きくなつてきたものから、何が平均かとか、どこまで回復すれば妥当かということが非常に定義的にはむづかしいわけでございますけれども、琵琶湖の水位は明治改修をされましたときには上水位が二尺七寸五分、八十三センチと言われて操作を始めたわけでございます。それが第一期河水統制では大体ゼロぐらいたつた中心になるのじゃないかといううな感じでございます。したがって、今度利用の低水位幅を広げましたから、ある程度やはり平均的な重心は下に下がるわけでございますが、その感じが大体三十センチないし五十センチじやなからうかとい

うような、大ざっぱな感覚で浦井先生にお答えをしたわけでございます。

○春日正一君 そうすると、毎秒四十トン追加して取ればまあ三十センチないし五十センチを中心、上はプラス三十センチから、下はマイナス一メートル半まで大きく変動する、こういうふう理解していいわけですね。

○政府委員(川崎精一君) 最低幅はおっしゃるうに一メートル五十でございまして、実際には過去の資料等が、一応そういった同じ気象条件が再現されるといいますと、非常に一メートル五十まで下がる機会というのは少ないようでございます。一メートルを割る機会がこの四十七年間の資料から見ますと、大体九回ぐらいたつておると思ひます。で、現状でまいりますと、五十センチを割つておるのは約十七回ぐらいたつておるわけでございます。そういう意味では多少下りますが、かなりマイナス一メートルの容量というのは大きな容量でございまして、それでほとんど大半の下流の水は補給しておる、まあよほど洪水の場合には一メートル五十まで下がる、このような現象かと思ひます。

○春日正一君 あのね局長、どうも私の聞かぬことまでよけい話してくれてありがたんだけれども、時間がつぶれるので聞いたことを答えていただきたいと思ひます。

私が聞いたのは、つまり一メートル五十なり、まあ二メートルなり下がつたものが、あなたの言われた標準的なマイナス五十まで回復するには幾日くらいかかるだろうかということをお聞きしたのです。

○政府委員(川崎精一君) 今回の四十トン新しく開発をするといまして、過去の昭和十五年のうな気象状況が出ますとマイナス五十センチ以下の全日数がその期間で約六百五十日、マイナス一メートル以下が五百日でございます。それから開発前のマイナス五十センチ以下が百九十五日になります。

○春日正一君 いや、そう聞いているのじゃない

のですよ。そうじゃなくて、実際に一メートル半まで下がったでしょう。それがつまりマイナス五センチまで回復してくるのに幾日かかるかというので、四十八年間に幾日あったかという意味ではないんですよ。

○政府委員(川崎精一君) マイナス一メートル五十まで下がりましたものが五センチまでに戻ります日数が百四十二日でございます。

○春日正一君 大体、そういうことですね。私のほうでも、建設省からもらった資料全部計算してみても、昭和二十五年十一月のマイナス六十七センチ、これがマイナス五センチまで回復するのに七十八日かかっていますから、一日に〇・二センチ。それから昭和三十一年二月はマイナス八十四センチで、マイナス五センチまで五十五日かかっていますから、これは〇・六センチ。こういう計算、ずっとやってみました。そうしますと、ほとんど流出量五ないし十トンぐらいに下げていると言わなければならない、一日に〇・二センチから〇・七センチの幅でしか回復しないということになる、一メートル五十とマイナス五十の差、この一メートルを、五トンなり十トンにして流すとしても、一日に〇・五センチ回復するとして計算では二百日かかりますね。そのときによって、先ほど言ったように、百何十日というあれになるかもしれないけれども、平均的な計算でいけば二百日かかる。そうしますと、一たび下げると、実際上は、次の梅雨か大雨の来るまではそこへ戻らぬということになる、こういうことになるんじゃないですか。

○政府委員(川崎精一君) 通常の場合には、夏季から冬季にかけて水位低下が起こりまして、それが翌年の融雪期から梅雨期までかけて回復するというもので、そのときの積雪量あるいは流入量等によって違いますが、おおむね翌年で回復するということでございます。

○春日正一君 私は、だからそれだけ下げると回復したいへんかかるといふことですね、そのことをはつきりしておきたかったわけですね。

そこで、その次に、水質の問題ですけれども、水位低下に伴う水質の悪化、いまでもいろいろ言われまじったけれども、これについては建設省としてどのように見えていますか。

○政府委員(川崎精一君) この間、衆議院並びに参議院におきます参考人として御出席されました先生方の意見におきまして、いろいろ御意見があるようでございます。まあ立川先生などはかなり単純化した議論でございまして、いろいろ御意見がございまして、それから奈良女子大の津田先生などの御意見なんかも総合しますと、そう実際には食えておるわけではございません。

やはり、琵琶湖の水質で問題になっておりますのは水深の浅い南湖のほうでございますが、これにつきましては、かなり普通の湖と違って、南湖という大きな供給源を持っておる。したがって、南湖自身の容量のほかに、そういった南湖からの供給といったような、水の動く量から言いますと、かなり普通の湖より大きい、しかもそれが水位低下によって促進されるというようなことで、必ずしも、私は、水位低下による南湖の量の減少そのものが水質に直接つながるといふようなことはまずないんじゃないかと、私は考えておるわけでございます。

しかし、やはりいろいろこれは条件を前提にしているわけでございまして、私どものほうでも、一度一メートル五十まで下がった場合にどのようなことになるかというふうなことを、先日来、ちよつと試算をさせたりしてみました、気象の条件とか温度とか流入の負荷量とか、いろいろ要素がありまして、なかなかはっきりとした数字がつかみにくいんですが、水位低下そのものはあまり響かないという、何といつても、汚濁源を少なくするということに尽きるんじゃないかというふうな感じがしております。

○春日正一君 そちらが一番問題だと思ふんですね。議論のあるところだと思ふんですね。

たとえば岡安環境庁水質保全局長ですか、衆議院の建設委員会でも、窒素、燐、富栄養化、早急に対策を立てないで非常に重大な結果になるおそれがある」と、ただし、これは水位低下の関係とは言っていない。しかし、この水位低下という点については、同じ局長は水位低下の影響は明らかでないといふふうな言ひをいつしやる。はつきりしない問題がたまたまあるというふうな言ひをいつしやる。

それで、この間の参議院での参考人の御意見を局長も聞いておいでになったと思ふんですねけれども、たとえば水がよけい流れる、だからかえって薄くなるんじゃないかという論をした参考人がありますが、私は、川ならそれで単純に澄むだろうけれども、琵琶湖のようなふたつを割ったような形のああいふところで、単純にそうなるだろうかといふことで、だから琵琶湖で一メートル半下がった場合にどうかという、そのきれいになる機構を説明してくれという質問をしたんですねけれども、それには答えてくれなかった。だから、その問題はあの参考人との問答では解決していないわけですね、学者が答えていないわけだから。

それから、あの学者といふのはずいぶん人をばかにしていますよ。とにかく五年半で湖水の水がかわるといふんですよ。だから私はおかしいと言つてちよつと聞いたら、あれは琵琶湖の総量を流出量で割ったんだと、こう言うんですよ。ところが、総量といふたつて、ところどころ押すまいに前の水が全部出て、あとの水がかわるといふんじゃない、川の水が入つてくると、その水とまじりながら出ていくんですよ。その計算をすれば十三年半になる。湖水の中に潮流があつて、逆流していくようなものですか、上の水がこう行けば、下がこう行くといふことを計算に入れば、もっと長くかかるだろうと、私はむしろそのほうが学問的だと思ふんです。そういう単純なことを言つて、国会議員が反問しなければ五年半でございましておもうとしている。あれは学者的な態度ではないと私は思いましたよ。だから、そういう

証言を当てにしたいになるもんだというふうな論を立てられや困る。やはりそういう意味でまだわからぬものはたくさんある。そうして、もつときたなくなるという不安ですね。これも十分にあるという前提に立つべきじゃないだろうか、私はそういうふうに思ひます。

そこで、次に言ひますけれども、重金属とか、そういったものが湖底に蓄積される。で、このよこれは希釈とか拡散によって解決できる問題ではないんで、直接水位低下には関係はないといふふうな言ひをいつておられるけれども、環境庁の提出の資料ではそうなっている。しかし、やはり重金属だつて水の中に残るんだし、まじつて流れていくもんでしよう。現にイタイイタイ病といふのはあつた水を飲んでたんだから、どろを飲んだわけじゃないんだから。そうすると、やはり重金属が流れてくれば、それが水の中にまじると、下のどろをかき立てられればまた水の中にまじるといふような現象もあり得るだろう。そういうことになる、やはり水位低下という問題はいろいろ面からみると研究しなければならぬ、汚染するといつて、たくさん専門の学者が心配しておるという点は重視しなければならぬ問題だと思ひます。

それで、南湖の水量ですね、これが一メートル半下がると、四億トンの水が二億トンに減るといわれておる。そこへ平常どおり流れてくるわけですから、先ほど言ったように、一メートル半に下がって、マイナス五十まで回復するのに二百日かかるんですよ。その間に、とにかく同じように流れ込んでくるわけですから、だから、きれいになるという論は当たらないだろう。むしろ濃縮される、少ないところに流れ込むわけですから、同じものが、そういうことになるだろう、そういうふうな私は思ひます。だから、当然汚染はふえるだろう。それで、回復させるには先ほど言ったように、そのまま四十トンプラスして流しておつたのでは回復しませんから、当然一メートル半まで下がれば制限もするでしょう。ということになれば、よ

窒素などの負荷量を減らすということ、それから一方でそれだけのやはり効用を持っており、しかも水質だけではなく、水産的なやはり大きな効果もあるわけですから、私も私どももいたしますれば、できるだけそういったものを残していきたい、あるいは人工的に多少手を加えて造成できるならできるだけそういう面積をふやしていきたいと考えております。したがって、南湖等におきまして、湖岸堤なりあるいはしゅんせつをする場合に、少しくふうをしてそういったことができるならばできるだけ人造的な内湖といえますか、そういう生育地をつくるようなことを今後ひとつ研究したいと思っております。

○春日正一君　そういう意味で、私は水位低下、しかも、これがしばしば繰り返されるとか、一たんだがったものの回復が長期にかかるというような事態を非常に心配するわけです。

それからもう一つの問題は亜鉛、鉛、コバルト、銅、ストロンチウム、カドミウムというような、重金属類による底質の汚染ですね。これが進行しているということで心配されておるんですけれども、この点はどうなっていますか、環境庁のほうは。

○政府委員(岡安誠君)　まあ水質につきましては、お手元にお配りいたしております資料にございますとおり、重金属による汚染というものはほとんど検出されないという状態でございますけれども、お話しのように底質につきましてはやはり長年の蓄積によりましてある程度蓄積が行なわれているようにございます。四十五年の滋賀県の調査によりまして、やはり一部の底質につきましてはカドミウム、鉛等が発見されておりますし、また、滋賀大学の調査によりますと、これは相当広範囲に行なわれたようでございますが、水銀、カドミウム、鉛等につきまして相当高濃度の蓄積が一部には見られたというふうには考えております。私も私どもはこういうような底質の汚染につきましては、このような汚染された底質が環境である水質のほうにどういように影響を及ぼすかと

いうことが実は問題であるわけですが、この点につきましてはなかなか現在まではつきりいたしておらないのでございます。たとえば、こういう重金属が流下物に化してしまつた場合にはこれはほとんど安定である、ほとんど周囲には影響を及ぼさないという説もございまして、また水銀等につきましては無機から有機に変化するという説もございまして、そういうような全般的な概要が現在明らかでございませぬので、これもたいへんおくれればせめてございませぬけれども、四十七年度に底質の汚染につきましてそのメカニズムを明らかにするための調査研究を始めたというふうには実は考えております。その結果、やはりある程度の濃度の汚染があつた場合にはしゅんせつその他の措置をしなければならぬと考えておりますが、その限度等につきましてできるだけ早く結論を得たいと考えております。

○春日正一君　言われるとおり環境庁の資料では、四十六年度の水質調査の結果としてカドミウム、鉛については検出せずと、他には触れてない、ほかのことは言っていない、こういうことになっていましてね。だからまあほとんどよく調べられていないということだと思ひます。ところで、ここにこういう新聞の切り抜きがあるのですけれども、「びわ湖全域が重金属汚染、国の基準の数百倍、滋賀県衛生公害研究所データ公表とめる」というなっています。これはよくあることですが、こういうものが出ると、県とか、そういうところでもみんなをびくつきさせるから発表するなと言つて押さえるけれども、それがあつたのですね。そうしてこれは、これ全部読むとあれだから書き抜いたもので要点を言ひますと、京都の高校の先生が琵琶湖の水質、そういうものの調査を十年來ずっとやつて、国の安全基準を数百倍も上回るカドミウムとか、亜鉛、銅などの重金属で汚染されているということを発見した。これはしろうとの分析ではなくて京大の協力を得て、それでそういうことがはつきりしたもので、それでカドミウムは南湖瀬田川で五・四PPM、第二疎水取り

入れ口で二・八PPM、第一疎水で二・七六、北湖の近江八幡市の日野川河口で二・二、志賀町蓬萊一・一というような形で、北湖の岸のほうもそうなつておるし、亜鉛も南湖では第一疎水取り入れ口で四五PPM、国の基準では〇・〇〇三PPMというのですから、これはずいぶん大きな比率になると思ひますね。北湖の日野川河口で一二PPMというふうな形で非常に高いものが出た。そうして、これについて京都大学の工学部の教授で岩井重久という方——この間來られた方だと思ひますけれども、その人の話では「美旗さん、探取した水は、わたしの研究室で原子吸光光度計を使って分析したが、高濃度におどろいていゝ。京阪神はびわ湖の水のおかげで発達したのに、びわ湖の恩恵を忘れた結果が、今日の汚染をまねいた」というような形ではつきり京大の学者もこのデータが信頼できるものだといふ裏づけはしているのです。それほどう汚れておる。しかもこれが県では人心を云々といふことで発表させないで、そして環境庁のほうではさき言つた程度しか琵琶湖の汚染をつかんでないといふことになると、何をもちつて汚染対策が進められるのかといふことを疑ひたくなるわけです。

そこで、マイナスメートル半とか、マイナス二メートルというふうな水位低下、そういう変動が起これば当然琵琶湖の潮流なり湖流なり、琵琶湖の底質にいろいろな影響を及ぼしてくるんじゃないかと思ひます。そういう点についての検討はされておいでですか。

○政府委員(岡安誠君)　ちよつと先生の発表されました分析結果、私さらに調べてみますけれども、水の中に三〇〇PPMも鉛、その他があるといふのはどうも理解ができませんが。

○春日正一君　どうですね、底質。
○政府委員(岡安誠君)　それはおそろくどろだと思ひます。底質だと思ひます。水につきましては、先ほど申し上げましたとおり、やはり検出しないうのが一般的であらうというふうには思ひますし、底質につきましては、おっしゃるとお

り、鉛等は三〇〇PPMをこえるところもございします。ただ、私も先ほど申し上げましたとおり、底質につきましてはかりに三〇〇PPMをこえるような鉛がありまして、それがどの程度水質に影響するかということにつきましては必ずしもまだ明らかでないといふことを申し上げたわけでございます。この辺はやはり明らかにいたしまして、影響ありということになれば、やはり改善対策、排出規制はもちろんのこと、現に汚染されております底質の処理をいたさなければならぬといふことは考えておるわけでございます。湖水の水位の低下と底質に及ぼす影響ということにつきましては、水質のみならず、さらに底質の影響はむずかしいといひます。それから、おっしゃるとおりでございます。やはり今後継続的に調査をするといふことによりまして、水位低下と底質の関係といふものは明らかにしなければならぬといふふうには実は考えているわけでございます。

○春日正一君　滋賀大の湖沼研究所の学者の方もまだどうなるかよくわからないといふふうには言つてます。だから、こういう検討がいま急がれなきやならぬので、その検討の済めうちに計画立ててやつちまうといふことは早計じゃないかといふことが一つあるわけですね。

それからその次の問題、湖辺の水生植物は、さつきも言ひましたように、水質の浄化とか、魚類の産卵、生育に大きい役割りを果たしている。これを枯らしてしまふと自然の浄化作用、生物学的な循環のバランスをくずしてしまふことになるわけですから、バランスくずして一度琵琶湖が死んでしまふと、これ生き返らせるには、水量も非常に多いし、たいへんな時間がかかる、努力も要する、あるいは生き返らぬかもしれぬといふわけでしょう。だから、そういう意味では、へたをすると、へたに琵琶湖をいじると近畿一千万住民の水を取つてしまふような結果になるんじゃないか。だから、慎重に検討しながら確実にやつていく必要がある。そこでこういうことは、琵琶湖の研究に、私京大に行き、滋賀大に

行つて、先生方に会つていろいろ聞いてきましたけれども、やはりあそこで暮らして湖水のはたで学問をしている人たちとしては、非常に湖水に愛着を持っている研究をしておるわけですね。わからぬものはわからぬと言ひ、そういう形でやつておるこういう研究者たちの警告ですね、こういうものに謙虚に耳を傾けて、十分に検討をして行政にこれを反映させていく、この姿勢がなければならぬと思ふんです。それで、いまの質問を通じて、まだ水質に対する影響だけでもいろいろ問題があつて明らかにならぬと、だから、むしろこういう問題に予算もふやし、人もふやし、機材もふやして、充実に、大学とか研究所あるいは関係地方公共団体などが協力してこれをまず調べる。

〔理事西村久保重光君退席、委員長着席〕
そのことに力を注ぐべきじゃないか、その点で大臣のお考えを聞きたいのです。
○国務大臣(西村英一君) 非常に重要なことでございまして。とにかく琵琶湖の水質のことについては、滋賀大学その他県の衛生試験所、いろいろなところがたいへんたくさんあるわけでございます。したがって、十分にいままで研究されました資料をわれわれは尊重をしないと、ないし、これからあと十分研究をしていただくと、政府のほうもまたでき得るだけそういう研究をしなければならぬと思つております。いままであまり行き届かなかつたために、今日のようなことになつたわけでありまして。しかし、非常に長年の間こういうようなことで汚濁されたわけでございますから、きょう、あす、すぐやれと言つてもできることとじゃございません。しかし、この法律の通過とともに、いままでの学者諸君の努力も大いにひとつ買つて、それを活用する、耳を傾けて大いにやりたいと、かように思ふ次第でございます。

○春日正一君 私は、重ねて申し上げますけれども、そういう研究にもっと金を出し、人を集めて、できるだけ十分に、しかも早くやれるということをやってほしいと思ふんです。大臣は、いまこの法

案が通りますればと言つておりますけれども、私に言わせれば、それをやつてから法案を通さなければあぶないのじゃないかという不安があるわけですね。

そこで、その次に開発計画の問題点についてお聞きしますけれども、この法案が通れば、どういう段取りで毎秒四十トンの水を取るといふふうになさるんですか。つまり、下水の整備ができてから取るのか。整備は整備としてやるけれども、しかし、まあ洗いざきとかその他の条件ができれば、下水整備を待たずにも取るのか、その辺の段取りを聞かしてほしいのです。

○国務大臣(西村英一君) それは直ちに、こうきまつたからすぐ四十トン・パー・セコンドというわけにはいかぬと思ひます。しかし、これは計画は十年ですが、十年たつて全部がでさ上がらなければやらぬとも申し上げられない。しかし、適当の時期はあると思ひます。その時期には、やはり関係知事さんと相談をいたしまして、一ぺんに四十トンにするか、三十トンからじわじわ四十トンにしていくか、そういうような技術上の問題はあらうと思ひますけれども、それはまたひとつ適当な時期を見てその最後の四十トンまで取ると、これに従つてやるといふ時期はあらためて相談をしなければならぬと、かように考へておる次第でございます。

○春日正一君 私が心配するのは、下水道の整備がまだ進まないのに、水はもう取らなければならなくなつたんだというふうなことになるやせぬだらうか、そこを心配するわけです。それで、この十年間に流域下水道、公共下水道を五百九十億円をかけて整備をすると言ふのですけれども、これで十分だらうかということですね。環境庁の資料だと、全体計画で千三百八十六億円、一〇〇%、整備の目標は六十年。琵琶湖総合開発計画では、五十六年でもって五百九十億円、普及率八〇%。それから下水道五カ年計画の中では百五十億円、昭和五十年目標で四五%というふうな、これは検討中のようですね、聞いてるんです

けれども、しかし、ほんとうに五百九十億ということでも十分できるだらうかという点ですね。

○説明員(久保君) この琵琶湖総合開発計画の下水道計画の目標は、琵琶湖の環境基準を達成するということを目的に立てておるわけでございます。そして、先ほど来から御議論になっておりますたとえば富栄養化対策、これらにつきましましては環境基準あるいは排水基準の上で早期に検討するこういうことになっておりますので、その検討の段階に対応して下水道整備計画を立てることになるかと思ひます。そういう意味合いから言ひますと、先生おっしゃるやうに完全ではないということが言えるかと思ひますけれども、当面、環境基準の達成に対する下水道整備計画は一応いま立てております五百九十億で達成が可能だといふふうに判断いたしております。

○春日正一君 そういうこととして、第二次処理の施設、これは第二次までで五百九十億ですね。これもまあいろいろ市町村負担の問題、各家庭の水洗化とかいろいろ考へると、まあその計画どおりすつとかぬかもしれない、いままでのほかの例で見ると。そういう問題があるわけですから、これはこれに入つていないわけですから、そうすると、結局例の富栄養化というやうな問題は解決つかないんじゃないですか。

○説明員(久保君) 琵琶湖のやうな湖に対する富栄養化対策は結局アンモニア、窒素もしくは燐というものを落とさない限りは対策にならないわけでございますが、現在の第二次処理これで全然そういうものに役立たないかといへばそうではない、除去率こそ低うございすけれども、たとへて言ひますと二〇%もしくは三〇%程度の除去率でございますので、窒素あるいは燐対策として若干の効果はあるかと思つております。それを完全にいたしますには、やはり三次処理の施設を設けましてそれを適正に管理をしていくという対策が必要になるかと思ひます。

○春日正一君 そういう状態のところ、逆に周辺の開発はどんどん進行していくということになるわけですね、この法案でも琵琶湖総合開発計画というのは、新全総とか近畿圏整備計画に調和して立てるといふやうに上位計画に従うということになっていきますから。ところがそれによりまして、近畿圏基本整備計画や、それから琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画、これは昭和四十六年二月決定、これによると湖東地域を近畿、中京、北陸各経済の接点として位置づけ、人口、産業が他地域から分散という形でそこに集まつてき、金属加工型工業を中心に積極的に誘致する、そうして工業都市として積極的に開発するということになつていくわけですね。現に湖東のあれというのは地図にもあります。そして県でも現在の第二次総合開発計画、四十二年から五十年といふのを改定作業をしておつて、その第三次草案によると五十五年には一兆九千億円の生産額をふやすといふふうになっていきますし、昭和四十五年の実績で六千七百三十六億円で、約十年足らずの間に生産額は三倍にするといふやうな高度成長を考へて湖岸の開発ということをやつております。それから人口も四十五年の国勢調査で八十九万人であつたものを五十五年には百二十一万、三五・六%増といふやうなことを見込んで計画を立てておるわけですね。だからこういうことが同時に一方ではどんどん進行していく。そして下水道のほうはいま言ったやうな形でやられていくといふやうなことになる、多少下水道整備をやつたとかあるいは工場排水の規制をやつたとかしてもなかなか汚染を防止するといふことにはならないんじゃないかといふやうな気がするんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(朝日邦夫君) ただいま近畿圏基本整備計画の内容についてお触れになりました点に関連いたしましてお答えを申し上げます。実は昨年全面改定をいたしてございまして、その中で、この琵琶湖の総合開発に關しましてはこの改定の全体

的な基本的な考え方といたしましてはやはり環境の保全という点をまず最重点に取り上げると言う考え方でいたしておりますけれども、その琵琶湖の総合開発に関しましては、まず第一には、この恵まれた自然環境を保全をいたしますために規制措置を強化するとともに下水道等の整備をはかって水質の汚濁その他の環境の破壊を防止することをまず重点にいたします。

それから第二点といったしましては、淀川水系の治水計画に基づきまして周辺の洪水被害の防除、水源の涵養をはかる。

第三点として周辺地域の生産性の高い近郊農業の振興でございますとか、環境の良好な内陸型の工業団地の造成等をはかるというふうなことでございまして、実はただいまあわせて御指摘のございました都市開発区域の建設計画でございますが、これは実は従前の基本計画に基づいておるものでございまして、これは新しい基本計画をもとにいたしまして、ただいま改定の作業をいたしておる段階でございます。

そういうことで、近畿圏の整備ないしは琵琶湖の総合開発の考え方としては、ただいまはいまだ申し上げたような方向で検討いたしておるわけでございます。

○春日正一君 それは困るな。審議の資料といつてあなたのほうからもらつた昭和四十六年七月三十日、近畿圏基本整備計画というものと昭和四十六年二月、滋賀県琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画、これとそれから第二次滋賀県総合開発計画、これとその後の滋賀県での総合開発関係資料集というものの中の第三次計画ですか、そういうものに基ついて私のほうはいま言つたような問題を拾ひ出してお聞きしたわけです。資料くれておいて、あとからいま考え直しておりますと言われたんじゃ、これちよつと質問のしようもなくなつてしまふんで、そういうことで、こういうふうな実設計画がこういう点に出ておつて、汚染源というものはもっと大きくなるということだけはこれは明らかですから、そこでもう一つ問題は、

この琵琶湖の汚染というものの中で、やはり工場立地というものが非常に大きな原因の一つになっているわけですね。富栄養化の場合には家庭排水とか、畜産排水というようなものが一つの大きな原因になっているわけです。ところが、昭和三十一年以降立地した九百二十八社のうち、五七%、五百三十一社が鉄鋼、金属、電機、機械というような重工業で、そして昭和四十四年十二月から四

十五年三月にかけての、滋賀県の工場排水調査の結果は、対象にした三十六社のうち、水素イオンで不合格が十一社、浮遊物質で不合格が十三社、

県の公害防止条例による水質規制基準に適合したものが十五社と、二十一社は不合格、こういうことになっているんですね。だから、そこにもやはり問題がある。規制でも、私はいまの規制方式というものの、つまり何PPMということだけきめて、排出総量での規制をやらぬというような規制では、いまのような勢いで、あの計画で、三六％の勢いでどんどん工場がふえていけば、薄いものでもたくさん集まれば濃くなるわけですから、そ

ういう意味では効果がないし、問題がある。総量規制すべきだ。特に、湖水のようなどころでは、思いますけれども、そのしり抜けみたいな規制にさらに漏れるものが半分以上ある、漏れるとい

うより違反したものが。ということになる、これはとてもじゃないけれども、湖水をきれいにするというようなことにはならないんじゃないか、そういうふうに思います。それは私、答弁求めても、厳重にやりますという以外にはないだろうと思ふから、答弁求めませんけれども、そういう問題がある。

それから、もう一つの問題は、環境庁で出された資料を見ましても、下水道整備、排水規制を強化しても、昭和五十年になって南湖でもって四十五年の工場汚水、これは負荷が月一六・六トンとになっているが、五十年になってそれだけのことをやっても十六・一トンということになっているんですね。そうすると、これはほぼ横ばいです。あまり改善されない。つまり下水道整備から排出

規制を強化してやっても、昭和五十年の時点では十六・六トンが十六・一トンにしかならぬ。ほとんど効果がないということになるんですけれども、一体これはどういうわけですか。

○政府委員(岡安誠君) 御提出してございます資料のうち、CODによります汚濁負荷の今後の見通しでございます。工場排水につきましては、四十五年で大体十六・六トンというふうには推定をいたしておりますが、これが五十年には、この資料にございますとおり、十八・九トンぐらいにふえるであろうという、そういう想定のもとに、それをさらにカットいたしまして、十六・一トンにする、そういう計算でできているわけでございます。

す。家庭下水につきましても、三・四トンが四・八トンに五十年にはなるだろう、それを二・八トンまでカットをするというふうに私どもは考えておりまして、その結果、南湖におきましては四十五年でトータル二十・五トンのものが二十四・五トンにそのまま放置すればふえる、それを十九・二トンに押えたいというふうに考えております。

す。これはまたおつしやるとおり、五年の計画でございまして、南湖をこれを十九・二トンの汚濁負荷をそのまま認めている状態ではA Aクラスにはならないと私どもは考えておりまして、この

五年のあとに続く五年以降におきましてはさらに規制を強化いたしませんと、A Aの状態にはならないというふうに私どもも考えております。で、私どもこういうような資料を出しましたのは、五十年までに考えられる規制、また下水道の整備状況等を勘案をいたしまして、規制可能な状態を想定をして、数字にいたしましたというわけでござい

ます。

○春日正一君 そのとおりここに書いてありますけれども、「規制強化・下水道整備による五十年の数値」という形でそれができている。だから、言われるように、ほうっておけば一八・何がしにふえるけれども、下水道整備をしたり、規制を強化して一六・一ということ、○・五だけでも減ったんだと言え言えるけれども、いまさっき言っ

たように、水がくさくてどうにもならぬという状態になっているものを、五十年までかけてこれをやつてもその程度ということだ、これではたいへんおそいじゃないかという気がします。

それからもう一つ、そういうことで、下水道の私が一番の弱点は、今度の計画に第三次処理が入ってないというのが一つの重要な弱点になっていると思うんですけども、下水道部長、大体第三次処理というものはいつごろから実用化できる見通しになっていますか。それと、それをやると、現在の第二次処理に比べてどのくらいコストがふえるかどうか、その見通しを聞かせてほしいのですか。

○説明員（久保秋君） 第三次処理の実用化の時期の問題でございますが、これは目下鋭意いろいろな実験あるいは研究調査を進めておりますけれども、現在の五カ年計画の後半期——五十年が最終年度の予定になっておりますが、後半期には実用化の段階にこぎつけたたい、こういうふうに予定をいたしております。

それから、三次処理をした場合の建設費並びに維持費の増額いかん、こういう御質問でございますが、これにつきましては、まだ正確にどういう方法で実用化するということが確定をいたしてお

りませんので、正確な試算ではございませんけれども、現在のところ、二次処理の経費は一立方メートル当たり一日当たり大体三万円くらいが一次処理でございしますが、そのほぼ倍くらいかかるのではないかと、このように考えております。それからなお、処理費でございしますが、処理費は現在のところ一立方メートル当たりほぼ十円近くか

かっております。それもそのほかに十二倍ぐらいたつております。その金がかかるのではないかとというふうに予定をいたしましたしておりますが、実用化までの間にその建設維持費をできるだけ下げようというふうをしたいというところで研究調査を実施中でございます。

○春日正一君　そうすると、五十年までには実用化というのですから、いま後半期と言われた意味化ですね。いまの計画が五十年まででしょう。その

五十年までの間の後半期、ことし二年度でしよう。来年度の半分以下が後半期、そういう意味ですか。五十年以降と、そういう意味ですか。

○説明員(久保君) 五十年計画の後半期でございいますから、四十九年、五十年くらいというふうに予定いたしております。

○春日正一君 そうすると、こういうものも当然取り入れなければならぬし、そういう意味で、計画というものは検討し直さなければならぬ問題になつてゐるんじゃないですか、それが使えるということになると。その点ではそういう時期になると大臣どうします、取り入れるようにしますか。いまの十一年の五百九十億の中には入っていないわけですね。

○国務大臣(西村英一君) 私が大ワクをきめたときと同じようなことをあなたは言つておるわけでございます。第三次処理の、これははっきり言うところとちよつと差しかがあるんですが、五百九十億に入つてないんですよ。それですから、下水道の金はこれでは足りない。しかし、一たんセツトしたわけなんです。私は大蔵省ともやはり交渉がありますから、建設大臣の言つたとおりにはないかいかいかなんです。私が言つたとおりのことをあなたが言われておるわけですから、それで御了承賜りたいと思います。

○春日正一君 そういう状況のもとでは、やはり現在のところ、自然の浄化作用でもつてその悪化を食い止めていくということ、それが大きく動き出すまではそういうことしかないんじゃないかというふうに思います。現に新聞見ますと、奈良市では富雄下水処理場ですか、水槽を使つて浄化する、窒素除去槽の建設をやつておるといふようなことが出ておりますけれども、琵琶湖では、これが逆に水位の低下、水位の変動、あるいは護岸がコンクリートでできるといふ結果、自然の浄化作用を後退させるようなことになつたらうかいが悪いんじゃないか。そういうふうに思ふんですけれども、そういう点をやはり十分注意する。同時に、第三次処理の研究、開発これができるだけ早くやつて、それを琵琶湖にも使ひ、ほかでも使うようにする、そういうことが必要だろつと思ひます。

そこで、もう一つは琵琶湖総合開発計画案というのを見ますと、先ほども話が出た湖周道路とか、レクリエーション基地の建設というふうなものも計画されてゐるんですね。そうして、四車線の湖周道路というふうなものがある部分含まれておる。何でもそんな大きな道路が必要なんだろうか、それではかえつて自動車なんかたくさん入つてきて、排気ガスも出し、環境を破壊してしまうというふうなことになるはせんでらうか。あるいは、いままで言われましたけれども、湖岸ぎりぎりのところに道路をつくつて、それで水生植物なんかを枯らしてしまうということにもなるんじゃないか、こういう点が心配されますけれども、この点一体どういうことなのか、説明してほしいんです。

○政府委員(朝日邦夫君) この法案の中では、別に湖周道路ということばは使つておりませんけれども、通称この事業計画では湖周道路といつております。この延長で申し上げますと、まず護岸堤をつくらなければならぬ、水利事業の上で護岸堤をつくらなければならぬ部分がございます。それを管理用道路と同時に一般の道路として利用したつていふのがあつてございまして。これの延長が約四十三キロでございます。それから他は、これとつなげましてほとんどが既存の公共道路の改良でございます。ちよつと念のため、その延長を申し上げますと、一般国道で約四十八キロ、地方道路で五十二キロ、それから街路で八キロ、有料道路で十二キロ、このほかに、その道路に連絡をいたします連絡道路と称しておりますが、それが四路線、これは東部の地域でございますが、その延長が十五キロでございます。これ全体合せて百八十一キロ余り、こういう延長でございます。

それから築造の計画でございますが、この事業概要でも書いてございまして、四車線の用地を取得いたしますが、当面築造は二車線でございまして。しかも、その四車線の築造いたす予定の用地を確保いたします予定のところは、国道部分があるかと思ひます。この計画で当面築造いたしますのは、二車線で完成を予定いたしております。

○春日正一君 湖周道路の問題については、この前、参考人に意見を聞いたときでも、少なくとも、百メートルは離さなければならぬという意見も出て、しかも、それは言つても実際上安曇川デルタなんかは土地がすつかり買ひ占められておつて、そういうところに道路をつくらうとしても、これ以上でなくなつてゐるということ、地図まで見せて、こういうものはつくらぬほうがいい、むしろ接近道路みたいな形でつくつたほうがいいという意見があつた。私もその点は方々歩いてみて、あまり近くまで車を入れようということでは自然をこわしてしまふ。たとえば、日光の太郎杉の問題は建設委員会でも署名運動をやつておつたわけですが、日光へ行つてみますと、陽明門に向つていく、あそこ観光バスを途中で入れてあります。これはあんなことしたら、そのうちに排気ガスで枯れてしまふということ、心配してゐるのですが、あれくらいの杉並木は歩いたほうがよさそうだと思う。あまり便利にそのそばまで回して、車でどんどん行けることを考えたら、かえつて自然をこわすことになるし、特にレクリエーション基地という問題も、計画書を見ますと、大規模公園都市構想を琵琶湖東岸地域につくるといふような項目を掲げている計画がありますけれども、しかも、これなんかもへたをすれば、琵琶湖の周辺を俗悪化してしまふ、汚染のもとをつくるおそれがあると思ひます。むしろ一千億と言われるこの道路の建設費なるものは、さしあたっては下水道の整備費とか、公有地の確保に回して、早目に湖水の回りの土地をできるだけ公有にしてしまふ。それから、あとレクリエーションをどうするかというふうなことを考えたほうが国家的な見地、公共の見地から、レクリエー

ションというふうな問題を解決していくのには順序としていいのではないか、こう思ふのですけれども、大臣どうお考えですか。

○国務大臣(西村英一君) この道路の問題については、やはりやるにしても十分注意しなければならぬと思つております。四車線、そんな必要はありませんという差しかがありますから、なぜそれだけの広さにするのかと、私は質問したのです。したがひまして、これは道路をほんとうに全部つないで、いわゆるほんとうに一般の交通に供するやうなやり方だったら非常に失敗します。したがつて、住民の交通便利のために、あるいは護岸の堤防の役をするところとか、必要なところで最小限度やるということでございます。幅員等につきましては言われておりますが、それはそう言つてゐるだけの話で、結局やるときに十分注意しなければならぬのは、しかも金からしましても六百二十億ということでございます。逆転してゐるわけですが、下水道の話と。全くよくあなたの言うことはわかります。今後は十分氣をつけます。

○春日正一君 それから、これは環境庁のほうにお聞きしたいのですけれども、公害防止というたてまえから見て、これからの開発計画というやうなもの、ただ人をどれだけ連れてくる、それに対応する施設をどれだけつくるといふことではなくて、やはりその環境にどれだけ収容できるか、それ以上入れたら無理が起くるというやうな環境容量をはつきりきめて、それに合せてどれくらいの開発が可能であるのか、どういふやうにその地域を利用していかういふやうにしなければならぬ。だから琵琶湖の場合でも水質から逆算して、汚染のおそれがあれば、周辺の開発は規制をするといふやうなことでやらなければ、これはまづいことになつてゐると思ふんですけれども、その点環境庁はどういふやうに考えておりますか。

○政府委員(岡安誠君) やはり私もいたしましては、非常にむづかしい問題ではございまして、環境容量といふやうなものを設定いたし

まして、その範囲内、いわば自然の浄化能力の範囲内で開発が行なわれるというようなことにしなければならぬと、一般的に考えておるわけでございます。琵琶湖につきましては、おっしゃるとおり、私も北湖並びに南湖ともどもAクラスにいたしたいということを考えておりまして、CODの負荷量につきましても、五十年までは、お示ししました資料のとおり大体横ばいより若干下がる程度でございますけれども、五十五年までの、ラフな計画でございますけれども、持つておりまして、これにおきましてはさらに大幅にダウンするというような計画もございまして、そういうような容量といいますが、汚濁許容量といいますが、変なことばでございますけれども、そういう範囲内でなければ、工場からの排水その他は許さないということは、これははっきりしてすでにございまして、そういうような規制が可能な状態であれば、新たな工場の立地その他は認めてほしくないということを滋賀県の方にも申し入れておるわけでございます。したがって、私も、琵琶湖の水質を現状維持のみならず、改善するための容量といふものがある程度、CODでございますけれども、設定いたしましたので、この範囲内での開発ということを経済界と相談してまいりたいと思っております。

○春日正一君 特に琵琶湖の場合、観光地その他の関係もありますから、湖水の水質という問題もひとつ非常に大事な問題でございまして、やはり湖水の回りがどのくらいな観光客を収容できるのかというようないくつか大事な問題になるのじゃないかと思ひます。そういう環境基準づくりというものは始めておいでなんでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) いま先生のおっしゃった、たとえば観光のために来る人間の容量まで含めまして環境容量を検討しているかと言われますと、ちよつとそこまではいってないのでございまして、全国的にももちろんまだやっておりませんけれども、一部につきましては、やはり環境容量という考え方を入れまして地域の開発というものを考え

るというようなことは、現在検討いたしております、中央公害対策審議会の部会の方に諮問いたしております。将来そういうような人の出入りまでできるかどうか問題ではございましてけれども、私も一般的には、環境容量といふものを設定し、その容量の中での開発というものを推進するという立場でやってまいりたいと思つております。

○春日正一君 そういうことで、やはりそういう立場から見ても、まず水を取るといふことを前提にして、それを先行させるのじやなくて、汚染防止を中心にして琵琶湖の水質の悪化を防止し、回復するということを中心にして、五カ年計画でも立てて、それをまずやると、そのことのほうが行政としては適当なんじやないか、そういうふうに思ひます。

それから、次に下流の水の問題でございけれども、おまえそんなこと言つて、それじゃ大阪の水どうしてくるのだというところが問題になると思うのです。そこでやはり、この前、河川法のときにも私申しましたけれども、とにかく工場でも、事務所でも、持つてくるだけ持つてきて、水が足りなくなつたから取つてこいといふことはもう行き詰まつておる。そうしてそういう意味でいへば、近畿だけではなくて、関東でも大工場地帯を控えたところではどこでも水問題を何とか打開しなければならぬところまで来ておるわけですね。だからそういう意味からいって、この琵琶湖の水問題をどう処理し、近畿の水問題をどう打開していくかという問題は、日本の水問題解決の一つの見本にもなるようなそういう意味を持つておると思うのです。そこで幾つかお聞きしますけれども、琵琶湖のこの総放流量ですね、これは平均百六十八トン毎秒、それから桂川、木津川からの流出量が平均して百四十九トン毎秒、このうちで大阪兵庫の利用する水は平均百六十二・七トンということですから、百五十四・三トンが利用されずに流されておるわけですね。これは滋賀県の資料で許けれども、そうすると、この流されておる水を有効

に利用するということは考えられないのかどうか、その点お聞きしたいんですがね。

○政府委員(川崎精一君) 淀川水系の大体年間の総放流量は約百億トンあまりぐらゐに及んでおります。その中で約半分が琵琶湖で、大体流域面積とは比例しておるわけでございまして、やはり非常に琵琶湖流域につきましては、これは琵琶湖がございまして、かなりの利用率があるわけですが、木津川あるいは桂川、こういったところでは非常に琵琶湖のような大きな貯水池がございまして、ので、かなりむだに流れておるといいますか、したがって私どももこの木津川あるいは桂川に次の水資源の手当てをひとつ考えていきたいというようなことで、すでに今回の基本計画の案におきまして、桂川水系に日吉ダム等考えております。しかしいづれにしても、やはり地理的な条件からいまして、琵琶湖はどうまい条件にはならないわけでございまして。したがって、今後どの程度の開発余力があるかということになりますと、概算的に申し上げますと、大体琵琶湖の今回の開発量の四分の一ぐらゐがおそらく両水系合わせても限度ではなからうかという感じがいたします。それによつて淀川の利用率が今回の琵琶湖と合わせましてかなり上昇いたしますけれども、やはり半分ぐらゐはどうしてもキャッチできないで海に出ていくというのが実情でございまして。したがって、やはり積極的に回収率の向上とか回収水の反復利用とか、こういった面が追つていきまないと、このままでかなり伸びるとしますと、相当ピンチがくるんじゃないかという気がいたしております。

○春日正一君 それから、この淀川の河川維持用水ですね、これは公称では八十八トン、実質が七十トンというふう聞いていますけれども、この河川維持用水というのは、水質対策をして淀川の水質をもつとよくなるというようになれば、この維持用水、これも琵琶湖の放流量の四三%に当たるわけですが、それを節約して他の用途に変えることができるんじゃないかという気がするん

ですけれども、どうですか。

○政府委員(川崎精一君) 第一期の河水統制を行ないました時点では、約八十八・五トンでございました。御承知かと存じますが、緊急水利というようなことで、多少旧淀川にフラッシュの効果を持たせて、十トンばかりすでに利水に転用をいたしました。さらに最近では、中津川の運河等埋めまして八・五トン、これも利水に転用いたしております。したがって、神崎川の十トンを引きますと、現在旧淀川に流れておる量は六十トンが限度ということになっております。これにつきましても、すでに現在かなり本川自身も悪化いたしておりますし、さらに市内河川の安治川、木津川、尻無川、こういったところの状況を見ますと、相当環境的にはよくない、しかも今回の琵琶湖の開発で、普通の渇水時はマイナスメートル五十で差しかえございませぬけれども、異常な場合にはやはり琵琶湖の水をそう下げるわけにもまいりません。そういったところから、節水をされまして、おそろしく六十トンの半分ぐらゐはやはり必要じやなからうかという感じがいたします。したがって、水質あるいは水そのもの、あるいは舟運といったような総合的な安全弁としてやはり六十トンぐらゐは持つていないと不安じやなからうかという感じがいたしております。

○春日正一君 そうすると、結局いま使つておる水を節約するというのが問題になるわけですね。そこで、大阪の資料によりますと、大阪市では一人当たりの上水の使用水量、これは四十六年度で六百四十二リットル、全国最高なんですね。東京では五百二リットルです。その違いについて大阪市は昼間の人口の比率が非常に高いからだというように説明されておりますし、資料でも、そのようになっています。ということは、言いかえれば、よそから人が入つてきて働く事務所とか、事業所が非常に多い、比率が高いからだということだと思ひます。そこで、そういう立場で調べてみますと、いま大阪市民が使つておる生活用

ですけれども、どうですか。

水というものはそれほど多いものじゃないと思うんです。大阪府の資料で見ますと、家庭用水が大阪市の場合三二・一%、全国平均は五八・五%です。だから、全国平均から見ればうんと少ない。営業用が三七・九%、これは全国平均が四一%ですから、非常に営業用が高い。工場用が七・九%、全国平均で九・二%、その他が十二・一と、全国平均は一八・三と、だから営業用と工場用ですね。これが大阪市の水道の半分以上、五四%占めているということになっているわけです。そうして、そういう水というのは、必ずしも飲み水でなければ間に合わぬというものばかりじゃないと思うんですよ。だから、ビルとかホテルなどの水ですね。飲み水でなくていいようなところ、そういうようなものを雑用水を使うようにすれば、かなりそこから節約ができるんじゃないか、現に東京ではトイレとか冷房の雑用水等について今年度に適合性の予備調査とか、実用化調査といううなことで、こういう研究を始めておるわけです。だから、そういう意味では、大阪のように特にビルや事務所の多いところで上水道の水を節約して、それで中水といわれますこの雑用水、そういうものに切りかえるというこの研究を大阪府でもおやりになったらいいと思うし、特に全国的な問題とすれば、政府としても、重点的にやるのがこれからの水問題、いまのこの関西の水問題の解決にとっては非常に大事なポイントになるんじゃないか、こういうふうにいるんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(川崎精一君) お話のとおり、大阪は非常に中小企業の工場が多いものでございますから、先生もすでに大阪を御視察されましたときに、お聞きかと思いますが、かなりそういったパーセンテージが高いわけでございます。こういったところに新しくかりに中水道をどのようにして供給するかという点にもかなり問題がございますし、それぞれ工業用水、こういったものの使用性質によっても水質等にいろいろまた条件があるわけでございます。したがって、まあ簡単にま

とまった需要地がございますれば、やはりそれに対応する処置も楽になるわけです。大阪の場合、いろいろ困難があると、こういうことで現在まであまり積極的な施設が見られませんでした。最近におきましてはひとつまとまった工場地域には積極的に中水道の利用を考えたいということで、私どものほう、あるいは通産省等と協力をいたしましてそういった開発をひとつ積極的に進めたいと思います。

なお住宅公団の一部で、これから開発されます地域につきましてはそういった高度処理をやつて、散水用あるいは洗車用、こういったものに、量はわずかだけれども、少しでも水資源の合理的利用に資したいということで、現在住宅公団の大阪支社等で研究をしておりますので、近く一部実現できるようになるのじゃないかと期待いたしておる次第でございます。

○春日正一君 各個人の家庭の水洗便所まで雑用水で二本入れるといううなことはたいへんむずかしい問題になると思いますが、ビルだとか、事業所といううな相当大量の水を使うところで冷房用水だとか、水洗便所の用水といううなものを雑用水にかえるということは可能だし、特にこれから新しくできるものに対しては初めからそうさせるようにすれば、わりあい簡単にいくわけですから、そういう点はやはり十分検討して実行していく必要があるだろうと思います。

それから、大阪、兵庫の工業用水についてですけれども、これ通産省は満度ということばを使っておりますけれども、全部目いっぱい使っているという資料を出してきているのですけれども、しかし、この朝日新聞見ますと、こういう主張を出しているのです。その中で「いまの水の使い方、どこかひずみがないかという点で、例えば尼崎市では、上水道の給水量は日量約二十九万トンと最大需要量ぎりぎりだ。ところが約百社を対象とする市営工業用水道の給水能力は日量約四十七万トン。うち九万トンが売れ残り、累積赤字額は、四十五年度末で三億四千万円に上るとい

大阪市の上水道をみても、家庭用は三割でいどで、大部分はビルとか、バー、キャバレーなどのサービス業にとられていて。云々という形で、こういう水の問題を解決する問題を社説で出しているのですが、私のほうは通産省の資料だとそれと違うのですから、だから尼崎の市役所に聞いてみました。そうしたら、尼崎市では契約水量は流しておる、工場のほうも契約による責任水量分の料金を払っておる、だから収支で見れば目いっぱい使われておるということになっている、金の面では。そこで通産省はこの面だけ見て全部使ってますよ、朝日新聞は間違ってますよ、こういう言い方なんです。そこで、私のほうも尼崎の市役所にこういうことなんだがということ聞いてみましたら、金は払っているけれども、だから収支は一ぱい一ぱいになっているのだけれども、実際には二割の九万トンというものは使われずに海に流されておる、こういうことなんです。だからそこらにも工業用水のむだ使いというものがあろうと思うのです。二割も捨てておる。これをどう節約させるかという問題ですけれども、その点ではほかでも主張されておりますけれども、私どもいつもそう言っておりますけれども、原価を割るような水道を調べてみても大阪で五円五十銭から七円ぐらいでしょう、一トン。原価を割っている。そういう値段で供給するものだから、ただみたように幾らでもむだに使う、金を払って使わずに捨ててしまふようなことまでする。だから負担に耐えるような大口の工業用水については料金を相当上げて高くする。そうすれば真剣になって節約を考へるだろうと思うのです。そこら辺のことについてどうですか、建設省のほうとしての考え方は、この問題についての。

○説明員(植田守昭君) ただいまの御指摘の点でございますが、一つの問題といたしましては、給水能力の点と、それから現実に取水して給水している点とのギャップの問題があるうかと思ひますが、それはともかくといたしまして、先生御指摘のように、工場段階におきまして十分に使い方が

合理化されてない面があるのではないかと、私は、私どももそういうふうな点があるのではないかとと思ひまして、これからの対策の重要な問題の一つと考えております。たとえて申しますと、たとえばいまわれわれの調べているところでは、たとえば回収率一つとてみますと、大阪で大体五〇%、兵庫県で大体六〇%となっておりまして、全国平均が四八%ということでございますので、それに比べれば多少いいわけでございますが、私どもといたしましてはもう少しこれをアップできるようにしたいというふうに考えております。そういう点で、先ほど来いろいろお話が出ておりますが、私どもといたしましては、一つには水使用の合理化ということを今後強力に進めていきたい。それからもう一つは、汚水といいますが、下水の回収率、回収によります有効利用ということ、これからの水飢饉の問題に対処していかねばいかぬだろうということを強く考へておりまして、検討を進めていきたいと思ひているわけがあります。

それから、料金の点でございますが、料金につきましては、原価を反映した形で、政策的な見地も入れながら、従来と次第に上げてきていますわけでございますが、この地域の工業用水につきましては、いわゆる地盤沈下対策となっておりまして、そういう観点をも含めまして、私どもはコストに見合つて料金を引き上げてきているわけでありまして、今回、いま御審議いただいております琵琶湖開発に伴うものもいたしましては、これからの負担等によりましてコストも上がりますし、そういう点であるいは料金にはね返るという問題が出てくるかと思ひますが、いずれにしても、地盤沈下対策といううな政策的な点も考へまして、コストの動向に見合つた合理的な料金ということも考へたいというふうに思っております。

○春日正一君 料金の問題はそんなにきれいごとじゃなくて、いままでも私どもも地方の県議会、そういうところへ行つて聞いてみても、工業用水等は五円五十銭以上取つたら補助金やらぬとかなん

とかいうことで、大体五円五十銭、その後幾らか上がつていま七円とか、大阪は五円五十銭から七円ですけれども、そんなところへいつている。実際原価を割るような状態になっている。それを原価に戻せばなくて、私の言ったのは、水対策としても少し高くやつてもうけてもいいから、そのもうけた金を水対策に回せばいいんだから、だからもう少し高く取ったかどうかということなんですけれども、まああなたにそう言っても、大臣じゃないから、そういう政策的な話はできないと思うんで、こういう話があったということは大臣にひとつ伝えておいてほしいと思うんですよ。

それで、いまの話しの工業用水の回収率ですね、これは大阪では相当苦労しておるといことは話にも聞きましたし、この古い工業地帯のいろいろ古い設備の多いところで、東京の二七・八%に比べて大阪が五〇・三%ということは相当努力をしておられるというふうに言えると思います。しかし、それにしても、いま話のあったように、千葉とか福岡は七五%ですからもって節約しているわけです。もつとくふうさせる必要があるだろう、その点はいまそういう答弁がありましたから、次にいきますけれども、特に節約の問題で言えば、大阪府の資料を見ても、冷却用水はわりあい回収して使っているんですね。ところが洗浄水の回収率というのは七・三五%ということ非常に低い。ところがこれについて学者なんかいろいろ研究したり調べたりしたところを見ましても、鉄鋼の場合、酸洗の工程で、ここでは初め酸の濃度の高い水で洗って、だんだんきれいな水にしていけば、最後に新しい水を使うというところで、非常に少なく、水が半分以上節約できるといふようなふうにも言われております。それから、これは東京の場合の数字ですから、大阪にはすぐ当てはまらぬけれども、傾向としてはこういうことだと思えますけれども、東京都内の製紙工場、これ紙一トンについての水の原単位が百二十トンから二十トンというように、六倍ものばらつきがあるわけですね。だから、こういう点は十分

指導すれば相当節約の余地もあるだろう。洋紙の場合でも、同じように百六十トンから三十トンというばらつきがあるわけですから、これを節約させるということだけでも相当違ってくるんじゃないかと思えます。さらに、いま申しましたような工程上のくふうをすれば、もつと少なくて済むようになるだろう。こういう意味では、こういう指導をもつと強化して、中小企業のためにはそういうことのできるような必要な資金を融資するとかいうような形で、援助をするというような形で工業用水の回収使用、節約という点をもつと強める必要があると思うんですけど、その点は、さつき強めるとあなたはいましたから、そういう方向で努力するというところでいいですね。

○説明員(植田守昭君) ただいま御指摘のありました点は私も同感でございまして、回収率につきましても、業種によりましていろいろの差はあるかと思えますが、まだまだ上げられるはずであるというところで、たとえばその目標なり基準なりをつくるとかいうふうなことで強力に進めてまいりたいと、そう思います。

それから、先ほどもちよつと出ておりました、下水の処理につきましては、私も昭和四十五年からすでに南砂町におきまして小さな実験プラントをつくりまして研究しておりました、この工業用水等に対する、あるいは雑用水等に対します利用の可能性につきまして研究してきたところでございしますが、その辺につきましても、御指摘の意を体しまして、今後一そう推進していきたいというふうに思っております。

○春日正一君 それでもう一つは、京都の問題ですけど、これは、今度の法案なりあれを見ると、京都が抜けているんですねけれども、しかし京都は、御承知のように、琵琶湖の水を疎水で取って飲み水にしておるところですから、水位低下すれば当然取り入れ口のポンプアップをしなればならぬ、そういう話についてはどうですかけれども、この水質がよくなっていくという問題、京都にとつては大問題だと思ふんです。

そういう意味で、琵琶湖の関係がありますし、同時に、今度淀川水系全体とすれば、この前話にあつたように聞いてますけれども、桂川が一番汚染度が高いということですね。そうすると、やはり特に京都市の汚水の処理をどうするかというところが、淀川水系の水をきれいにするという意味ではかなり重要な意味を持つてくるだろうし、私なんかの考えでは、もし第三次処理ができるようになれば、京都の汚水を処理して、そのまま大阪に持つていって雑用に使うというふうなことも考えられるのじゃないかというふうな気もするんですけど、そうすると、そういう意味から見ると、今度の計画でもって京都を関係府県知事の協議からはずしたというのがどうもわけがわからぬし、そういうふうに見ると、ひがみじゃないけれども、これはとにかく水を取ってくる法律なんだというふうにしに考えられないんですけれどもね、そこらの辺どうなんですか。

○国務大臣(西村英一君) この法律における関係府県知事というのは京都の知事も入つておる、ないしは、ことによつては奈良県知事も入つておる、こう私は理解しております。いままでのつまり上流と下流とのその水のやりとり、それに対する負担金の問題、そういうことには京都はあまり関係がなかったからということでありまして、この法案にある基本計画をつくるというんなことに対する相談は、やはり京都府知事のみならず奈良県知事も入る。また関係が絶対ないような事項については、それはわざわざ御苦勞はわずらわしませんけれども、私は入ると、十分そう理解しておりますから、これは誤解のないようにお願いいたします。

○春日正一君 その点はそういうふうにお聞きしておきます。で、やはり京都の水を早く第三次処理をして、そうして下流に利用できるようにするということでは、非常に大事に関西の水問題としてはなるだろうし、そういう点はやはり十分考えてやっていただきたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、やはり一番根本の問題ですけれども、阪神への事業と、それから人間の集中の問題ですね。これが、やはり水問題では一番根本の問題じゃないだろうかというふうに思ひます。新全総によりまして、大都市へ中核管理機能を集中するというところで、東京ではこの六十年までに二千三百万平米の事務所をつくる。それから大阪でも、千百万平米の事務所が新規に必要だ。名古屋は五百六十万平米必要だ、こういうふうに想定して、それに伴つて人口も集中するということになって、こういう見通しのもとに水の需要というものも予測を立てて、それで足りなくなるからというふうな問題が立てられておる。それでまあ二千三百万平米という、こういうのをどのくらいか聞いてみたら、大ざっぱに言つて霞が関ビル百五十個分だというふうに聞いたのですが、そうすると、大阪の場合そのちよつと半分ぐらいですから、やはり霞が関ビル七十五建てたぐらいの事務所を新しく建てて、そこへだから当然人が集まるから、だから水が足らぬ、新全総でいけばそういうことでしょう。そういうふうな想定でできておる。そうすると、こういうふうな問題の立て方をいままでしてきたんですけれども、しかし、この新全総というものでやってきたので社会的矛盾がひどくなつて、私はここの建設委員会というものは、そういう意味では哲学論争をやるべき委員会だというふうに通じているんですけれども、水の問題でも水というものをこれからどうするのだという根本問題を議論しなければ、ただそこに下水をつくれ、水をつくれということではもうおさまらぬところまで来てしまつてゐる。関西がそれが一番早くきて、そこで琵琶湖の水位を落とせという問題になってきている。関東でも同じことだと思ふのです。どこでも、それから道路の問題でもそうです。もう詰まつてしまつて、道路だけつくつたてどうにもならないということになってきているでしょう。東京の場合に汚染がひどくなつて、五十年たつたら、木ももう全部枯れてしまふだろうというふうな予測さえ出るような、そういう意味で

は、あらゆる面で新全総で進めてきた成長第一主義というものの矛盾が激化している。その一つのあらわれとして、この水問題が出てきておるのです。そうだとするならば、この新全総という問題をやはり根本的に洗い直していくことが、政府でも問題になっているようにすけれども、そのつどあわせて水の予測も立て計画も立てなければ、いま、もう矛盾でどうにもならなくなっている。政府がことさら洗い直さなければならぬといっている新全総というものを前提として水の需要を想定して、それに間に合わせるように水を持ってこいということでは、筋も通らないし、問題の根本的解決にはならぬと思います。さっきも村尾委員の質問に対しての答えでも、それじゃ四十トントつたから何年先まで間に合うかといえ、六年か七年先へ行けば足りなくなるといふ想定でしょう。だからそういうことじゃ、もう間に合わなくなっている。根本的に水をどうするかという点まで論争をやらなければならぬ、そういう時期にきていると思います。だからそういう意味では、新全総を根本的に洗い直しをやらなければならぬ、そういうことじゃやないかと思ひます。そうして、そういう前提に立てば、大阪の水問題に対する予測というものも変わってくるだろうし、私どもに言わせれば、やはりもうこれ以上の集中を東京や大阪でやったら、単に水だけではなくて、交通の関係、住宅の関係、大気汚染の関係、そういうものから、とてもじゃないけれども住むに耐えぬことになるだろう。だから、もう規制して押えなければならぬところに来ている。それを、もつとふえるという前提で水を考えるというのはおかしいじゃないかと、そういうふうにも思ふのですけれども、その点、大臣の見解を聞かしてほしいのです。

○国務大臣(西村英一) お説ごもっともです。いままでそういうことでやってきたからあまりうまくいかなかった、こういうひずみが起こったのです。そこで建設省としては、今度の新しくできるだらう新全総、それに対しては、やはり建設省としては大きい問題としては土地対策、それから

水対策、そういうことをつかまえてあらゆる計画を進めていかなければならぬと思ひます。もう経済中心主義でないことは、政府もたびたび声明しておるところです。したがって、いまあなたが述べられた御意見、全く同感でございますから、その線に沿って建設省も今後やってみよう、まあかように考えておりますから、せっかく御協力のほどをお願い申し上げます。

○春日正一君 そこで、私、結論に入りますけれども、妙な質問をするようにすけれども、建設省で鹿島開発をやる場合、ああいふ公害が起こるといふことを予測されましたか。

○国務大臣(西村英一) 鹿島建設のときには、これは私はその衝に当たった者じゃございませんから、どういふ想定でやったか知りませんけれども、その点はやはり十分気をつけてやったと思ひますけれども、まあ現在も私はどの程度悪いのか、それをもつかんでおりませんから、いまあいつことを考えてやったかといふことは直ちに答弁できないのですけれども、経済企画庁……

○説明員(牧野俊衛君) 先ほど新全総のお話が出てまして、私なりに深い解釈はようしておりませんが、私ども、当時新全総をつくるときの根本的な理念といたしまして、決して経済開発だけではなくて、やはり環境、豊かな国民生活をつくるため、あるいは国土の有効利用ということが根本で発足したことは間違いないわけでございます。そういうことで進んでまいりましたけれども、その後の実情において開発の進み過ぎ、あるいは環境と調和の欠けがあったかと思ひます。したがって、いま改定というお話がございましたけれども、改定という前に、むしろ謙虚に過去の経過、実績、そういうものを踏まえて点検すべき点は点検する。そういう意味で、われわれはいま点検しつつある、検討しつつあるという時期でございまして、個々具体的に公害があるということとを当然予想して計画を立てたわけではございません。十分公害に注意するということは、文書でうたててあると非常に失礼でございますけれども、

それでも、そういう精神であつたといふことは間違いないのだといふことだけは、ひとつぜひ御理解願ひたいと思ひます。

○春日正一君 私もそうだと思うのですよ。おそらく経済企画庁にしても、建設省にしても、公害が初めから起こってひどいことになるということを知承でやるということとはしなかつたらうと思ひます。茨城の県知事もそうだったろうと思ひます。茨城の県知事は、去年、おとしですか、私ども建設委員会では視察に行ったときに、特にあの問題について共産党が一番反対しましたから、私のところに来て共産党さん間違っていると。ところが農工商全というところで農業者も成り立つ工業も成り立つ、そういうことでちゃんと配置もきちつとやるようにしてやつたと、来る企業に対しては十分強い規制をかけて公害は絶対にさせぬようにしてやるから共産党の批判は当たらぬと、こうおっしゃいました。じゃ見せてもらいましようといつて私が見に行ったあの時期でもひどいものです。確かにかえ地を与えて農地にして、しかも丘みたいなものをつくって、そして水をためて、そこから畑地かんがいができるような設備までして、そうしてかえ地をやっているわけですから、知事が本気になるってあの工場と農地とを両立させようとしたことは間違いないと思ひます。本気でやつたことは。ところがそこどうなっているかというと、あれだけの人が入ってどんどん工事をするもんですから、割り当てられた宅地の中に借家が建つたり、パチンコ屋ができた、食べもの屋ができた、何かができたり、それがスプロールの形でずっとできてしまふというふうな形です。これはこんなことをしていたら農工商全にも何にもなりやせぬじゃないかと。この間も行ってみたら、もう相当公害の心配がある。これは知事はああ言つたけれども、公害になりますよと言つた。それから問もなくでしよう、大きく世間で問題になるようになったのは。まだあれ全部完成したわけじゃないんですから。つまり初めは知事なんかでも良心的に考えてほんとうに農工商全でやろうと

思つてやつたし、企画庁でもそういうつもりで考えられた。しかし、その考えでやつたのは全部だめでしょう、田子ノ浦でもそうだし、鹿島でもそうだし、四日市でもそうだし、至るところでそういう問題が起こつて、これからやろうという下北のむつ・小川原などのようなところで、もう反対が起こつていふような状態になっている。なぜそうなるか、そのところですね。あなた反省すると言われたけれども、反省するといへば、なぜ自分たちが善意でもつてこれをやつたかと思つてやつたものが、どうしてそんなひどい公害出すようになったのか、農工商全のつもりでやつたのがどうして農地がそういうふうになりやせぬのかといふことを考えてみる必要があるんじゃないかといふことです。ただ茨城県知事でも、あなた方でも資本主義の法則というものをよく考えずにまるであたかも社会主義でやるような形で計画立てて、図面を引きさすればそれとおりのいくもんだといふふうに出ておやりになつたんだらうと。ところがいまの日本は資本主義です。大企業というのは非常に大きな力を持っているし、しかも営利を追求する、投資をする、これは資本の本性ですから、だからそういう意味で土地がどんどん上がれば、資本主義の社会に住む農民ですから、農地としてもつた、畑地としてもつたものでも高い値段で売つてしまふでしょう。そういうような形でくずれていっているし、資本は営利のためから多少のこの亜硫酸ガスやそういうものが出ていたことないという形でどんどんやつてしまふと、わからなければいという形でできた水を流すというふうなことで幾らでもやられる。この点はさっき私が言つた滋賀県で調べた排水の調査でも、調べた工場の半分以上が違反しているというふうな結果が出てきている、そういうものがあるんですね。だからそこそこ大臣考えてほしいと思ひます。私はいままでもういふん問題点言つてきたし、そういう点

は氣をつけてやりますからと言われたから、それなら賛成してよさそうに思ふんだけれども、最後のところまで私は賛成できない、引つかかる。それから、この湖周の土地所有の状態どうなっているか。公有地一割くらいであとは私有地だ、そういうふうにならわれている。そして、湖北のほうでもこの間来た参考人が示したけれども、もう安曇川のデルタの海岸寄りのところはほとんど買占められているというふうな形で進んでおる。だからこの開発が進む、道路ができるということになれば、そこへ何をやらう、そこを買い占めてどうやらうというふうな動きが出てくるのはもうきまつている。そういうことを考えますと、いまこの計画を實行していくということでも事志と違つて鹿島やあるいは田子ノ浦や四日市のようにならぬという保証があるのか、そうならないようにするには相当強力な規制をかける。土地取得の資金をうんと出して必要なのは国が買つてしまふとかいうようなことをしなければ計画されるような開発ということにはならないのじゃないか、私はそれをおそれる。その点を十分考へてほしいと思います。

私これで質問終わります。

○委員長(小林武君) 他に御発言がなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。それでは、これより本案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○春日正一君 私は、日本共産党を代表して、琵琶湖総合開発特別措置法案に対する反対討論を行います。

今日、わが国では一九六〇年代を通じて自民党政府のもとで行なわれてきた生産第一、大企業中心の高度成長政策の結果、人口と産業の都市集中が激化し、公害、交通、災害、土地問題などいろいろな社会的矛盾が激しくなっています。水不足問題もまたその一つであります。したがって、水

不足の解決もこの高度成長政策を改めることなしに単にどこから水を持つてくればそれで解決するという安易な問題ではないことは明らかであります。

わが党が、本法案に反対するのは、近畿の水問題に無関心だからでは決してありません。いな、その解決を真剣に望んでいるからであります。それにもかかわらず反対せざるを得ないのは、この法案では近畿の水問題を解決することはできないからであり、逆に悪化する可能性が強いからであります。

それは第一に、取水量毎秒四十トンの増加に伴う水位低下のもとたす水質悪化について何ら説明されていらないからであります。

現に琵琶湖の研究に打ち込んでいる滋賀大学の学者や京都大学その他多くの学者、研究者は水量の減少に伴う汚濁の激化、水生植物の枯死と自然浄化力の低下による富栄養化の進行、湖底底質の悪化など、水質の悪化が、生物学的な循環のバランスが破壊されることを憂慮し、こうした問題に十分の対策のないまま取水することは上水源としての琵琶湖を使用不能にし、死の湖にすることになると強く警告しています。

すでに琵琶湖における水質汚染の現状は、重金類、特にPCBの検出や北湖南部に及ぶ富栄養化の進行など一刻の猶予も許されない状態であり、その上さらに水質を悪化するような危険は何としても避けるべきであります。

第二に、琵琶湖総合開発計画の内容の問題についてであります。

現在すでに琵琶湖周辺では六〇年代に年々強められてきた大規模な工場誘致、無計画な宅地造成や観光開発のために有害な工場廃液や下水の流入が急増し、湖辺の自然も破壊されつつあります。しかも、近畿圏整備計画や滋賀県の総合開発計画では、一その工業開発、観光開発を目標としており、こうした計画の進行に伴う自然と環境の一方の悪化が予想されています。こうした状況のもとでまず行なわなければならないのは、総合的

な琵琶湖の汚染防止対策であります。そのためには下水道の早急な整備、窒素、燐等処理する高次処理の重点的開発、湖水の自浄作用を強化する内湖の造成、埋め立てと工業開発、観光開発などの必要な規制、重金属やPCBの放流の厳禁などを中心とした汚染防止計画の策定と、その実施こそ先決であります。にもかかわらず、現在構想されている総合開発計画案の中には、湖周道路、湖岸堤、レクリエーション基地、大規模公園都市の建設など、琵琶湖の汚染と景観、環境の悪化を招くおそれの強い事業が数多く含まれています。

また、琵琶湖の開発は、琵琶湖の漁業、養殖業や農業を守り、自然と文化遺産を保全することを中心に、その許容範囲内において行なわれなければならない。

さらに、計画の作成にあたっては、地元滋賀県民はもちろん、関係住民の意思、学者、研究者などの意見を十分反映される必要があります。

第三に、下流、京阪神の水対策についてであります。

従来、政府の水需要予測は新全総計画案に基づく大企業中心の高度成長と、人口と資本の都市集中を前提として立てられ、京阪神における水需要もまた、中枢管理機能の集中、事務所、ビルの増加、それに伴う人口の一その集中等を前提として予測されたものであります。しかし、今日の事態はこのような方向の行き詰まりを露骨に示しています。供給し得る数量に合わせた集中や開発は規制されるべきであります。また、ビルなど大口需用者の上水の浪費及び工業用水の規制、用水の浪費の規制、事業所、ビル等における処理水の再利用、豊水時の無効流水の貯留対策の強化と新水源の増強、淀川の水質保全による維持用水の有効利用等の対策を強化すれば、当面の水需要をまかなうことは十分可能になります。

こうした努力をしてお阪神の水が不足する場合に、初めて科学的、総合的な調査に基づく琵琶湖の水位の復元可能な範囲に限り、琵琶湖周辺住民の納得の上で取水計画を策定すべきであります。

以上の観点から、わが党は、この琵琶湖総合開発特別措置法案を廃案にし、滋賀県民の生活の基盤であり、近畿一千万住民の水源であるとともに、わが国最大の湖、自然の景観と史跡の宝庫である琵琶湖を真に守るための計画をあらためて提案されることを要望するものであります。

○委員長(小林武君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

琵琶湖総合開発特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小林武君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山内一郎君 私は、ただいま可決されました琵琶湖総合開発特別措置法案に対し、自民、社会、公明、民社の各派共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

琵琶湖総合開発特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、琵琶湖総合開発計画の長期性にかんがみ、琵琶湖の汚濁した水質を回復し、保全するため、湖水面およびその周辺地域における土地利用に対する用途区分を明らかにした計画を策定するとともに、工場の排水に対する規制の強化および農業排水を含む各排水の高度な処理技術の開発を促進し、その浄化力の向上に努め、水質の保全上、最も有効な下水道事業等について、早期かつ優先的に実施すること。

二、琵琶湖およびその周辺地域における自然景

観並びに水質の保全を図るため、公有地の拡大等、土地の先行取得を行なうとともに、湖岸堤、湖周道路、観光等のための開発計画については、この法律の目的にのっとり、慎重に措置すること。

三、琵琶湖の水資源開発事業によつて生ずる湖水位の低下等に伴う被害は、広汎かつ甚大にわたるため、生活基盤を失ふこととなる者に対する生活再建の対策について積極的に行なうとともに、特に開発事業施行後の予測しがたい被害に対する補償等について、万全の措置を講ずること。

四、琵琶湖総合開発事業の実施に伴う関係地方公共団体の財政負担に対し、交付税・地方債等の財源措置について十分に配慮すること。

五、琵琶湖の洪水時および異常高水時における洗堰の操作については、滋賀県知事の意向を尊重しつつ、関係府県知事との調整を図ること。

六、近畿圏における水需給の均衡を図るため、広域的な水資源の開発について検討するとともに、工業用水の反覆利用等、水質の汚濁防止を含め、水利用の合理化並びに高度化に努めること。

右決議すること。

以上でございます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(小林武君) ただいまの山内君から提案されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○国務大臣(西村英一君) 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見については、今後その趣旨を生かすようにとめるとともに、議決されました附帯決議についてもその趣旨を十分尊重し、各位の御期待に沿うように臨む所存であります。

ここに本法案の審議を終わるに際し、委員長をはじめ、委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、あいさついたします。ありがとうございます。

○委員長(小林武君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

六月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、新都市基盤整備法案

新都市基盤整備法案
新都市基盤整備法
目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 新都市基盤整備事業
第一節 新都市基盤整備事業の認可等(第七條―第九條)

第二節 土地等の収用の特例(第十条―第二十一條)

第三節 土地整理
第一款 通則(第二十二條―第二十九條)
第二款 換地計画(第三十條―第三十八條)

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整(第三十九條―第四十三條)

第四節 処分計画(第四十四條―第四十七條)

第五節 施設用地の処分等(第四十八條―第五十二條)

第三章 雑則(第五十三條―第六十六條)

第四章 罰則(第六十七條―第七十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に關し、新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定めることにより、大都市圏における健全な新都市の基盤の整備を図り、もつて大都市における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新都市基盤整備事業」とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及びこの法律に従つて行なわれる新都市の基盤となる根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地の整備に關する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2 この法律において「土地整理」とは、施行区域内において施行者が取得している土地(第七項各号に掲げる土地及び他人の権利の目的となつてゐる土地を除く)の全部又は一部を根幹公共施設の用に供すべき土地又は開発誘導地区に充てるべき土地として集約し、及び施行区域内のその他の土地を集約するために第二章第三節の規定に従つて行なわれる土地の区画形質の変更並びに公共施設(第七項第一号に規定する公共施設をいう)の変更(施行区域内のその他の土地を集約するための必要最少限度の新設を含む)をいう。

3 この法律において「施行者」とは、新都市基盤整備事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行区域」とは、新都市基盤整備事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「根幹公共施設」とは、施行区域を良好な環境の都市とするために必要な根幹的な道路、鉄道、公園、下水道その他の公共の用に供する施設として政令で定めるものをいう。

6 この法律において「開発誘導地区」とは、施行区域を都市として開発するための中核となる地区として、一団地の住宅施設及び教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で施行区域内の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要なものの用に供すべき土地の区域又は都市計画法第十二条第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域をいう。

7 この法律において「当初収用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時に於いて施行区域内に所有している土地(次に掲げる土地及び他人の権利の目的となつてゐる土地を除く)の面積を控除した面積の施行区域(施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時において所有している土地(他人の権利の目的となつてゐる土地を除く)及び次に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るものの区域を除く)の面積に対する割合をいう。

一 道路、広場、河川その他の政令で定める公共の用に供する施設(以下「公共施設」という)の用に供されている土地で国又は地方公共団体が所有するもの

二 前号に掲げるもののほか、土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地

三 学術上又は宗教上特別な価値のある土地で政令で定めるもの

8 この法律において「確定収用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が第十三条第一項に規定する日において施行区域内に所有している土地（前項各号に掲げる土地及び他人の権利の目的となつていない土地を除く。）の面積を控除した面積の施行区域（同項各号に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るもの、施行者が同日において所有している土地（他人の権利の目的となつていない土地を除く。）及び第十條第三項の規定により施行者が収用することができない土地（施行者の所有に係る部分を除く。）の区域を除く。）の面積に対する割合をいう。

（新都市基盤整備事業に関する都市計画）

第三條 都市計画法第十二條第二項の規定により新都市基盤整備事業について都市計画に定めるべき施行区域は、市街化区域内の次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならぬ。

一 人口の集中に伴う住宅の需要に応ずるに足る適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある大都市の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えているものであること。

イ 良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として一体的に開発される自然的及び社会的条件を備えていること。

ロ 当該区域を住宅市街地が相当部分を占める新都市とするために整備されるべき主要な根幹公共施設に関する都市計画が定められていること。

ハ 人口の集中した市街地から相当の距離を有する等の理由により、当該区域を新都市として開発するうえで、公共の用に供する施設及び当該区域の開発の中核となる地区を先行して整備することが効果的であると認められること。

二 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

三 一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として五万人以上が居住できる規模の区域であること。

四 当該区域の相当部分が都市計画法第八條第一項第一号の第一種住居専用区域又は第二種住居専用区域内にあること。

第四條 新都市基盤整備事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、根幹公共施設の用に供すべき土地の区域、開発誘導地区の配置及び規模並びに開発誘導地区内の土地の利用計画を定めるものとする。

2 新都市基盤整備事業に関する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として適正な配置及び規模の根幹公共施設を備えるものとなるように、当該施設の用に供すべき土地の区域を定めること。

三 開発誘導地区については、当該区域の市街化を誘導するうえで効果的であるように配置し、その面積が当該区域の面積の四十パーセントをこえないように定めること。

四 開発誘導地区内の土地の利用計画は、開発誘導地区内に配置されることとなる住宅施設、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設の用に供すべき土地又は都市計画法第十二條第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域の配置及び規模が新都市として適正なものとなるように定めること。

（新都市基盤整備事業の施行）

第五條 新都市基盤整備事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十條及び第六十四條の規定

は、新都市基盤整備事業には適用しない。

（施行者）

第六條 新都市基盤整備事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第二章 新都市基盤整備事業

第一節 新都市基盤整備事業の認可等

（認可又は承認の申請）

第七條 新都市基盤整備事業について都市計画法第五十九條の認可又は承認を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 施行者の名称

二 新都市基盤整備事業の名称

三 事業計画

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施行区域

二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模

三 開発誘導地区の配置及び規模

四 当初収用率

五 事業施行期間

3 第一項の申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 施行区域を表示する図面

二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模を表示する図書

三 開発誘導地区の配置及び規模を表示する図書

四 資金計画書

五 その他建設省令で定める図書

4 第二項第一号及び前項第一号の施行区域の表示は、土地に権利を有する者が自己の権利に係る土地が施行区域に含まれるかどうかを容易に判断することができなければならない。

（都市計画法の適用の特則）

第八條 新都市基盤整備事業に対する都市計画法の適用に関しては、次に定めるところによる。

一 都市計画法第六十二條第一項、第六十五條第一項、第六十六條、第六十七條第一項、第六十八條第一項及び第七十二條中「事業地」とあるのは、「施行区域」とする。

二 都市計画法第六十二條第一項中「都市計画事業の種類」とあるのは「新都市基盤整備事業の名称、当初収用率」と、「第六十條第三項第一号及び第二号」とあるのは「新都市基盤整備法第七條第三項第一号から第三号まで」とする。

三 都市計画法第六十三條第一項中「第六十條第一項第三号」とあるのは、「新都市基盤整備法第七條第一項第三号」とする。

四 都市計画法第七十二條第一項中「第六十條第三項第一号」とあるのは、「新都市基盤整備法第七條第三項第一号」とする。

第九條 都市計画法第六十七條の規定は、建築物及びその敷地に供されている土地、他人の権利の目的となつていない土地、次条第三項に規定する施行者が収用することができない土地並びに第十四條第三項の規定により確定された部分を含まない土地については、適用しない。

2 都市計画法第六十七條第二項の規定により売買が成立したものとみなされる場合（第十四條第三項の規定により確定された土地の部分を除く。）においては、施行者は、届出に係る土地を譲り受けようとした相手方に対して、売買が成立したものとみなされる旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、建設省令で定めるところにより、その通知を受けた日（第十三條第二項の規定による公告の日以前に前項の規定による通知を受けた者にあつては、当該公告の日）から三十日以内に、施行者に対し、施行者が取得した土地について、第十四條第三項の規定による確定がされている土地にあつては当該確定された部分以外の部分を、同項

の規定による確定がされていない土地にあつては当該土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の部分を指定して同項の規定により確定される部分以外の部分を買受けるべきことを請求することができる。

4 前項の規定により買受けるべき土地の価額は、施行者と同項の規定による請求をした者とが協議して定める。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第二節 土地等の収用の特例

(土地等の収用の特例)

第十条 施行者は、施行区域（第二条第七項各号に掲げる土地の区域を除く。以下この節において同じ。）内の各筆の土地について、当該各筆の土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地を収用することができる。ただし、第十三条第二項の規定による公告の日前に土地収用法第三十九条第二項の規定による請求があつた土地については、当該土地の面積に当初収用率を乗じて得た面積の土地を収用することができる。

2 施行者は、施行区域内の土地にある土地収用法第五条第一項又は第三項に掲げる権利について、その権利の目的となつてゐる土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地の上に存する権利を収用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 都市計画法第六十二条第一項の規定による告示があつた後に、施行者が当該告示の時における施行区域内の各筆の土地（当該告示があつた後合併された土地については、合併後の土地。以下この項において同じ。）について確定収用率以上の部分を取得したときは、当該各筆の土地については、収用することができる。

4 第一項又は第二項の規定により面積を算定する場合に生ずる端数の処理については、政令で定める。

（補償等について周知させるための措置の特例）
第十一条 施行者は、土地収用法第二十八条の二の規定により補償等について周知させるための措置を講ずる場合においては、同条に規定する事項のほか、当初収用率その他建設省令で定める事項を附加してしなければならない。

（土地の取得のための措置等）
第十二条 施行者は、前条に規定する措置を講じた後、直ちに、建設省令で定めるところにより、施行区域内の土地の所有者に対して、二月を下らない期間を定めて、その所有に係る土地を売り渡すべき旨の申込みを促す措置を講ずるとともに、施行区域内の土地の取得に努めなければならない。

（確定収用率の届出及び公告）
第十三条 施行者は前条の規定に基づいて定められた期間の満了後二月を経過した日における確定収用率を算定し、建設省令で定めるところにより、都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、建設省令で定めるところにより、確定収用率を公告しなければならない。

（収用すべき土地の部分の指定等）
第十四条 施行区域内の土地の所有者又は土地に關して所有権以外の権利を有する者（先取特権者、質権者、抵当権者、既登記の差押債権者又は既登記の仮差押債権者を除く。以下「関係利益権者」という。）は、前条第二項の規定による公告があつた後、建設省令で定めるところにより、施行者に対し、自己の権利に係る各筆の土地について、施行者が収用すべき土地の部分が各筆ごとに一団のものとなるように指定して、その旨を申し出ることができる。

2 土地の共有者がその共有に係る土地について前項の規定による指定をしようとするときは、当該土地について二分の一をこえる共有持分を有する者の合意に基づかなければならない。

3 施行者は、第一項の規定による申出又は土地の部分の指定してする第九条第三項の規定による買受けの請求があつたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、申出又は請求をした者の立会いを求め、その指定に係る土地について測量を行ない、指定された土地の部分につき、申出又は請求に係る土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地の部分を確認し、これを表示した図面を作成しなければならない。

4 第一項の規定により収用すべき土地の部分が指定された場合においては、施行者は、前項の規定により確定された土地の部分以外の土地を収用することができない。

5 第三項の規定による土地の部分の確定は、その確定後新たに土地の所有者又は関係利益権者となつた者についても、その効力を有する。

第十五条 土地の所有者又は関係利益権者が異なつた土地の部分の指定した場合における土地収用法第四章の規定の適用については、それぞれ指定に係る土地の部分について前条第三項の規定により確定された土地の部分の収用しようとする土地とみなす。

2 土地の所有者又は関係利益権者が異なつた土地の部分の指定した場合において、土地の所有者及び関係利益権者の全員の合意に基づき新たな指定がされたときは、従前の指定は、その効力を失う。ただし、土地収用法第三十六条第一項に規定する土地調査書が作成された後における新たな指定については、この限りでない。

（収用すべき土地の部分の指定後に分割又は合併がされた場合）
第十六条 第十四条第三項の規定により同条第一項の規定による指定に係る土地の部分が確定された後は、当該指定に係る土地が分割され、又は合併された場合においても、同条第四項の規定の適用に関しては、当該指定に係る土地につき分割又は合併がされなかつたものとみなす。

（土地所有者又は関係利益権者の指定がない場合の措置）
第十七条 第十三条第二項の規定による公告があつた日から三月を経過しても土地の所有者又は関係利益権者のうちに第十四条第一項の規定による指定をしない者があるときは、施行者は、その者に対して、同項の規定による指定をすることができ旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者又は関係利益権者は、前項の規定による通知の後二週間を経過したときは、第十四条第一項の規定による指定をすることができない。

3 前項に規定する期間を経過する日までに土地の所有者又は関係利益権者のうちに第十四条第一項の規定による指定をした者がいないときは、施行者は、収用すべき土地の部分の指定することができる。

（収用する土地の区域を決定する場合における配慮）
第十八条 土地の所有者又は関係利益権者が異なつた土地の部分の指定した場合における権利取得裁決においては、それぞれの指定に係る土地の所有者及び関係利益権者相互の利益の衡平が図られなければならない。

（権利の収用に関する土地収用法の準用）
第十九条 第十二条から前条までの規定は、土地収用法第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

（買受権）
第二十条 第四十一条において準用する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日以後において、かつ、都市計画法第六十二条第一項の規定による告示の日から二十年以内に、事業の廃止、変更その他の事由によつて根幹公共施設の用に供すべき土地又は開発誘導地区内の土地の全部又は一部が不用となつたときは、権利取得裁決において定められた権利取得の時期に

土地所有者であつた者又はその包括承継人(以下「買受権者」と総称する)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は同項の規定による告示の日から二十年のいずれか遅い時期までに、建設省令で定めるところにより、施行者から権利取得裁決によつて収用された土地の面積に等しい面積の土地(当該不用となつた土地の面積が第五項の規定による通知をした買受権者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積を合計した面積に満たないときは、当該不用となつた土地の面積を同項の規定による通知をした買受権者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

2 前項の規定は、土地収用法第八十二条の規定により土地所有者が収用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

3 第一項に規定する不用となつた土地があるときは、施行者は、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなればならない。ただし、施行者が過失がなく買受権者を確知することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少なくとも一月の期間において三回公告しなればならない。

4 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から三月を経過した後においては、第一項の規定にかかわらず、買受権を行使することができない。

5 施行者は、第一項の規定による買受権を行使した者の買い受けるべき土地の面積と同項に規定する不用となつた土地の形状、面積等を考慮して、建設省令で定めるところにより、当該買い受けるべき土地がいずれも著しく不整形とならないように定めて、同項の規定による買受権を行使した者と土地の価額について協議しなればならない。この場合において、土地の価額は、第三項の規定による通知又は第一回の公告

の時における価格とする。

6 第九条第五項の規定は、前項前段の場合について準用する。

7 第一項の規定によりあん分した面積の土地が過小となることにより買い受けるべき土地の利用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、施行者は、政令で定めるところにより、同項に規定する不用となつた土地を利用し易い形状及び規模の土地に分割して同項の規定による買受権を行使した者の競争による入札の方法で売り渡すことができる。

8 前項の場合において、売渡価額が時価をこえるときは、施行者は、政令で定めるところにより、そのこえる額の合計額について、第一項の規定による買受権を行使した者に対し、その者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積によつてあん分した額を払い渡さなければならない。

(土地収用法の適用除外)

第二十一条 土地収用法第十一条から第十五条まで及び第三十五条の規定は、施行者が同法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後は、適用しない。

2 土地収用法第六十六条及び第七十七条の規定は、第四十一条において準用する土地区画整理法第三十条第四項の規定による公告の日の翌日以後前条第一項に規定する不用となつた土地については、適用しない。

第三節 土地整理

第一款 通則

(施行規程及び施行計画の決定)

第二十二條 施行者は、土地収用法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後、すみやかに、土地整理を施行するため施行規程及び施行計画を定めなければならない。この場合において、その施行計画において定める設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県及び日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者にあ

つては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項前段の場合において、施行者が日本住宅公団であるときは、施行規程について建設大臣の認可を受けなければならない。

3 日本住宅公団は、施行計画を定めようとする場合においては、当該施行計画について、あらかじめ、施行区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

4 日本住宅公団は、第一項の認可を申請しようとするときは、前項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添附しなければならない。

(施行規程)

第二十三條 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地整理の名称

二 施行区域(施行区域を工区に分ける場合においては、施行区域及び工区。次条第一項において同じ)に含まれる地域の名称

三 事務所の所在地

四 土地整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

五 その他政令で定める事項

2 地方公共団体が定める施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。

(施行計画)

第二十四條 施行計画においては、建設省令で定めるところにより、施行区域、設計の概要、土地整理施行期間及び資金計画を定めなければならない。この場合において、土地の集約のために公共施設の新設を必要とするときは、当該新設しようとする公共施設の用に供すべき土地の面積の施行区域の面積から根幹公共施設の用に供すべき土地の面積、開発誘導地区に充てられるべき土地の面積及び第二十七条各号に掲げる土地の面積を控除した面積に対する割合を定めなければならない。

2 施行計画においては、土地整理を施行するために必要な公共施設及び宅地(第二条第七項第一号に掲げる土地以外のものをいう。以下この節において同じ)に関する計画が適正に定められていなければならない。

3 施行計画においては、土地整理施行期間は適切に定めなければならない。

4 施行計画における設計の概要は、新都市基盤整備事業に関する都市計画に適合して定めなければならない。

5 施行計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(施行計画の決定及び変更)

第二十五條 地方公共団体が施行計画を定め、又は変更しようとする場合には、土地区画整理法第五十五条の規定を準用する。

2 日本住宅公団が施行計画を定め、又は変更しようとする場合には、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十六条第五項から第十五項までの規定を準用する。

3 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に関する根幹公共施設を管理する者となるべき者に協議しなればならない。

(二団の宅地となる換地の希望の申出)

第二十六條 施行区域内の宅地の所有者は、前条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項又は前条第二項において準用する日本住宅公団法第三十六条第十一項の規定による公告があつた日から二月以内に、建設省令で定めるところにより、その所有する宅地について、二筆以上の宅地が二筆となるよう、又は他の所有者の宅地とあわせて二筆となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることができ。

2 施行者は、前項に規定する公告があつたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、同項の申出ができる旨を施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置をとらなければならない。

ない。

(土地整理審議会)

第二十七条 新都市基盤整備事業ごとに、地方公共団体又は日本住宅公団に土地整理審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、換地計画及び仮換地の指定に関する事項についてこの法律及びこの法律において準用する土地区画整理法に定める権限を行なう。

3 土地区画整理法第五十六条第二項及び第四項、第五十七条から第六十四条まで並びに第三百十條(第一項ただし書を除く。)の規定は、審議会について準用する。

4 日本住宅公団法第十九条の規定は、日本住宅公団に置かれる審議会の委員について準用する。

(評価員)

第二十八條 地方公共団体の長又は日本住宅公団総裁は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 前項の評価員は、非常勤とする。

3 地方公共団体又は日本住宅公団は、換地計画において清算金を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見をきかなければならない。

4 日本住宅公団法第十九条の規定は、日本住宅公団総裁の選任する評価員について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第二十九條 土地区画整理法第七十二条(第一項後段を除く。)、第七十三条、第七十七條、第七十八條、第八十條、第八十二條、第八十三條及び第八十五條(第六項を除く。)の規定は、土地整理について準用する。

第二款 換地計画

(換地計画の決定及び認可)

第三十條 施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行なうため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が市町村又は日本住宅公団であるときは、建設省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第二項及び第三項の規定は、前項の換地計画について準用する。

(換地計画)

第三十一條 換地計画においては、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 換地設計
- 二 各筆換地明細
- 三 各筆各権利別清算金明細
- 四 換地を定めない宅地その他の特別の定めをする土地の明細

(換地計画の縦覧及び換地計画についての意見書の処理)

第三十二條 施行者が換地計画を定めようとする場合については、土地区画整理法第八十八条第二項から第七項までの規定を準用する。

(換地)

第三十三條 換地計画において換地を定める場合においては、次条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定されるものを除き、換地及び従前の宅地の地積が照応するように定め、かつ、換地及び従前の宅地の位置、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に勘案して施行区域内において換地が定められる者の衡平が図られるように定めなければならない。

2 土地区画整理法第八十九条第二項の規定は、前項の規定により換地を定める場合について準用する。

(根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地の

(指定)

第三十四條 換地計画においては、新都市基盤整備事業の用に供するため収用により取得した土地及び施行者が所有するその他の土地(第二条第七項各号に掲げる土地を除く。)の全部又は一部を根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定しなければならない。

(換地を定めるに当たつて一団となるように配慮すべき場合)

第三十五條 第二十六条第一項の規定により一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出があつた宅地については、当該宅地を一団として用いることが土地の利用上望ましいと認められるときは、換地計画において換地を定めるに当たつて、当該宅地が一団となるよう配慮しなければならない。

(換地計画を定める場合の基準)

第三十六條 換地計画を定めるに当たつては、土地区画整理法第九十條から第九十二條まで並びに第九十五條第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定を準用する。

(清算金)

第三十七條 第三十四條の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された土地以外の宅地の換地に伴う清算については、土地区画整理法第九十四条前段の規定を準用する。

(換地計画の変更)

第三十八條 市町村又は日本住宅公団は、換地計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第三項の規定は市町村又は日本住宅公団から前項の認可の申請があつた場合について、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は施行者が換地計画を変更

しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整

(仮換地の指定)

第三十九條 土地整理における仮換地の指定については、土地区画整理法第三章第三節の規定を準用する。

(根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された土地の一括換地)

第四十條 第三十四條の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された土地は、一括してこれらの土地に換地され、次条において準用する土地区画整理法第九十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において施行者に帰属するものとする。

(換地処分等)

第四十一條 土地整理における換地処分については、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第九十三条、第九十四条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第九十五条、第九十六条並びに第九十七条第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算)

第四十二條 土地整理における清算については、土地区画整理法第九十條第一項から第六項まで及び第八項、第九十一条第一項並びに第九十二条の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第四十三條 土地整理に伴う権利関係の調整については、土地区画整理法第三章第七節の規定を準用する。

第四節 処分計画

(処分計画)

第四十四條 施行者は、建設省令で定めるところにより、処分計画を定めなければならない。

2 処分計画においては、根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区内の土地（以下「施設用地」と総称する。）の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の開発誘導地区内の土地の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

（処分計画の認可等）

第四十五条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 第二十五条第三項の規定は、施行者が処分計画を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

（処分計画の基準）

第四十六条 処分計画においては、都市計画において定められた開発誘導地区内の土地の利用計画を実現するため適切かつ効果的であるように当該地区内の土地の処分方法を定めなければならない。

2 処分計画においては、施設用地の処分価額は、土地の取得に要する費用及び土地整理の施行に要する費用を基準として定めなければならない。

第四十七条 処分計画においては、政令で特別の定めをするものを除き、根幹公共施設の用に供すべき土地は当該根幹公共施設を管理する者となるべき者に、開発誘導地区内の土地は当該地区内の土地を都市計画において定められた当該土地の利用計画に適合するように造成することとなる国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社に譲渡するように定めなければならない。

第五節 施設用地の処分等
（施設用地の処分）

第四十八条 施行者は、施設用地をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう施設用地の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

（実施計画の認可等）

第四十九条 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者（第四十七条の政令において特別の定めをするものを譲り受けた者を除く。）は、当該地区内の土地を当該土地の上に建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき（工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く。）は、建設省令で定めるところにより、当該土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画を定め、国及び都道府県以外の者にあつては、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 施行者若しくは開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者又はこれらの者から造成された敷地を譲り受けた者（次条の規定により建築物を建築しなければならない者を除く。）は、前項の実施計画をすみやかに実現するように努めなければならない。

3 第一項の実施計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

（建築物の建築義務）

第五十条 施行者から第四十七条の政令において特別の定めをするものを、又は実施計画に基づき敷地を造成した者から教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを建築すべき土地を譲り受けた者（その承継人を含むものとし、国、地方公共団体、日本住宅公団及び地方住宅供給公社を除く。）は、その譲受けの日から二年以内に、処分計画又は実施計画で定

める建築物を建築しなければならない。
（開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限）

第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地（工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。）以下この項において同じ。）又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の政令で定める者である場合
二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
三 滞納処分、強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
四 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨に従つて当該土地を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（買戻権）

第五十二条 施行者が処分計画に従つて開発誘導地区内の土地を譲り渡す場合又は実施計画に基づき敷地を造成した者がその敷地を譲り渡す場合においては、これらの者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第四十一条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻権は、開発誘導地区内の土地若しくは敷地を譲り受けた者又はその承継人が第五十条若しくは前条第一項の規定に違反した場合又は同条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、同項の土地若しくは敷地又はその上に建築された建築物に関し前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4 第一項の規定により買い戻した土地又は敷地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

第三章 雑則
（標識の設置）

第五十三条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備若しくは施行に必要な測量を行なうため、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第五十四条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(費用の負担)

第五十五条 新都市基盤整備事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(新都市基盤整備事業の引継ぎ)

第五十六条 現に施行されている新都市基盤整備事業の施行区域となつてゐる土地の区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新都市基盤整備事業を施行することができない。

2 現に施行されている新都市基盤整備事業の施行区域となつてゐる土地の区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新都市基盤整備事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 前項の規定により新都市基盤整備事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新都市基盤整備事業の施行に關して有してゐた権利義務(その者がその施行する新都市基盤整備事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

4 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。

(関係簿書の備付け)

第五十七条 施行者は、建設省令で定めるところにより、新都市基盤整備事業に關する簿書をその事務所に備へ付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第五十八条 施行者は、新都市基盤整備事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代へることができる。

2 前項の規定による公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(資金の融通等)

第五十九条 国は、施行者に対し、新都市基盤整備事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(施行者等に対する監督)

第六十条 建設大臣は施行者である都道府県又は日本住宅公団に対し、都道府県知事はその他の施行者に対し、それぞれ、それらの者が行なう工事又は処分が、この法律、この法律に基づく命令又は新都市基盤整備事業である都市計画事業の内容、施行計画、換地計画若しくは処分計画に從つていないと認める場合においては、新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、工事の中止若しくは変更又は処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

(報告、勧告等)

第六十一条 建設大臣は施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれの施行する新都市基盤整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する新都市

基盤整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(根幹公共施設及び関連公共施設の整備)

第六十二条 処分計画に從つて施行者から根幹公共施設の用に供すべき土地を譲り受けた者は、すみやかに、根幹公共施設を整備するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新都市基盤整備事業の施行に關連して必要となる公共施設及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備に努めるものとする。

(新都市基盤整備事業と鉄道の調整)

第六十三条 建設大臣は、新都市基盤整備事業に關する都市計画を定め、又は認可しようとする場合においては、あらかじめ、鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 建設大臣は、開発誘導地区に都市計画法第十二条第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域を定める新都市基盤整備事業に關する都市計画を定め、又は認可しようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。

(不服申立て)

第六十四条 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第一項において準用する土地地区画整理法第五十五條第十二項若しくは第二十五條第二項において準用する日本住宅公団法第三十六條第十四項の規定による認可

二 第二十五條第一項において準用する土地地区画整理法第五十五條第四項(同条第十三項において準用する場合を含む)若しくは第二十五條第二項において準用する日本住宅公団法第三十六條第八項(同条第十五項において準

用する場合を含む)又は第三十二條において準用する土地地区画整理法第八十八條第四項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)の規定による通知

2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整理に關し、第二章第三節の規定に基づいてした処分その他公權力の行使に當たる行為(以下この項において「処分」という。)に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は日本住宅公団がした処分にあつては建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 前項の審査請求につき都道府県知事がした裁決して不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不動産登記法の特例)

第六十五条 施行区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第六十六条 この法律における土地地区画整理法の適用について必要な技術的読替その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十七条 次の各号の一に該當する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第二十九條において準用する土地地区画整理法第七十二條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十條の規定に違反して、処分計画又は実施計画で定める建築物以外の建築物を建築した者

三 第五十一條第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないうで、開発誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

四 第五十一條第三項の規定により一定の用途

の建築物を建築すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第六十九條 第五十三條第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十條 第五十一條第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)
2 都市計画法の一部を次のように改正する。
第十二條第一項に次の一号を加える。

五 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第 号)による新都市基盤整備事業
第五十五條第一項中「土地区画整理事業」の下に「及び新都市基盤整備事業」を加える。

(建築基準法の一部改正)
3 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第四十二條第一項第二号中「又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)」を、「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)又は新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第 号)」に改め、同項第四号及び第五号中「又は都市再開発法」を、「都市再開発法又は新都市基盤整備法」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)
4 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第 号)の一部を次のように改正

する。

第四條第一項第四号中「前三号」を「第一号から前号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 都市計画法第十二條第二項の規定により新都市基盤整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地
(日本住宅公団法の一部改正)

5 日本住宅公団法の一部を次のように改正する。
第三十一條中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第 号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。
第四條第三項中「同条第二十二号の三」の下に「及び第二十二号の四」を加え、同条第七項中「第二十二号の四」を「第二十二号の五」に改める。

第四條の二第三項中「同条第二十二号の三」の下に「及び第二十二号の四」を加える。